

愛別町
第2次障がい者基本計画
第4期障がい福祉計画

平成 27 年 3 月
愛別町

「障がい」の表記について

一般的に「障害」に用いる「害」という漢字は、一般的に否定的でマイナスのイメージが強い言葉に用いられることから、「障害」という用語自体を変えるべきとの意見もありますが、現在これに代わる一般的な言葉がないのが実情です。

そのため、「障害」の『害』の字をひらがな表記にした「障がい」に変更することによって、少しでも否定的なマイナスのイメージを和らげるため、本計画において「障害」については、法律や制度に基づく名称及びそれらの中で特定のものをさす用語を「障害」と標記し、それ以外は「障がい」と表記しています。

は じ め に

本町では、平成 18 年度に「愛別町障害者基本計画」（平成 18 年度～平成 26 年度）を策定し、だれもが住みなれた家や地域で、共に生活することができるまちづくりに取り組んでまいりました。

今年度末に計画期間が終了することから、これまでの計画の基本的な考え方を踏襲し、併せて、この間の制度改正や国際的動向を踏まえ、第 2 次障がい者基本計画（平成 27 年度～平成 35 年度）及び第 4 期障がい福祉計画（平成 27 年度～平成 29 年度）を策定いたしました。



社会全体の高齢化やひとり世帯の増加は本町においても同様で、障がいのある人の将来への不安を解消するためには、在宅福祉サービスの充実に加えて、愛別町の風土である町民全体で支えあう気風を一層強めていく必要があります。

計画の策定にあたっては、アンケート調査を実施して障がいのある人の声を聴き、「愛別町だれもが暮らしやすい地域づくり協議会」において、障がいのある人や発達に不安を抱えるお子さん、そのご家族も安心して暮らせるまちづくりをすすめるためのご意見をいただき協議をすすめて参りました。

本計画を推進するため「温もりとやさしさが築く だれもが輝くまち あいべつ」を基本理念にかかげ、保健福祉の分野にとどまらず、医療・教育・雇用・生活環境・情報通信・防災など総合的なサービスの充実や社会参加の促進について、関係者の皆様と協力しながらすすめて参りますので、町民の皆様のご協力とご理解をお願い申し上げます。

なお、この計画を策定するに当たり、「愛別町だれもが暮らしやすい地域づくり協議会」委員及び各部会委員の皆様にご尽力いただきましたことに厚くお礼申し上げます。

平成 27 年 3 月

愛別町長 前佛 秀幸

目 次

I. 総 論	5
第1章 計画の策定にあたって	7
1. 計画策定の背景と趣旨	7
2. 計画の根拠法と位置づけ	8
3. 計画の対象	8
4. 計画の期間	9
5. 計画の策定方法	10
6. 制度改正の概要	11
第2章 障がい児・者を取り巻く現状	15
1. 愛別町の現況	15
2. 町における障がいのある人の状況	17
3. 障がいのある人を支える地域支援体制の状況	23
4. 障がい者基本計画の実施状況	25
5. 主なサービスの利用実績	27
6. 障がい者アンケート調査結果	33
第3章 計画の基本的な考え方	46
1. 計画の基本理念	46
2. 施策の基本目標	47
3. 施策体系	48
II. 各 論	49
第1章 地域で健やかに安心して暮らすために	51
1. 生活支援の充実	51
2. 保健・医療の充実	57
3. 新たなニーズへの対応	61
第2章 いきいきとした暮らしのために	62
1. 療育・教育の充実	62
2. 雇用・就労の充実	65
3. 社会参加の促進	67
第3章 温もりと安らぎのあるまちづくりのために	70
1. 心のバリアフリーの推進	70
2. 地域福祉活動の促進	73
3. 障がい者にやさしいまちづくりの推進	76

4. 情報・コミュニケーションの充実	80
Ⅲ. 第4期障がい福祉計画	82
第1章 計画の策定にあたって	84
1. 第4期障がい福祉計画の中心的課題	84
2. 障がい福祉計画の方向性	85
3. 障がい福祉計画の基本目標	86
第2章 第3期障がい福祉計画の実施状況	88
1. 障がい福祉施設入所者の地域生活への移行	88
2. 障がい福祉施設から一般就労への移行目標	88
3. 障がい福祉サービス	89
4. 地域生活支援事業	91
5. 児童福祉等のサービス	92
第3章 数値目標とサービス必要見込量	93
1. 平成29年度における数値目標	93
2. サービス見込み量及び確保のための方策	95
Ⅳ. 計画の推進体制	106
資料編	109
愛別町だれもが暮らしやすい地域づくり協議会設置要綱	111
愛別町だれもが暮らしやすい地域づくり協議会部会設置要領	113
愛別町だれもが暮らしやすい地域づくり協議会委員名簿	114
愛別町だれもが暮らしやすい地域づくり協議会部会委員名簿	115
愛別町だれもが暮らしやすい地域づくり協議会体制図	116
上川中部北4町だれもが暮らしやすい地域づくり協議会設置要綱	117
上川中部北4町だれもが暮らしやすい地域づくり協議会部会設置要領	119
上川中部北4町だれもが暮らしやすい地域づくり協議会体制図	120
関連する法律・条約	121

I. 総論

第1章 計画の策定にあたって

第2章 障がい者を取り巻く現状

第3章 計画の基本的考え方

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

本町では、「温もりとやさしさが築く だれもが輝くまち あいべつ」の実現をめざし、平成 19 年3月に「愛別町障害者基本計画」を、平成 24 年3月には「第3期障害福祉計画」を策定し、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

国では、平成 18 年に国際連合が採択した障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備が進められ、平成 23 年に改正された障害者基本法では、障がい者の定義が見直されるとともに、障害者権利条約の障がい者に対する合理的な配慮※の概念が盛り込まれました。

さらに平成 25 年には、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害者差別解消法」が制定され、障害者権利条約は、平成 26 年 1 月に批准されました。

本町においても、新たな法律に対応するよう国や道の動向に留意しつつ、障がいのある人の実態やニーズの把握に努め、在宅福祉サービスや施設サービスの充実、社会参加の促進等、さまざまな施策を推進し、障がい者福祉の向上を図ってきました。

近年、社会全体の高齢化や核家族化が進むとともに、また社会的要因により障がい者認定を受けの人が増加し、障がい者の増加と高齢化、障がいの重度化がみられ、それに伴って障がい者福祉のニーズは多様化している傾向にあります。

障がい者に係る制度が大きく変化する中、障がいのある人が自らの意思により地域で安心した生活を送ることができる社会をつくるために、市町村が担う役割はこれまでに増して重要なものとなってきています。

今回、「愛別町障害者基本計画」及び「第3期障害福祉計画」が同時に計画期間を終了することとなるため、障害者総合支援法のサービス内容の変化や、個別施策の見直しを含めた「愛別町第2次障がい者基本計画」及び「第4期障がい福祉計画」を策定します。

※合理的な配慮：障がい者一人ひとりの必要を考えて、その状況に応じた変更や調整などを、お金や労力などの負担がかかりすぎない範囲で行うこと。視覚障がいのある人の通路に障害物を置かない、障がいのある児童生徒等に対する支援員の配置、知的障がいのある人にもわかりやすい説明書や漢字にふりがなをつけるなどが一例です。

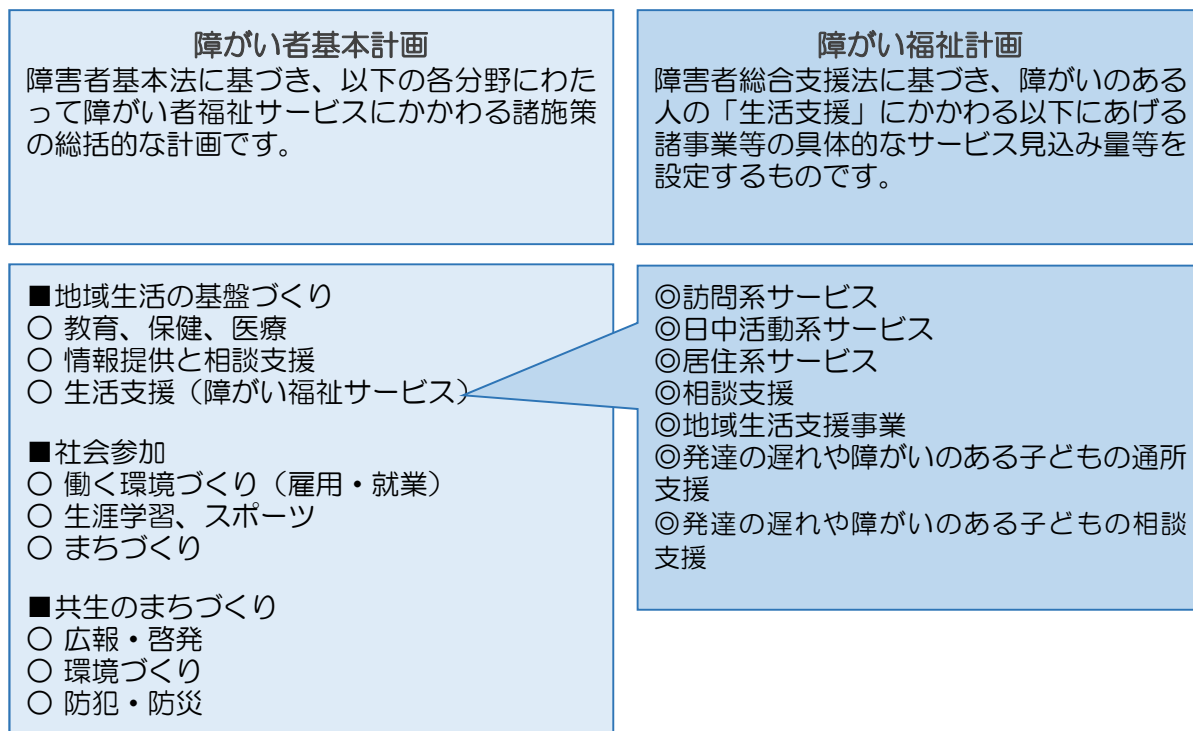
障害者の権利に関する条約「第二条 定義」では、「障害者が他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう」と定義されています。

2. 計画の根拠法と位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づき定められる市町村障害者計画及び障害者総合支援法第88条の規定に基づき定められる市町村障害福祉計画を一体的に策定する、障がい者の福祉全般にわたる総合的な計画です。

本町の障がい者の施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、障がい福祉サービスの円滑な実施を図り、施策展開の考え方や方策、施策の目標及び介護サービス量の見込み等を定めます。

【障がい者基本計画と障がい福祉計画の関係】



3. 計画の対象

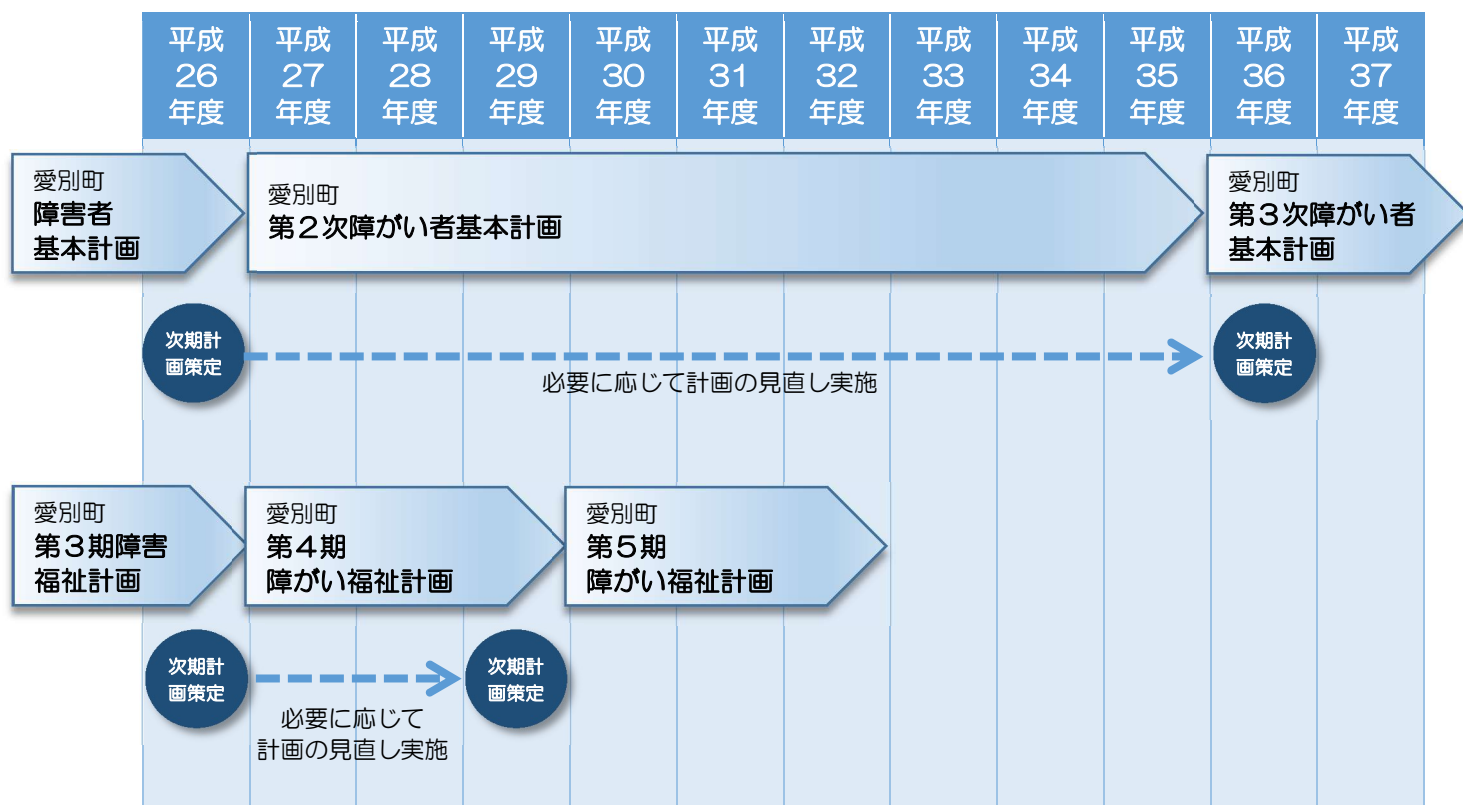
本計画における「障がい者」とは、障害者基本法に定義される身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい※、その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいいます。また、治療方法が確立していない疾病など政令で定める「難病」の人や発達に不安をかかえる子どもについても本計画の対象者とし、障がい児・者が地域で安心して生活できる環境を整備し、社会参加を支援・促進するために策定します。

※発達障がい：自閉症、アスペルガー症候群その他広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において現れるもののこと。

4. 計画の期間

第2次障がい者基本計画の計画期間は、平成27年度から平成35年度までの9年間とします。

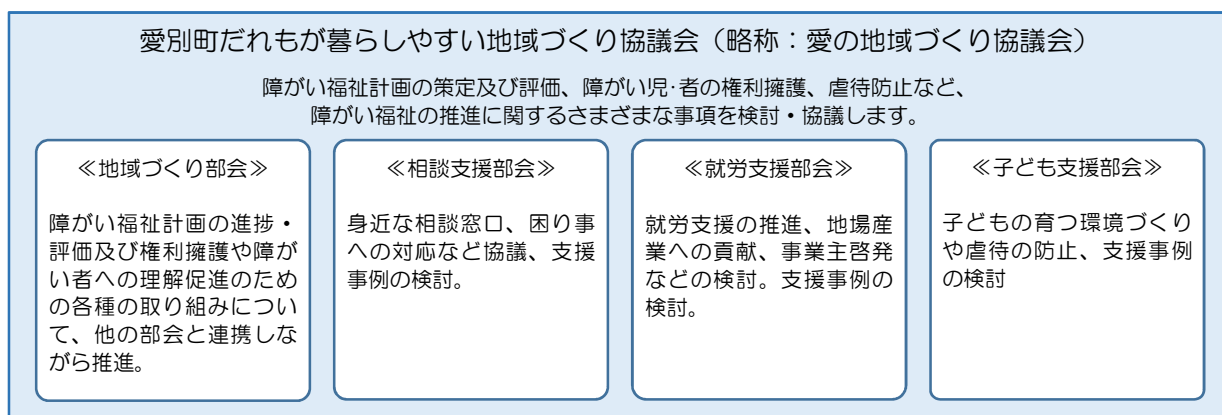
また、第4期障がい福祉計画の期間は、国が定める基本指針により、平成27年度から平成29年度までの3年間とします。



5. 計画の策定方法

(1) 計画の策定

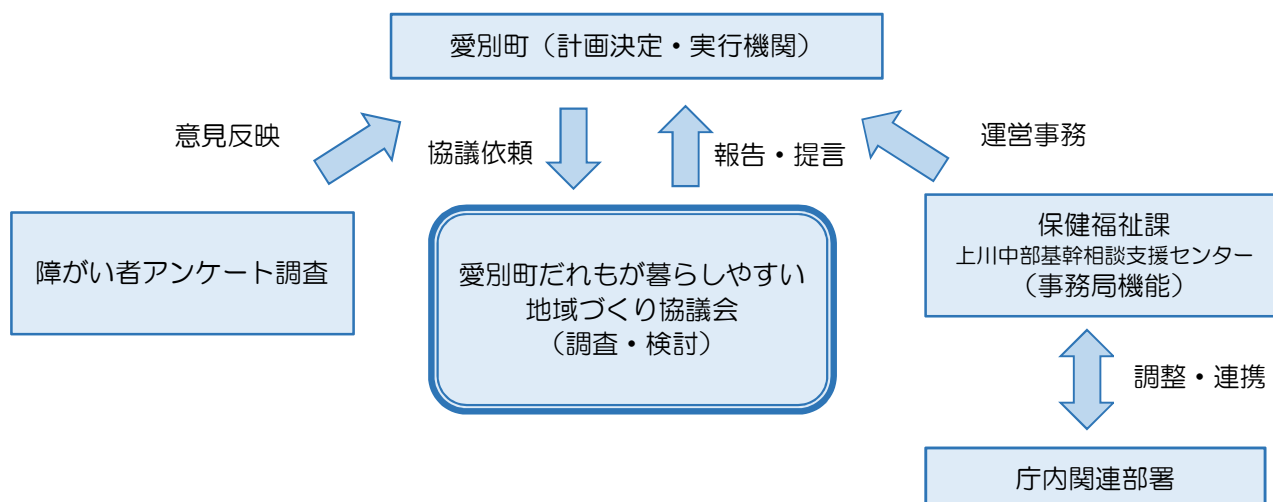
本計画の策定にあたっては、障がい者福祉事業の担当部門である保健福祉課を中心として、計画の評価及び見直しを行うとともに、計画策定の基礎資料を得ることを目的として障がい者に対する実態調査を実施し、市民の意見を反映させるため、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、一般市民等の構成による「愛別町だれもが暮らしやすい地域づくり協議会」（略称：愛の地域づくり協議会）において、計画内容の協議を行いました。



(2) 計画策定の体制

本町は、愛別町だれもが暮らしやすい地域づくり協議会の意見を踏まえ、計画を決定します。愛別町だれもが暮らしやすい地域づくり協議会は、計画策定とともに、計画の推進にかかる調査及び検討を行い、運営は保健福祉課が行います。

計画策定及び事業実施にあたっては、市民、関係者等の意見を聴くものとします。



6. 制度改正の概要

(1) 近年の国の動向

国においては、国連で採択された「障害者の権利に関する条約」（以下、障害者権利条約と記す）に署名したことから、その条約締結に向け、障害者基本法の改正（平成23年8月）、障害者総合支援法の成立（平成24年6月）、障害者差別解消法の成立及び障害者雇用促進法の改正（平成25年6月）など、障がい者のためのさまざまな制度改革が行われました。これら国内法の整備の充実がなされたことから、平成26年1月に「障害者権利条約」を批准し、今後はより具体的に、障がい者の権利を保障する取り組みが進められていく予定です。

■近年の国の動向

年 月	障がい者に関する主な法制度改正、施行など
平成 18 年 4 月	「障害者自立支援法」施行 3 障がい（身体・知的・精神）のサービス提供主体が区市町村に一元化され、サービス支給決定の透明化や明確化のため、障害程度区分を導入するなど、社会全体で障がい者を支える仕組みが構築される。
平成 19 年 4 月	障がい児の教育的支援を行う特別支援教育*が学校教育法に位置づけられる。
平成 19 年 9 月	「障害者の権利に関する条約」に署名
平成 21 年 12 月	国連障害者権利条約の締結に必要な国内法の整備を始めとする日本の障がい者制度の集中的な改革を行うため「障がい者制度改革推進本部」を内閣に設置。
平成 23 年 8 月	「障害者基本法」改正 - 共生社会の実現、差別禁止、教育・療育*支援の充実化など。
平成 24 年 10 月	「障害者虐待防止法」「障害者の養護者に対する支援等に関する法律」施行
平成 25 年 4 月	「障害者総合支援法」一部施行 - 新たに難病を追加。 「障害者優先調達推進法」施行 - 障がい者の法定雇用率の引き上げ（民間 1.8%から 2%、行政 2.1%から 2.3%）
平成 25 年 6 月	- 成年被後見人の選挙権回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律施行。 「障害者差別解消法」成立 「障害者雇用促進法」改正
平成 26 年 1 月	国連「障害者権利条約」批准
平成 26 年 4 月	「精神保健福祉法」改正 「障害者総合支援法」施行 - 応能負担*の明確化と障がい者の定義及び障害程度区分の見直しや、相談支援の充実、障がい児支援強化、など。

※特別支援教育：障がいや発達の違いのある児童や生徒の自立や社会参加に向け、一人ひとりの障がいの状態や特性、教育的ニーズに応じて適切な教育を行うこと。

※療育：何らかの障がいを抱えている子どもに対して、その成長や発達段階に応じて適切な治療・訓練・教育等を提供すること。

※応能負担：医療・介護・福祉サービスで、所得に応じて対価や保険料を支払うこと。

(2) 制度改正のポイント

1) 「障害者総合支援法」の施行

障がい者施策の大きな転換点となった「障害者自立支援法」が改正され、平成25年4月には「障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）」が施行されました。また、児童福祉法の改正により障がい児への支援も強化されています。

《障害者総合支援法改正のポイント》

①目的・基本理念

目的規定において、「自立」という表現に代わり「基本的人権を享有する個人としての尊厳」と明記され、障害者総合支援法の目的の実現のため、障がい福祉サービスによる支援に加えて、地域生活支援事業その他の必要な支援を総合的に行うこととなります。

②障がい者の範囲の見直し

障害者自立支援法では、支援の対象が身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がい者を含む）に限定されていましたが、障害者総合支援法では一定の難病の患者が対象として加えられます。

③障害支援区分への名称・定義の改正

「障害程度区分」が知的障がい、発達障がい、精神障がいの状態を適切に反映していないとの指摘を踏まえ、「障害支援区分」へと改正されました。

また、知的障がい及び精神障がいについては、一次判定（コンピューター判定）で低く判定される傾向があったため、障害者総合支援法では障害支援区分の判定における認定調査項目や判定式の見直しが行われています。

④障がい者に対する全国共通の支援体系

重度の肢体不自由者に限定されていた重度訪問介護は知的・精神障がい者へ拡大しました。また、共同生活介護（ケアホーム）は共同生活援助（グループホーム※）に一元化されています。

⑤サービス基盤の計画的整備

障がい福祉計画に必ず定める事項に「サービス提供体制の確保に係る目標に関する事項」と「地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項」を加えるほか、いわゆるPDCAサイクルにそって障がい福祉計画を見直すことが規定されました。

また、自立支援協議会の名称についても、地域の実情に応じて定められるようにするとともに、当事者や家族の参画が法律上に明記されています。

※グループホーム：障がい者が日常生活の場を援助を受けながら共同生活を行い、地域において自立生活していくための暮らしの場。

2) 「障害者基本法」の一部改正

「障害者基本法の一部を改正する法律」が平成23年8月に公布され（一部を除き同日施行）、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するとの目的規定の見直し、障がい者の定義の見直しや差別の禁止などが規定されました。

「障害者総合支援法」では、その基本理念に“社会参加の機会の確保及び地域社会における共生・社会的障壁の除去”が明記されましたが、これは障害者基本法の一部改正に呼応したのもでもあります。

3) 「障害者差別解消法」が成立

国連の「障害者権利条約」の批准に必要な国内法として、「障害者差別解消法」が平成25年6月に成立し、国や自治体など行政機関は、障がい者の要望等に応じて日常生活や社会参加の障壁を取り除く配慮を行うことが義務づけられ、平成28年4月の施行までに体制を整備することが求められています。

(3) 障がい福祉計画に係る国の基本指針の見直しについて

《基本指針の見直しのポイント》

①地域移行の促進と地域生活支援拠点の整備

第4期計画の成果目標として、「福祉施設から地域生活への移行促進」「精神科病院から地域生活への移行促進」が引き続き掲げられます。

施設入所者や入院患者の地域移行を進めていく上で、日中・夜間それぞれの生活支援体制を充実し、地域の受け皿づくりをより一層進めていくことが必要となります。

また、今回、新たに「地域生活支援拠点等の整備」が成果目標として加えられました。

②就労支援体制の強化

第4期計画の成果目標「福祉的就労※から一般就労への移行促進」については、就労移行支援事業の利用者の増加、利用者中の就労移行率を目標として設定することになりました。事業所等利用者や事業所等を利用する前の段階の本人と家族に、いかに一般就労への動機付けを図っていくかが課題となります。

また、一般就労も含めて、障がいのある人の働く場の確保・拡大を進めていく必要があります。

③障がい児支援体制の充実

第4期計画の策定に向けた基本指針では、児童福祉法に定めるサービス、障がい児相談支援の利用児童数を活動指標とする方向としており、障がい福祉計画で再び障がい児支援に関する内容を取り扱うこととなります。庁内連携のもと、障がい児等に対する支援体制について改めて充実・強化を図っていく必要があるものと考えます。

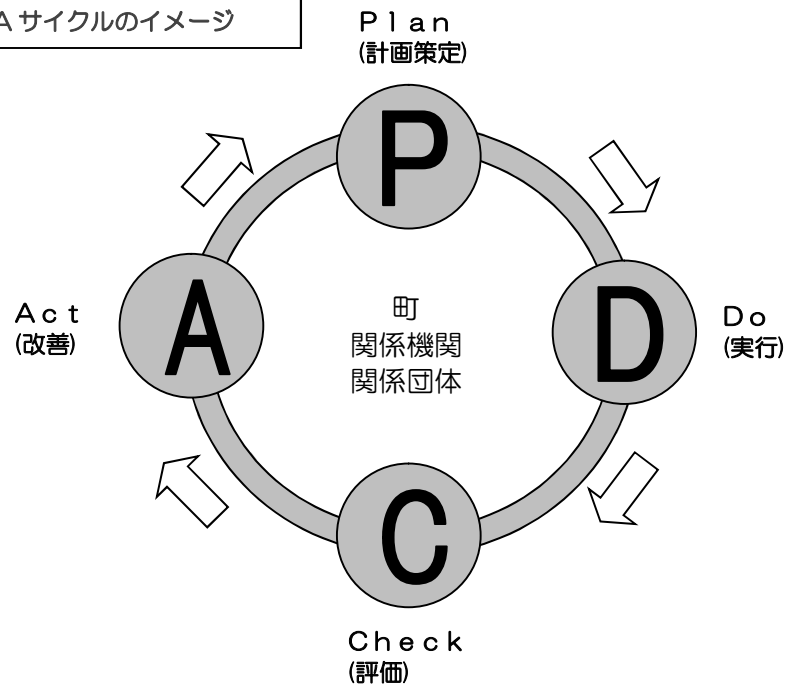
※福祉的就労：障がいのため、一般企業等に就労する機会が得られない障がい者が就労継続支援サービス事業所や作業所などで働くこと。

④PDCA サイクルの導入

障害者総合支援法では、障がい福祉計画に掲げた内容、指標等について定期的に調査・分析、評価を行い、必要があると認められるときは期間中であっても計画の変更等を行うこととなりました。

これに伴い、少なくとも年に 1 回は計画の進捗状況について整理・分析を行った上で、協議会等において計画変更の必要性について検討することが求められています。

PDCA サイクルのイメージ



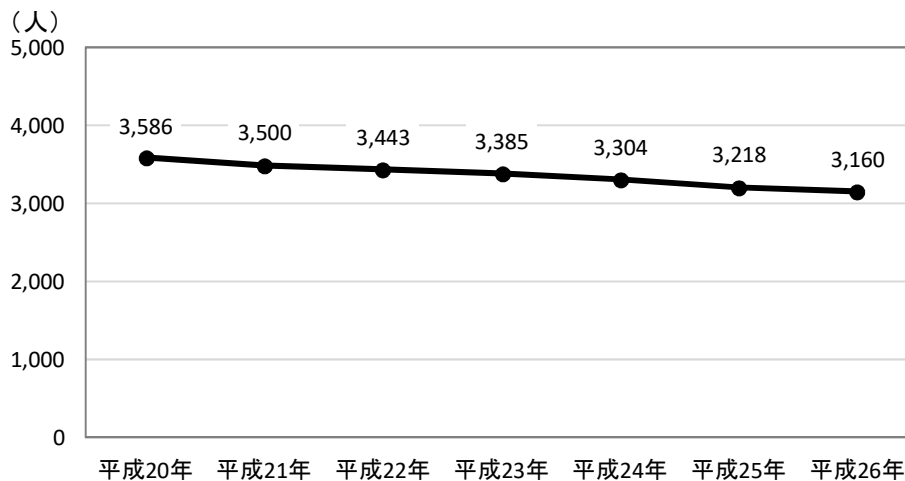
第2章 障がい児・者を取り巻く現状

1. 愛別町の現況

(1) 総人口の推移

本町の総人口は減少傾向にあり、平成20年に3,586人だった総人口は、平成26年には3,160人となり、426人の減少となっています。

■ 総人口の推移



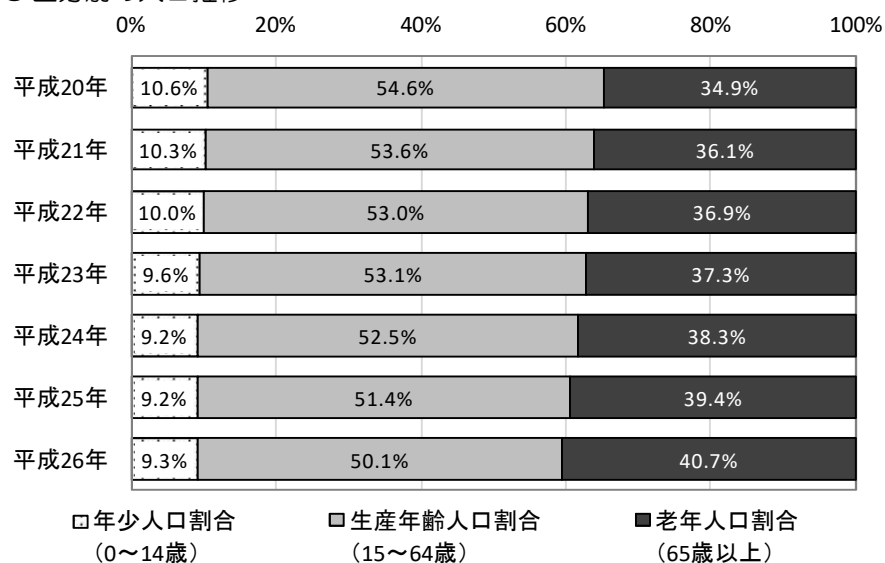
資料：住民基本台帳（各年 10 月 1 日）

(2) 年齢3区分別の人口推移

総人口の年齢構成別の推移をみると、高齢化率（65歳以上人口の総人口に占める割合）は、平成20年の34.9%から年々増加傾向にあり、平成26年には40.7%と高齢化が進展しています。

平成25年3月31日の住民基本台帳人口による全国、北海道との高齢化率の比較では、全国は24.1%、北海道は26.2%であり、本町は高齢化率が非常に高いといえます。

■年齢3区分別の人口推移

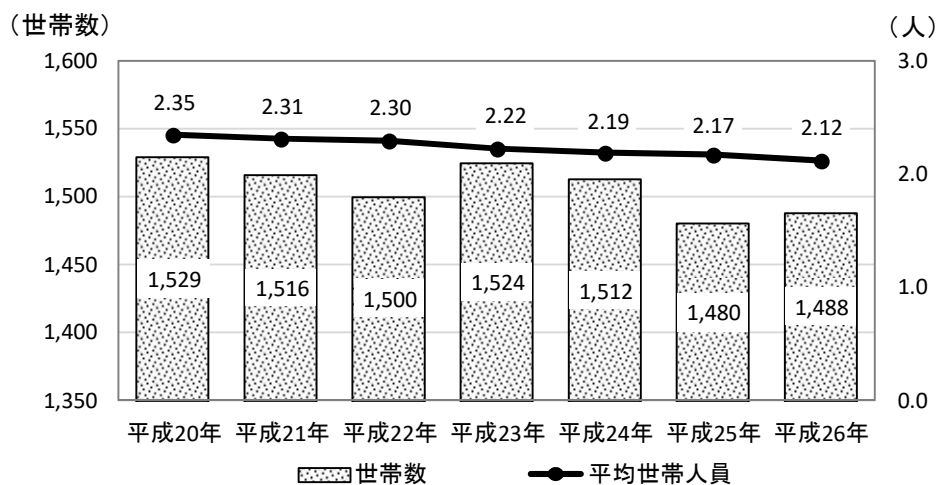


資料：住民基本台帳（各年 10 月 1 日）

(3) 世帯数の推移

世帯数は年によって増減がある状況ですが、平均世帯人員は減少傾向にあり、平成 20 年には 2.35 人だった平均世帯人員は、平成 26 年には 2.12 人に減少しています。

■世帯数と平均世帯人員の推移



資料：住民基本台帳（各年 10 月 1 日）

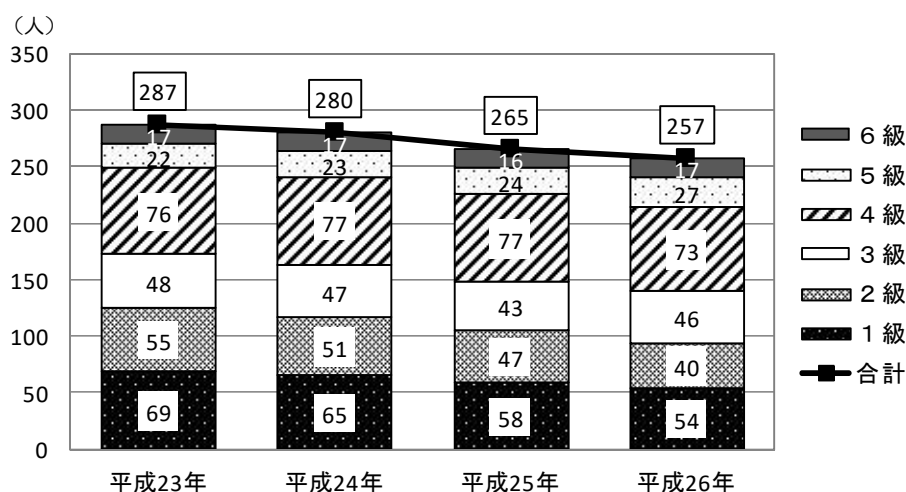
2. 町における障がいのある人の状況

(1) 身体障がい者の状況

身体障がいのある人数は、平成23年から減少傾向で推移しており、平成26年は合計で257人となっています。

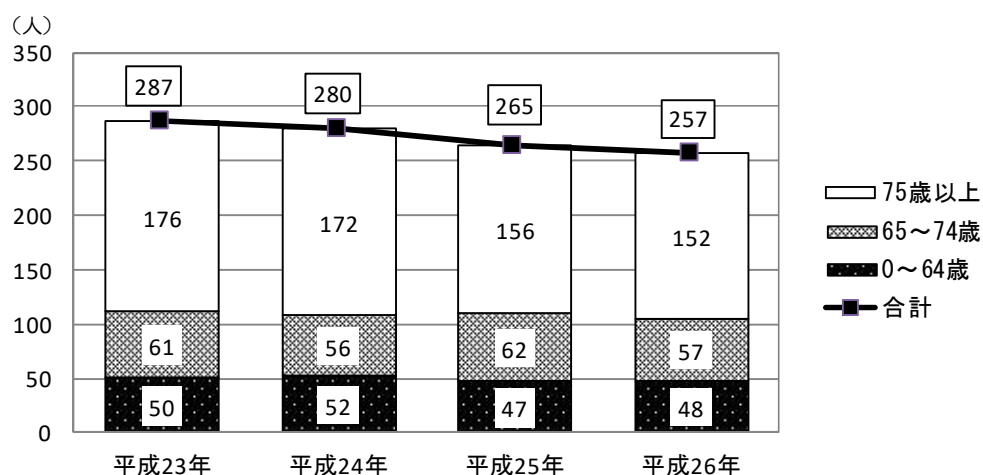
等級別にみると、1・2級の人数が減少しており、3～6級はほぼ横ばいで推移しており、年齢階層別では75歳以上の人数が多く、平成26年は152人で全体の59.1%を占めており、高齢者福祉との連携強化が増々求められます。

■等級別身体障がい者数の推移



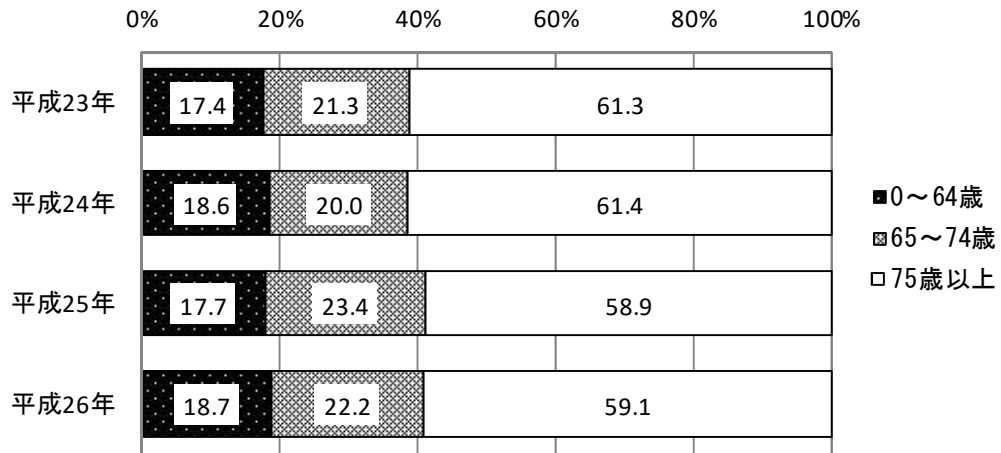
資料：保健福祉課（各年10月1日）

■年齢階層別身体障がい者数の推移



資料：保健福祉課（各年10月1日）

■年齢階層別身体障がい者比率の推移



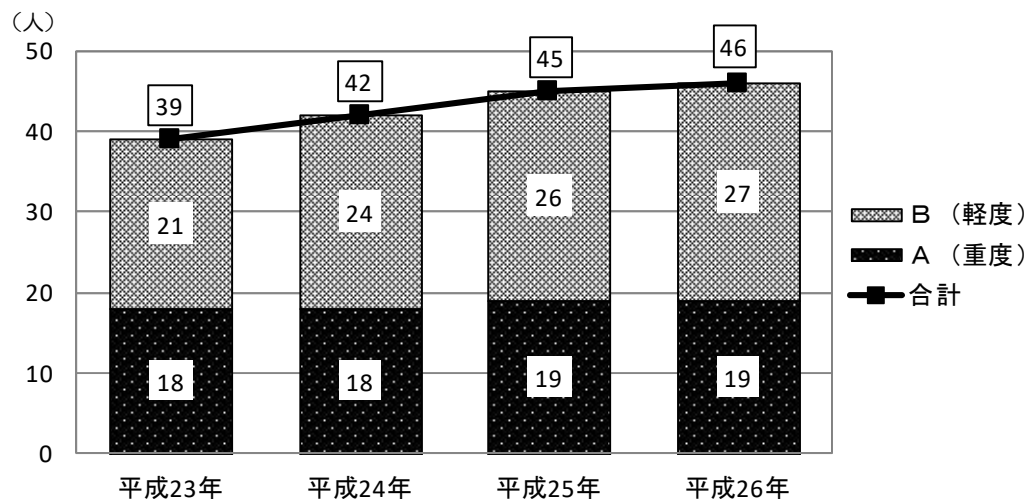
資料：保健福祉課（各年10月1日）

（２）知的障がい者の状況

知的障がいのある人の人数は、平成23年から増加傾向で推移しています。平成26年は46人となり、平成23年の39人から7人増（17.9%増）となっています。

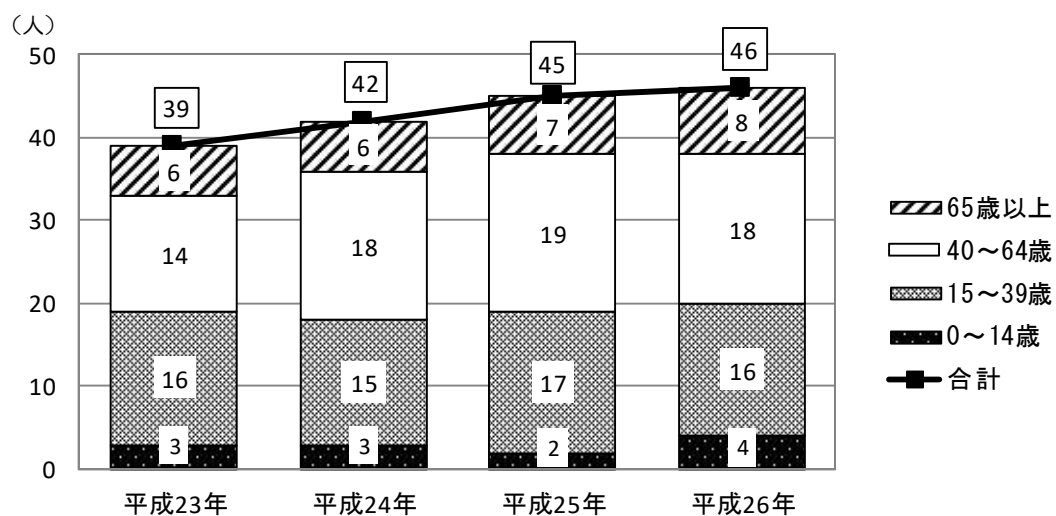
等級別にみると、A（重度）はほぼ横ばいで推移していますが、B（軽度）は増加しています。また、年齢階層別では、平成26年は40～64歳が18人（39.1%）で最も多く、次いで15～39歳が16人（34.8%）と続いています。支援体制の整備に伴って制度利用の希望者が増えたことが背景にあると考えられます。

■等級別知的障がい者数の推移

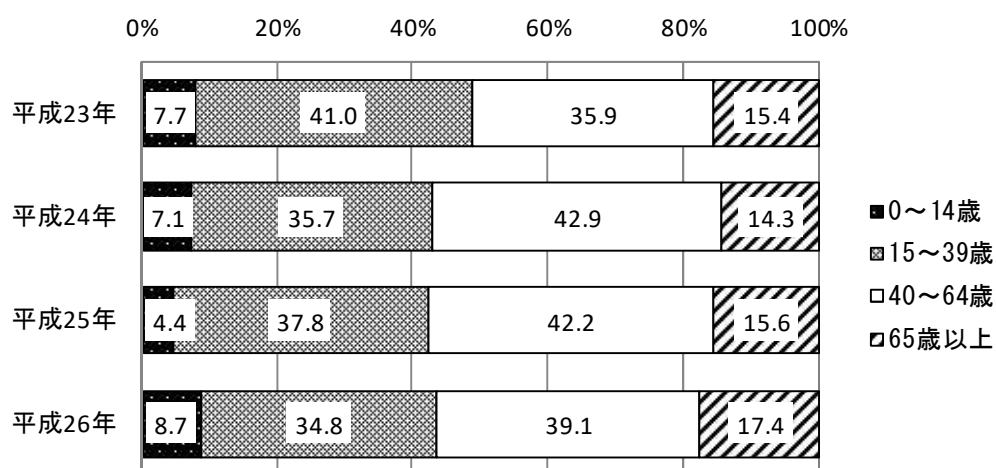


資料：保健福祉課（各年10月1日）

■年齢階層別知的障がい者数の推移



■年齢階層別知的障がい者比率の推移

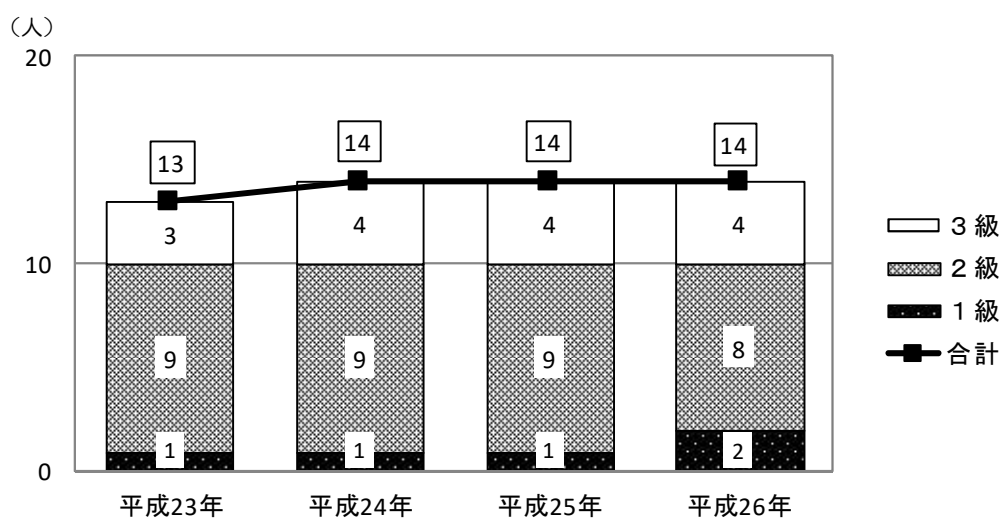


(3) 精神障がい者の状況

精神障がいのある人の人数は、平成23年からほぼ横ばいで推移しており、平成26年は14人となっています。

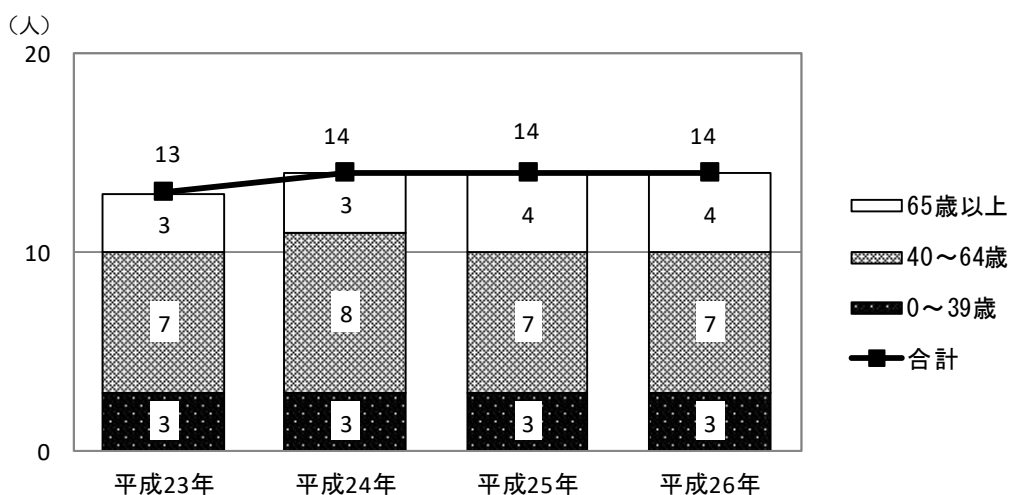
等級別にみると、平成26年は2級が8人（57.1%）、年齢階層別では40～64歳が7人（50.0%）でそれぞれ最も多くなっています。精神障害者保健福祉手帳所持者の状況であり、支援が必要でありながら地域に潜在する人への対応が求められます。

■等級別精神障がい者数の推移



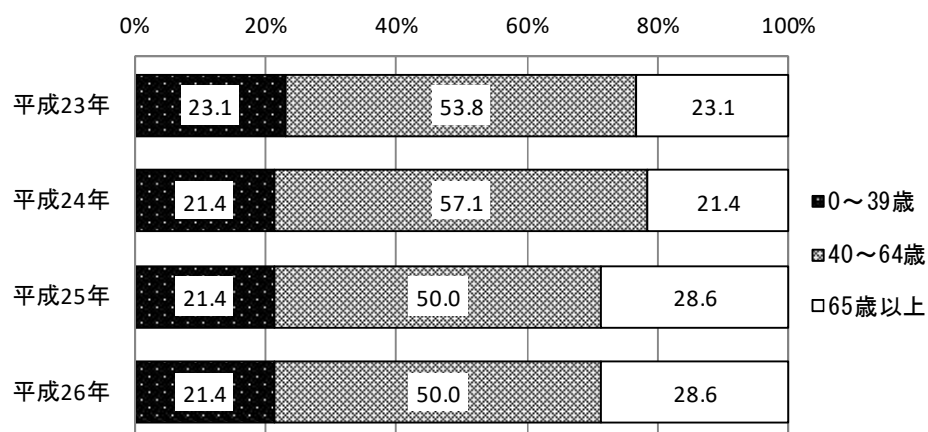
資料：保健福祉課（各年10月1日）

■年齢階層別精神障がい者数の推移



資料：保健福祉課（各年10月1日）

■年齢階層別精神障がい者比率の推移



資料：保健福祉課（各年10月1日）

（４）難病患者の状況

難病患者の状況については、北海道と連携を図りながら情報の把握に努めます。

（５）母子保健の状況

本町の出生数は平成23年度以降増加傾向にあり平成26年度は20人となっています。

また、乳児健診は平成26年度の対象者数112人に対し、受診者数は82人（受診率73.2%）の状況ですが、1歳6か月児健診及び3歳児健診の受診率は100%となっています。

■出生状況

	出生数	うち低出生体重児
平成23年度	15	1
平成24年度	17	1
平成25年度	17	0
平成26年度	20	2

※平成26年度は実績見込み。

■乳幼児健診

	健診名	対象者数	受診者数
平成23年度	乳児健診	82	77
平成24年度		92	79
平成25年度		86	73
平成26年度		112	82

■乳幼児健診（つづき）

	健診名	対象者数	受診実人数
平成 23 年度	1 歳 6 か月児	15	15
	3 歳児	18	18
平成 24 年度	1 歳 6 か月児	14	14
	3 歳児	15	15
平成 25 年度	1 歳 6 か月児	15	15
	3 歳児	17	17
平成 26 年度	1 歳 6 か月児	19	19
	3 歳児	16	16

■養育医療

	対象者数
平成 25 年度	0
平成 26 年度	0

■育成医療

	対象者数
平成 25 年度	1
平成 26 年度	0

3. 障がいのある人を支える地域支援体制の状況

(1) 障がい福祉サービス事業者

■障がい福祉サービス事業者一覧（平成 26 年 12 月現在）

名 称	サービス名	利用定員等
愛別町ホームヘルプサービスセンター （愛別町社会福祉協議会）	居宅介護、重度訪問介護	—
障がい福祉サービス事業所 あいねっと	生活介護	10
	就労継続支援（B型）	10
指定障害福祉サービス事業所フォーシーズン	居宅介護、重度訪問介護	—

(2) ボランティア活動

平成25年度末現在、本町では、5団体、118人がボランティア登録をしており、現在は主に高齢者などを対象とした地域活動を行っています。

■ボランティア登録数（平成 25 年度末現在）

グループ登録	団体数（団体）	5
	人数（人）	118
個人登録	人数（人）	0
登録人数計（人）		118

■ボランティア団体一覧（平成 25 年度末現在）

名 称	人数（人）	主な活動内容
赤十字奉仕団	80	昭和 60 年結成、独居老人や寝たきり訪問、お食事会、イベント奉仕
無線奉仕団	7	昭和 53 年結成、無線非常通信、イベント奉仕
パレアナグループ	9	平成 12 年結成、施設ボランティア
こぶしの会	7	平成 15 年結成、施設ボランティア
ほうらい大学	15	平成 15 年結成、施設ボランティア

(3) 障がい者団体

平成25年度末現在、本町で活動している障がい者団体は2団体で、122人が加入しています。

■障がい者団体一覧（平成25年度末現在）

名 称	人数 (人)	年間活動 回数(回)	主な活動内容
愛別町身体障害者福祉協会	72	4	会員相互の福祉向上。研修会・研修旅行・スポーツ大会。各種会議等での交流意見交換など。
愛別手をつなぐ育成会	50	8	昭和44年結成。定例総会・関連組織研修会、総会、役員会、大会への参加・町内特学社会見学会・合同研修会等への参加。

※年間活動回数は平成25年度の年間実績

(4) 地域の相談員

平成25年度末現在、本町では、民生委員児童委員15人、身体障害者相談員、知的障害者相談員がそれぞれ1人、福祉委員が63人おり、地域に密着した相談活動を行っています。

■地域の相談員人数（平成25年度末現在、単位：人）

名 称	人数
民生委員児童委員	15
身体障害者相談員	1
知的障害者相談員	1
福祉委員	63
合計	80

4. 障がい者基本計画の実施状況

本町では、平成18年度から平成26年度までの9年間、障がい者基本計画を推進してきました。計画の推進にあたっては、町内の障がい者サービス事業者や社会福祉協議会、関係機関との連携・協力体制のもと施策・事業を展開し、障がい児・者への支援サービスの提供をはじめ、障がいのある人と地域住民が共生できるまちづくりにおいて一定の成果をあげてきました。

障がい者基本計画における、施策・事業のこれまでの主な実施状況は次の通りとなっています。

基本目標 1 地域で健やかに安心して暮らすために

施策分野	施策・事業	計画期間の主な実施状況
生活支援の充実	自立支援のためのサービスの充実	○居宅介護・重度訪問介護事業所開設 ○就労継続支援事業所開設 ○補装具・日常生活用具の給付 ○日中一時支援事業、移動支援事業の実施 ○生活介護事業所の開設 ○共生型事業の活用により「グループハウス 四季」設置 ○緊急通報装置の貸与 ○除雪サービスの実施
	施設の利用環境の整備	○計画相談の導入 ○上川中部基幹相談支援センターによる地域生活移行支援を推進
	相談支援の充実	○上川中部基幹相談支援センター設置（平成26年度） ○「愛別町だれもが暮らしやすい地域づくり協議会」設置（平成26年度） ○「上川中部北 4 町地域づくり協議会」への参加 ○障害者相談員の配置
	生活安定支援の充実	○上川中部基幹相談支援センター作成のリーフレット配布、「広報あいべつ」への啓発情報掲載など実施
保健・医療の充実	障がいの予防・早期発見体制の充実	○妊婦健診助成の拡大実施（14回＋検査） ○乳児健診、1歳6ヶ月児健診、3歳児健診 ○健康教育の実施 ○介護予防教室の実施
	医療・リハビリテーション※の充実	○町立診療所のバリアフリー※化推進（スロープ設置） ○医療費公費負担制度の周知
	精神保健の充実	○健康教育、ほうらい大学等の機会に心の健康づくりの意識啓発活動実施
新たなニーズへの対応		○障がい者の対象範囲拡大に関して周知 ○医療機関、療育機関が実施する研修会への参加 ○愛別町特別支援教育連絡協議会作成の「すくらむ」「プチすくらむ」配布 ○上川中部基幹相談支援センターに総合相談体制を整備

基本目標2 いきいきとした暮らしのために

施策分野	施策・事業	計画期間の主な実施状況
療育・教育の充実	療育の充実	○愛別町だれもが暮らしやすい地域づくり協議会に子ども支援部会設置 ○4 町負担金により当麻町母子通園センターを運営 ○子育て支援センターでの相談・助言実施 ○幼児センターにおける受け入れ体制の整備
	学校教育の充実	○特別支援教育支援員の配置 ○美深高等養護学校あいべつ校開校 ○就学指導委員による就学指導実施
雇用・就労の充実	雇用・就業の促進	○愛別町だれもが暮らしやすい地域づくり協議会に就労支援部会設置
	福祉的就労の充実	○「あいねっと」にて就労継続支援（B型）サービス開始（平成 23 年） ○就労支援プログラム「アクション」に参加
社会参加の促進	地域活動・社会活動への参加促進	○「愛の架け橋スタンプラリー」開催 ○共生型交流館「ぼんて」開設

基本目標3 温もりと安らぎのあるまちづくりのために

施策分野	施策・事業	計画期間の実施状況
心のバリアフリー運動の推進	啓発・広報活動の充実	○「広報あいべつ」への情報掲載 ○リーフレット作成・配布
	福祉教育の充実	○上川中部基幹相談支援センターにて講座を実施（平成 26 年）
	権利擁護※の推進	○4 町民生委員連絡協議会にて権利擁護、虐待防止の研修会実施（平成 26 年） ○人権擁護委員の日などに「特設人権心配ごと相談所」を開設 ○旭川成年後見支援センター開設
地域福祉活動の促進	ボランティア活動の推進	○町内ボランティア団体による施設ボランティア実施 ○手話研修会の開催
	マンパワー※の充実	○上川中部基幹相談支援センターにコーディネーターなど専門職を配置
障がい者にやさしいまちづくりの推進	住まいづくり・まちづくりの推進	○理学療法士等による住宅改造の助言に係る調整 ○公営住宅のバリアフリー化推進 ○公共施設のバリアフリー化推進
	移動・交通対策の推進	○福祉有償運送事業の実施及び利用料金の半額助成 ○冬季の除排雪実施
	防犯対策の推進	○緊急通報装置の貸与 ○振り込め詐欺※等の未然防止のための広報活動

施策分野	施策・事業	計画期間の実施状況
	防災対策の推進	○要援護者台帳の整備 ○避難所について愛別町地域防災計画に規定 ○社会福祉施設における防災対策の推進
情報・コミュニケーションの充実	情報バリアフリーの促進	○拡大読書器の配置（役場及び上川中部基幹相談支援センター）
	コミュニケーション支援の充実	○手話通訳者*等の派遣体制整備

※リハビリテーション：障がい者の身体的、精神的、社会的な自立能力向上を目的とした治療や訓練。又は、障がい者のライフステージのすべての段階において全人的復権に寄与し、障がい者の自立と参加をめざすとの考え方。

※バリアフリー：障がい者が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除外すること。段差などの物理的障壁のみならず、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

※権利擁護：自分の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障がいのある人のために、人権を始めとしたさまざまな権利を保護したり、本人に代わってその財産を適切に管理したりすること。

※マンパワー：人材資源のこと。ここでは介護などの専門的知識を持つ人のことを指します。

※振り込み詐欺：身に覚えのない支払請求を、メールやハガキを使って脅迫的な文面で送りつける行為。オレオレ詐欺は、身内などを装って金銭の振り込みを要求するもの。

※手話通訳者：手話を用いて通訳を行う者。所定の講習を受けて技術を習得した者を手話奉仕員という。

5. 主なサービスの利用実績

（１）居宅サービス

1）居宅介護（ホームヘルプ）

在宅で障がいのある人の家庭を訪問し、家事や介護、外出時の付添いなどの支援を行うサービスです。

平成26年度の利用は実人数で6人、月平均利用時間数は55時間の見込みです。

	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
居宅介護 （ホームヘルプ）	時間／月	110	117	55
	実人数	11	12	6

2）生活介護

地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供するサービスです。

平成26年度の利用は実人数で26人、月平均利用人数は572人の見込みです。

	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
生活介護	人日／月	337	343	572
	実人数	16	16	26

3) 就労移行支援

一般企業等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行うサービスです。

平成26年度の利用は実人数で1人、月平均利用人数は22人の見込みです。

	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
就労移行支援	人日／月	30	29	22
	実人数	2	2	1

4) 就労継続支援

雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識や能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。A型は雇用契約を結び、B型は雇用契約を結びません。

就労継続支援（A型）は平成26年度に実人数で1名、月平均利用人数は22人、就労継続支援（B型）は実人数で13名、月平均利用人数は286人の見込みです。

	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
就労継続支援（A型）	人日／月	0	0	22
	実人数	0	0	1
就労継続支援（B型）	人日／月	429	453	286
	実人数	26	28	13

5) 療養介護

医療機関への長期入院による医学的管理のもとに、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行うサービスです。

平成26年度の利用は実人数で2人の見込みです。

	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
療養介護	実人数	1	1	2

(2) 居住サービス

1) 共同生活援助（グループホーム）

主に夜間に相談、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、就労先その他関係機関との連絡、その他の必要な日常生活上の世話を行うサービスです。

平成26年度の利用は実人数で10人の見込みです。

	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
共同生活援助 (グループホーム)	人	8	8	10

2) 施設入所支援

夜間に介護が必要な人、通所が困難な自立訓練、就労移行支援の利用者に対し、夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行うサービスです。

平成26年度の利用は実人数で15人の見込みです。

	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
施設入所支援	人	15	15	15

(3) 計画相談支援

支給決定を行う際にサービス等利用計画を作成するとともに、一定期間後において、サービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。

利用人数は徐々に増加しており、平成26年度の利用は月平均で6人の見込みです。

	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画相談支援	人／月	0	4	6

（４）発達の遅れや障がいのある子どもの支援

１）児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の取得、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービスです。

平成26年度の利用は月平均で5人の見込みです。

	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
児童発達支援	人／月	6	6	5

２）放課後等デイサービス

放課後や、土日祝日などの学校休業日、夏休み、冬休みなどの長期休暇中に生活能力向上のための訓練等を行うことにより、障がい児の自立促進、放課後等の居場所づくりを行います。

平成26年度の利用は月平均で1人の見込みです。

	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
放課後等デイサービス	人／月	1	1	1

３）発達の遅れや障がいのある子どもの相談支援

発達の遅れや障がいのある子どもが児童発達支援・放課後等デイサービスなどを利用する前に発達支援サービス等利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとに発達や利用状況の確認、相談を行います。

平成26年度の利用は実人数で5人の見込みです。

	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
障がい児等相談支援	人	0	6	5

(5) 補装具の交付・修理

身体障害者手帳を所持している人が、日常生活を容易にするために補装具を必要とする場合、交付や修理を行っています。

平成26年度における補装具の交付・修理実績は、交付6件、修理6件の見込みです。

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
義肢	交付（件）	0	0	0
	修理（件）	1	0	2
装具	交付（件）	2	3	2
	修理（件）	0	0	0
補聴器	交付（件）	2	7	4
	修理（件）	4	0	3
車いす	交付（件）	3	1	0
	修理（件）	3	1	1
合 計	交付（件）	7	11	6
	修理（件）	8	1	6

(6) 日常生活用具の給付・貸与

身体障害者手帳・療育手帳の交付を受けている人や、知的障がいと判定された重度の障がいがある人に、日常生活に必要な用具の給付を行っています。

平成26年度の給付実績は、計85件の見込みです。

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
聴覚障がい者用屋内信号装置	給付（件）	0	1	1
T字杖つえ	給付（件）	0	1	1
視覚障がい者用拡大読書器	給付（件）	0	1	0
人工内耳用音声信号処理装置	給付（件）	0	0	2
人工内耳体外機電池	給付（件）	1	1	0
ストマ用装具	給付（件）	73	78	81
合 計	給付（件）	74	82	85

※ストマ用装具は1か月分を1件としています。

(7) 経済的支援

平成25年度における各種年金・手当等の実績は次の通りです。

		平成 25 年度
障害基礎年金	受給者数（人）	67
	金額（円）	57,828,200
障害年金	受給者数（人）	10
	金額（円）	9,026,600
特別障害者手当	受給者数（人）	2
	金額（円）	628,080
特別児童扶養手当	受給者数（人）	7
	金額（円）	3,218,400
重度心身障害者医療費助成	受給者数（人）	109
	金額（円）	11,427,851
更生医療	受給者数（人）	9
	金額（円）	1,325,822
育成医療	受給者数（人）	1
	金額（円）	99,052
療養介護医療	受給者数（人）	1
	金額（円）	883,459
高齢者等交通費助成事業	支給決定者（人）	8
	金額（円）	78,650
児童発達支援等通所交通費助成事業	支給決定者（人）	8
	金額（円）	114,700
冬の生活支援事業	支給決定者（人）	36
	金額（円）	360,000

6. 障がい者アンケート調査結果

(1) 調査の概要

1) 調査の目的

このアンケート調査は、今後の障がい者福祉施策とともに、障がい福祉サービス等の事業運営を検討するための基礎資料として、障がい者手帳をお持ちの方からご意見をお聴かせいただくために実施しました。

2) 調査対象及び調査方法等

調査期間	平成 26 年 8 月 19 日～平成 26 年 9 月 3 日
対象者と 実施方法	障がい者手帳をお持ちの方を対象に、調査票の郵送による発送・回収

3) 回収結果

調査票配布数	回収数	回収率
348 票	289 票	83.0%

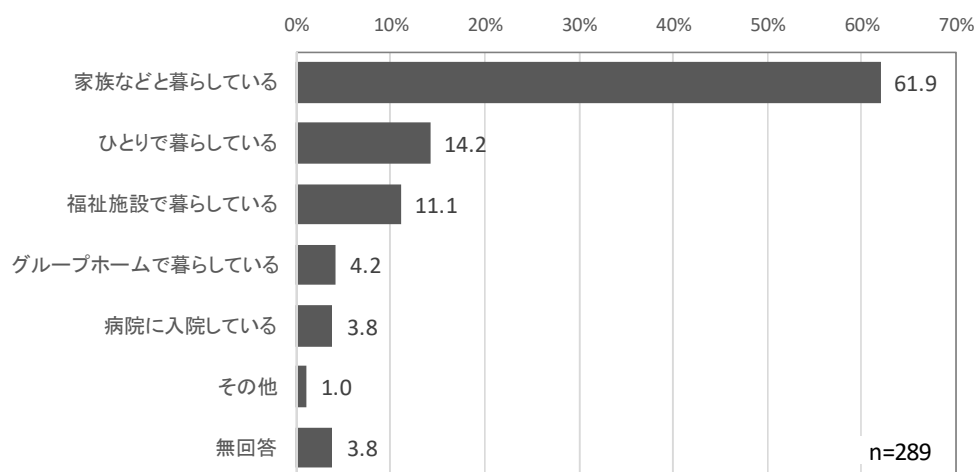
4) 表記について

- グラフ図中の（n=xxx）は、設問の回答者総数（母数）を表わします。
- 設問には1つのみ答えるもの（シングルアンサー）と複数回答のもの（マルチアンサー）があり、マルチアンサーの設問では、表記の割合の合計は100%を超えることがあります。
- 表記の割合は選択肢ごとに小数点第2位で四捨五入しているため、その割合の合計は100%にならないことがあります。

(2) 調査結果

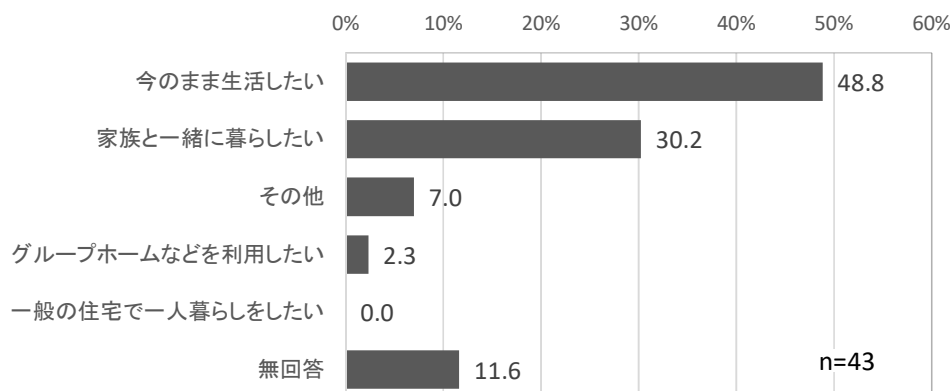
1) 現在の暮らし

- 現在の生活は、「家族などと暮らしている」が61.9%で最も多く、次いで「ひとりで暮らしている」が14.2%が続いています。
- 自宅以外で暮らしている人は、「福祉施設で暮らしている」(11.1%)、「グループホームで暮らしている」(4.2%)、「病院に入院している」(3.8%)の順となっています。



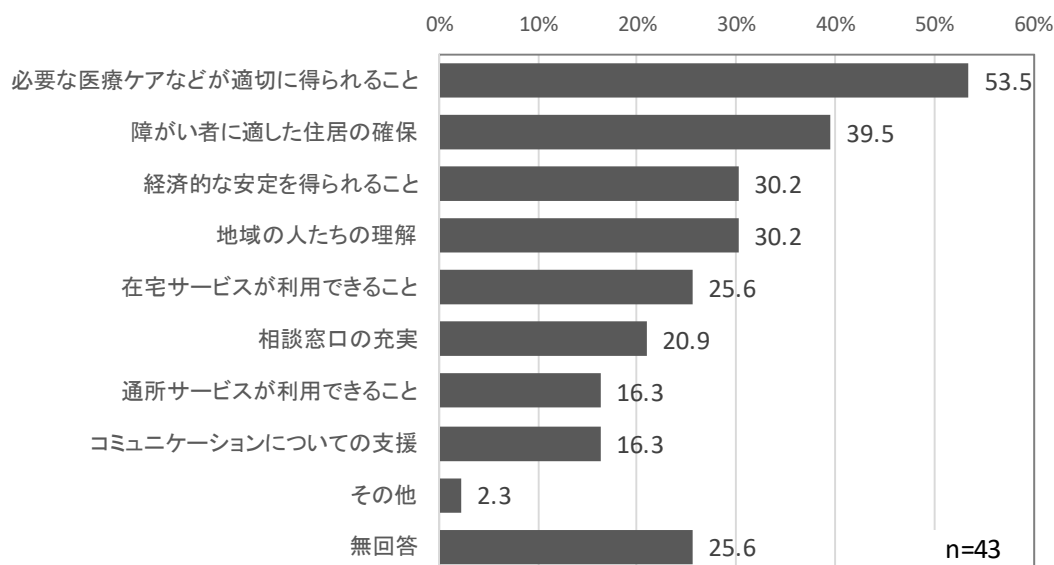
2) 将来、地域で生活したいかどうか

- 「福祉施設で暮らしている」「病院に入院している」方が将来希望する生活は、「今のまま生活したい」が48.8%で最も多くなっています。



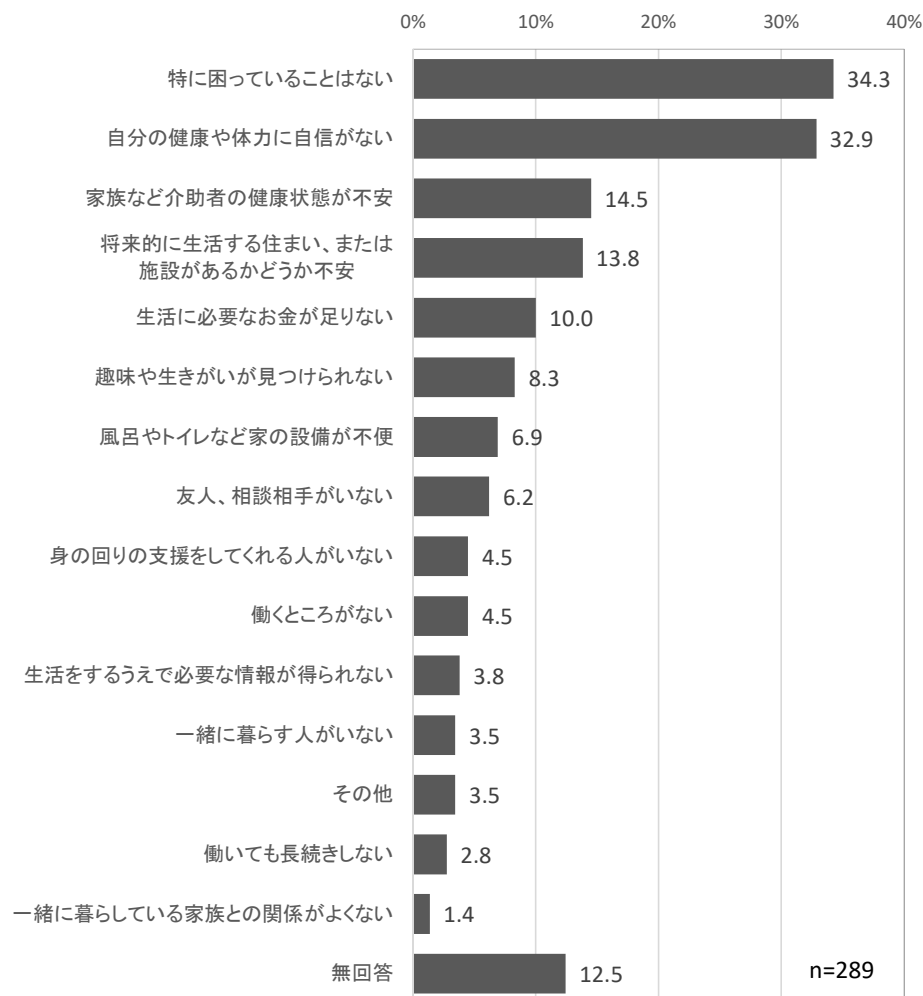
3) 地域で生活するために必要な支援

- 「福祉施設で暮らしている」「病院に入院している」と回答した人に、地域で生活するためにはどのような支援があればよいと思うか尋ねました。
- 地域で生活するために必要な支援は、「必要な医療ケアなどが適切に得られること」が53.5%で最も多く、次いで「障がい者に適した住居の確保」（39.5%）、「経済的な安定を得られること」（30.2%）、「地域の人たちの理解」（30.2%）と続いています。



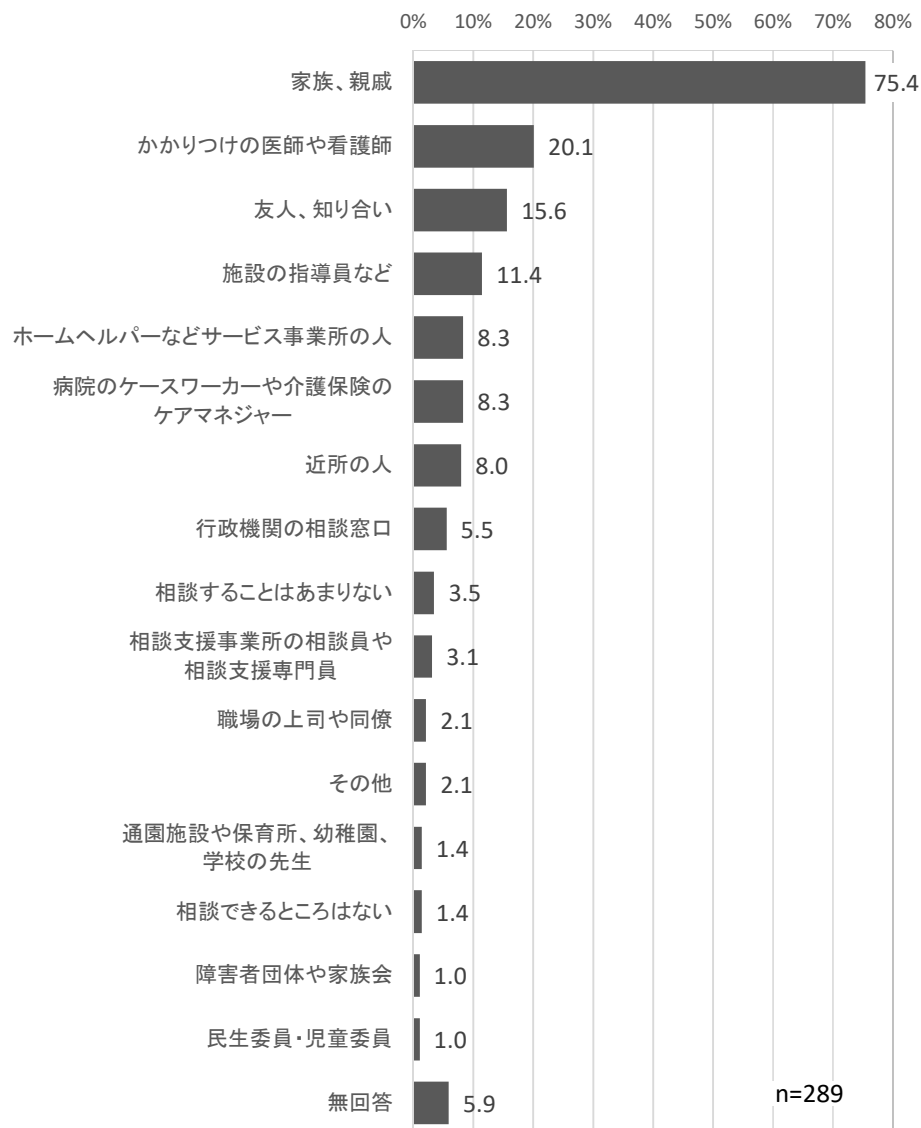
4) 現在の生活で困っていることや不安に思っていること

- 現在の生活で、「特に困っていることはない」が34.3%で最も多くなっています。
- 困っていることや不安に思っていることでは、「自分の健康や体力に自信がない」(32.9%)、「家族などの介助者の健康状態が不安」(14.5%)、「将来的に生活する住まい、または施設があるかどうか不安」(13.8%)と続いています。



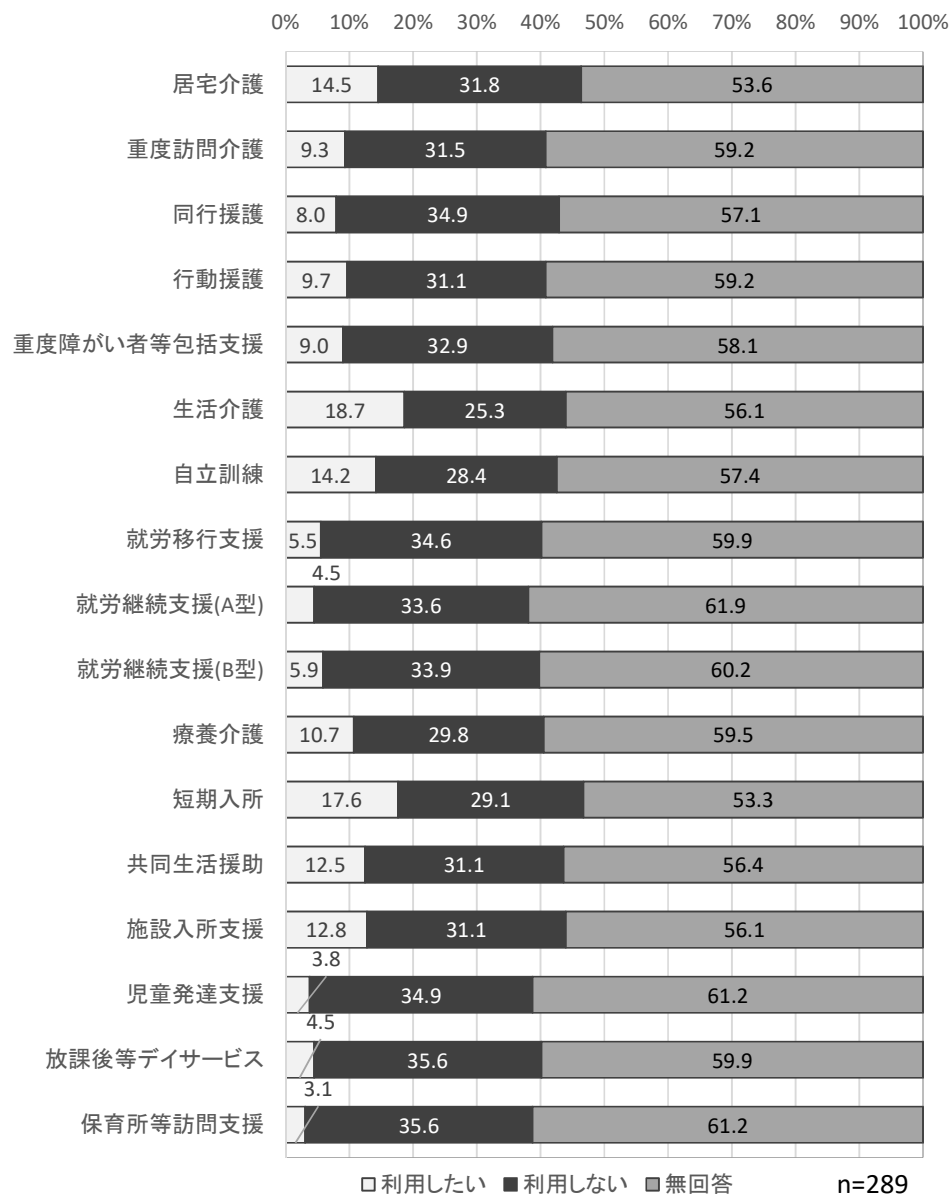
5) 悩みや困ったことを相談する相手

- 悩みや困ったことを相談するのは、「家族や親戚」が75.4%を占めています。
- 次いで、「かかりつけの医師や看護師」（20.1%）、「友人、知り合い」（15.6%）、「施設の指導員など」（11.4%）が続いています。



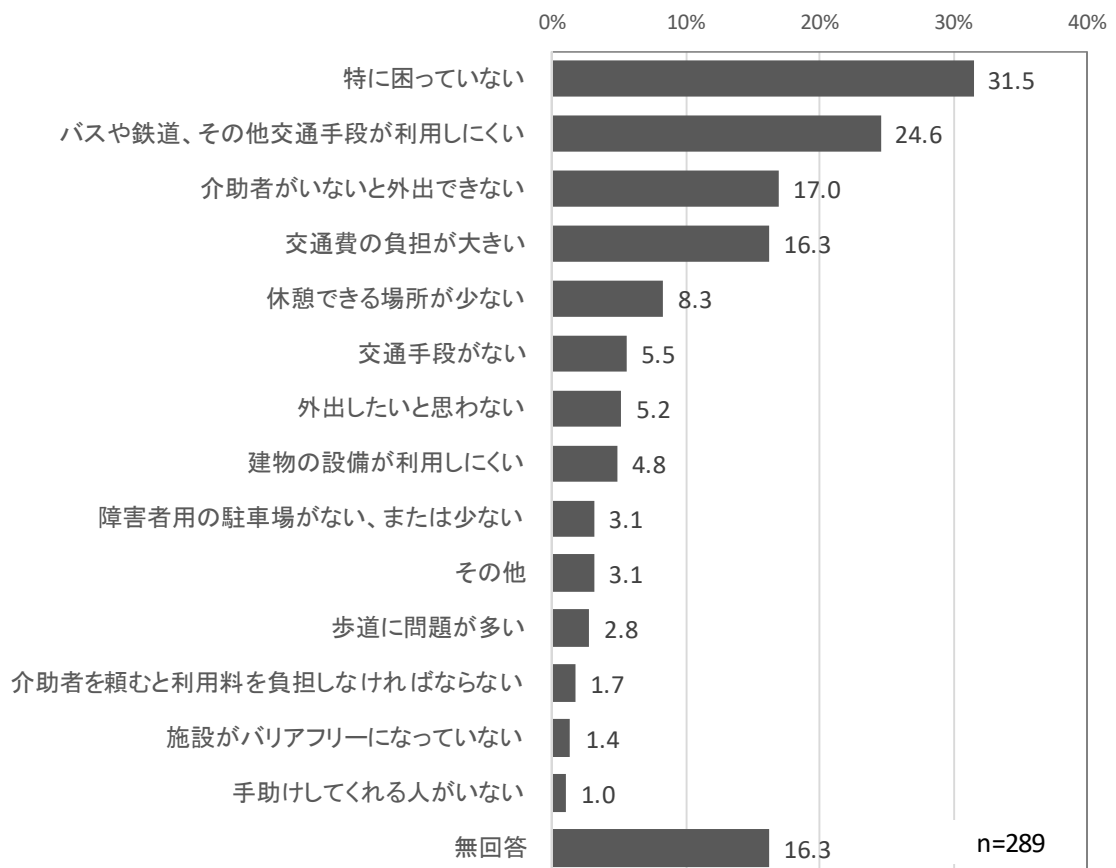
6) 今後利用したいサービス

- 利用したいサービスでは、「生活介護」が18.7%で最も多く、次いで「短期入所」(17.6%)、「居宅介護」(14.5%)と続いています。
- 発達の遅れや障がいのある子どもの通所支援サービスでは、「放課後等デイサービス」(4.5%)、「児童発達支援」(3.8%)、「保育所等訪問支援」(3.1%)の順となっています。



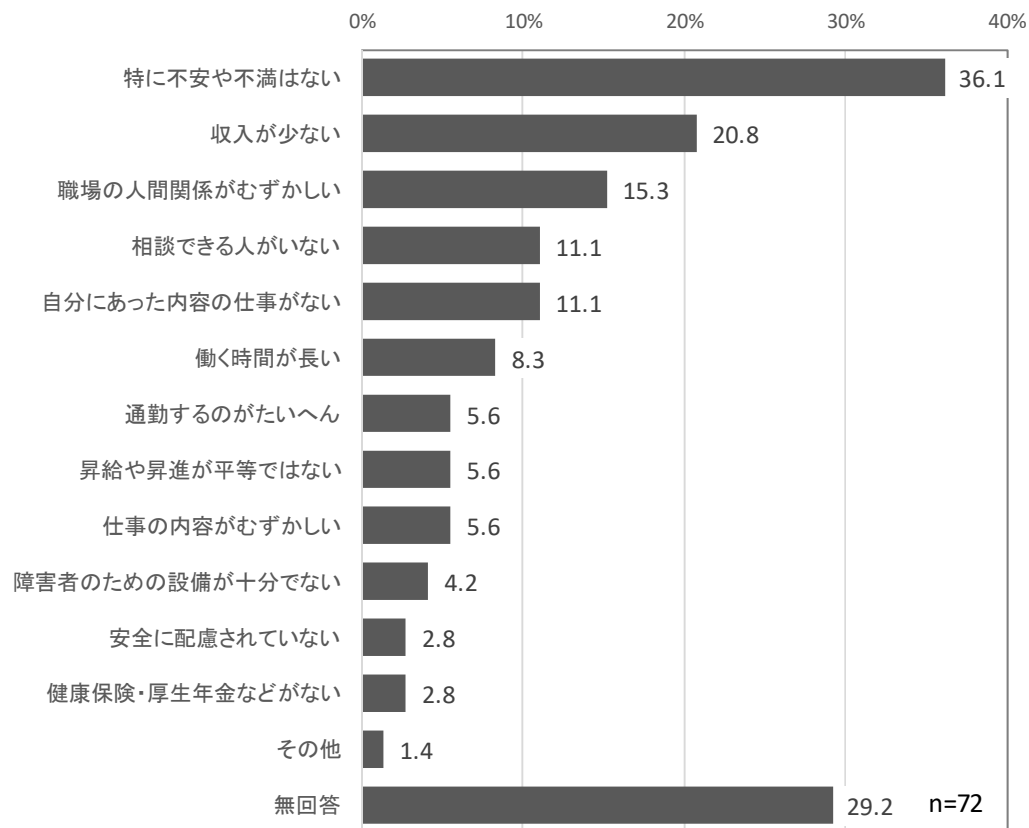
7) 外出のときに困ること

- 困っていることの中では、「バスや鉄道、その他交通手段が利用しにくい」が24.6%で最も多く、次いで「介助者がいないと外出できない」（17.0%）、「交通費の負担が大きい」（16.3%）と続いています。



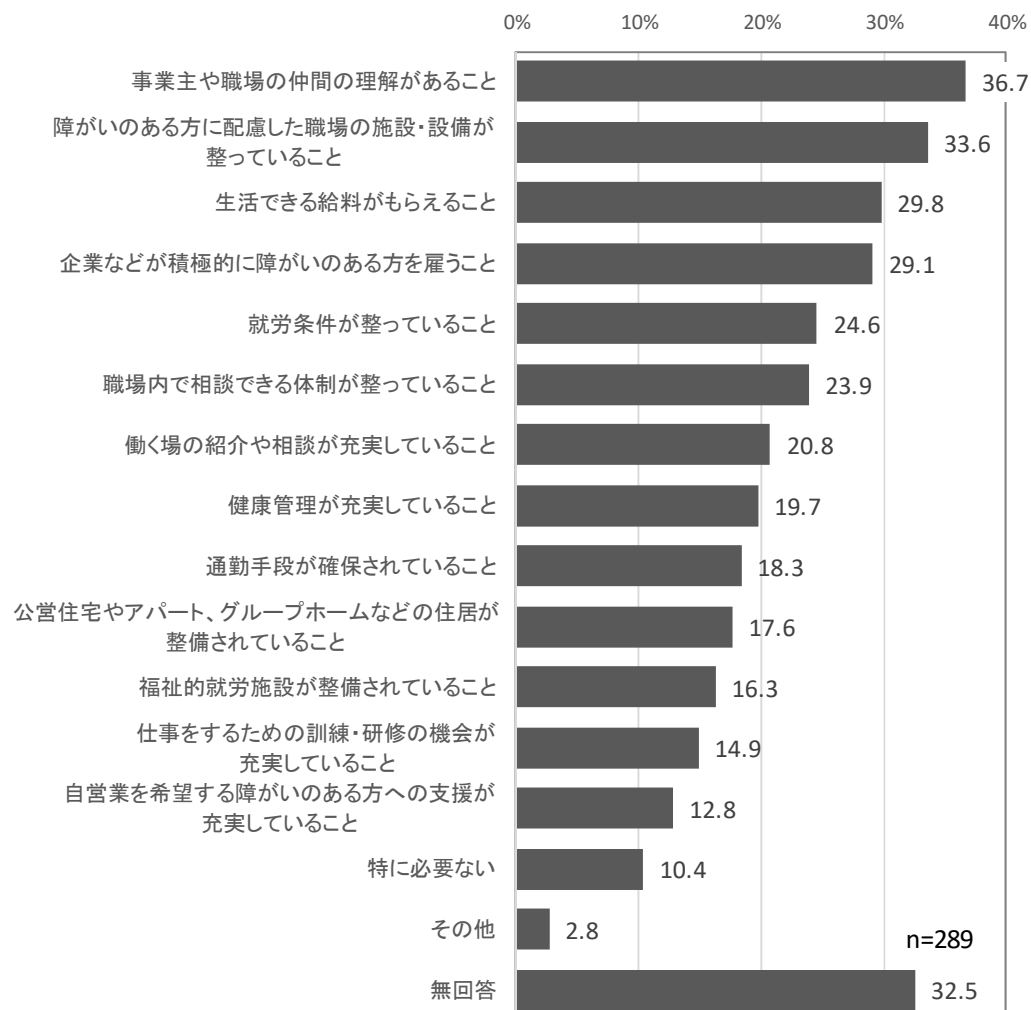
8) 仕事をする上での不安や不満

- 不安や不満の中では、「収入が少ない」が20.8%で最も多くなっています。
- 次いで、「職場の人間関係がむずかしい」（15.3%）、「相談できる人がいない」（11.1%）、「自分にあった内容の仕事がない」（11.1%）と続いています。



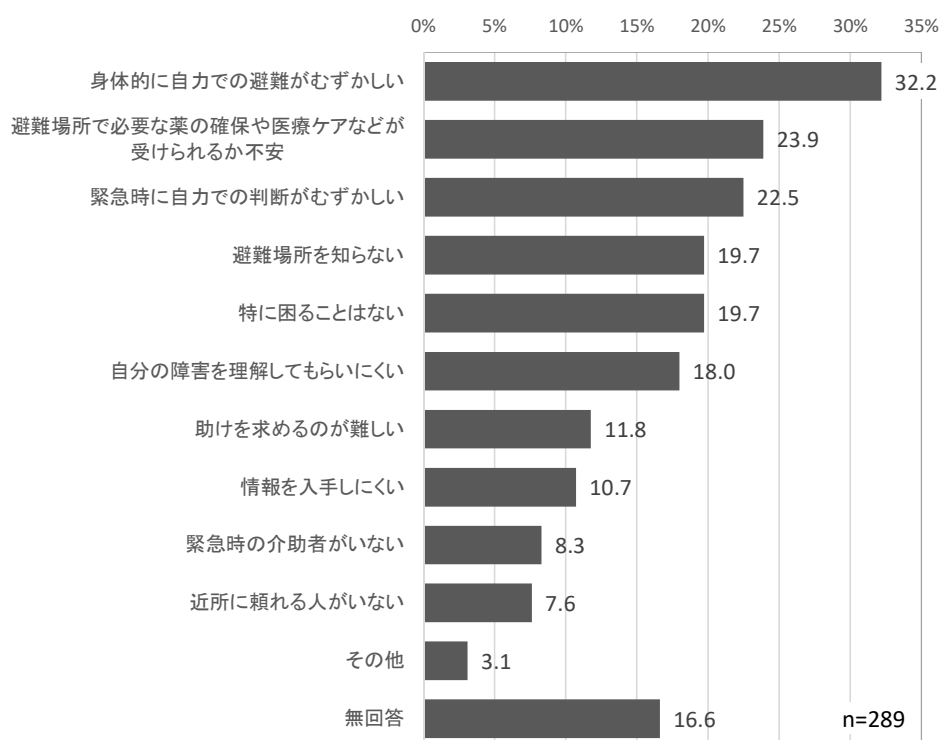
9) 仕事をするために必要なこと

- 仕事をするために必要なことは、「事業主や職場の仲間の理解があること」が36.7%で最も多くなっています。
- 次いで、「障がいのある方に配慮した職場の施設・設備が整っていること」（33.6%）、「生活できる給料がもらえること」（29.8%）、「企業などが積極的に障がいのある方を雇うこと」（29.1%）と続いています。



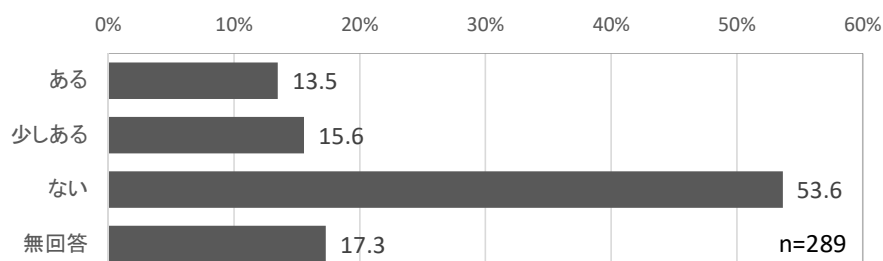
10) 災害のときに困ること

- 災害時に困ることは、「身体的に自力での避難が難しい」が32.2%で最も多くなっています。
- 次いで「避難場所で必要な薬の確保や医療ケアなどが受けられるか不安」（23.9%）、「緊急時に自力での判断が難しい」（22.5%）と続いています。



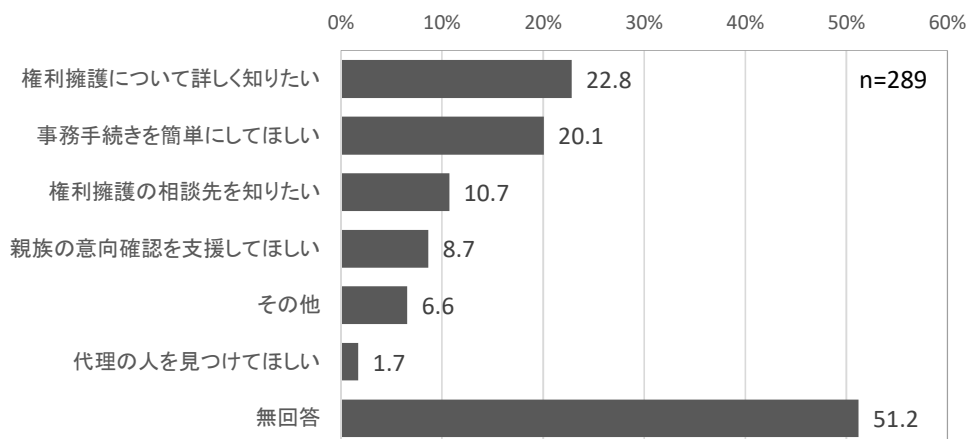
1 1) 差別やいやな思いをしたことがあるか

- 差別やいやな思いをしたことが「ない」が53.6%で最も多くなっていますが、「少しある」(15.6%)、「ある」(13.5%)の合計では29.1%の人が差別やいやな思いをしたことがある状況です。



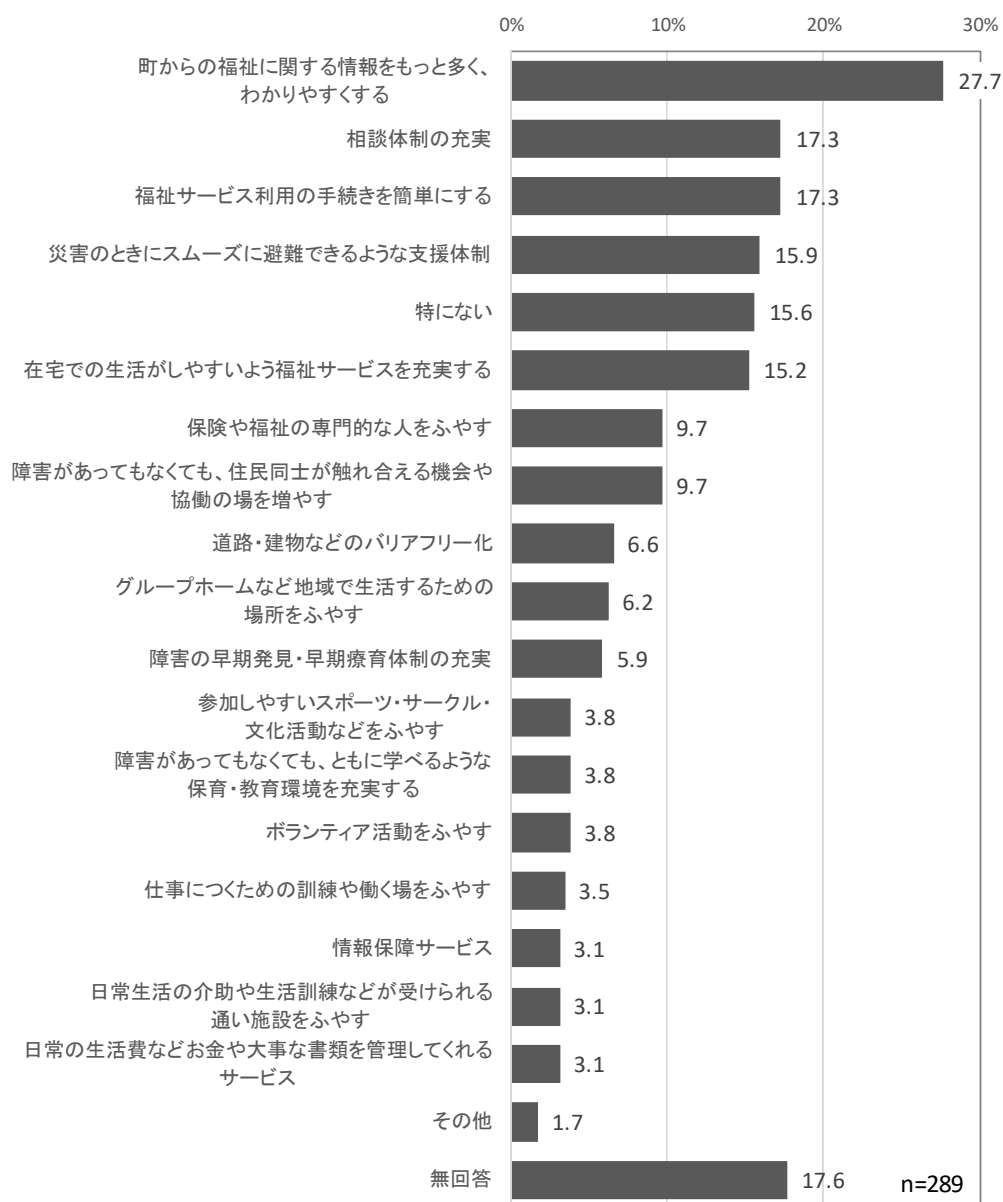
1 2) 権利擁護のために必要な支援

- 権利擁護に必要な支援は、「権利擁護について詳しく知りたい」が22.8%で最も多くなっています。
- 次に、「事務手続きを簡単にしてほしい」(20.1%)、「権利擁護の相談先を知りたい」(10.7%)と続いています。



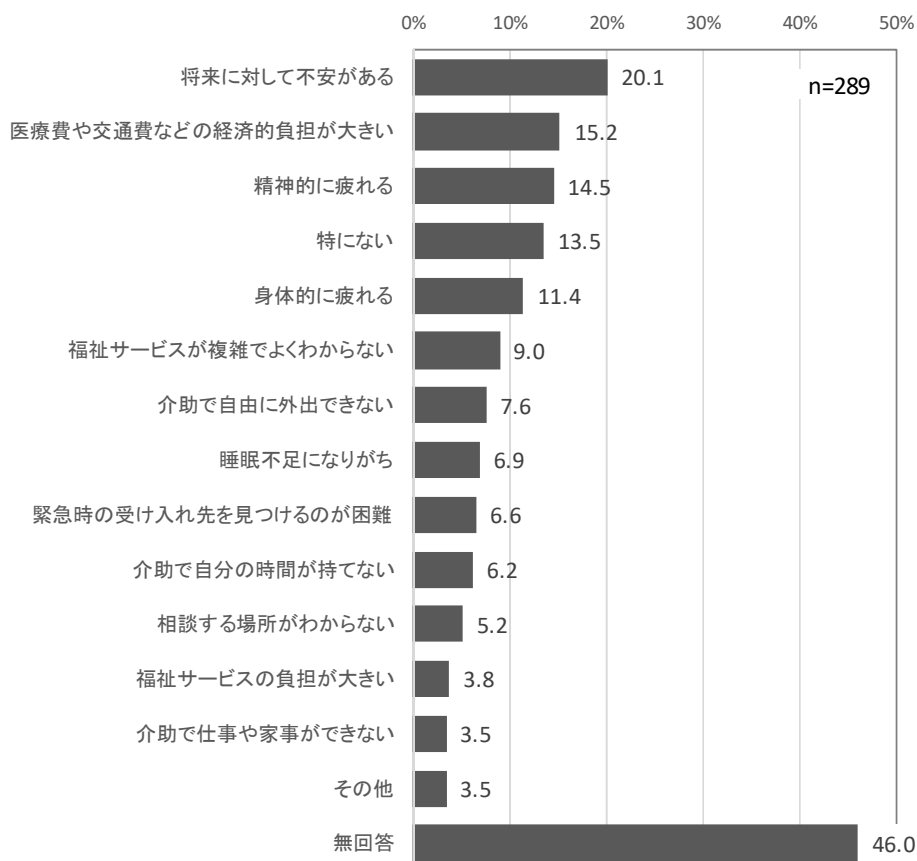
13) よりよく生活していくために必要なサービス

- よりよく生活するために必要なサービスは、「町からの福祉に関する情報をもっと多く、わかりやすくする」が27.7%で最も多くなっています。
- 次いで、「相談体制の充実」「福祉サービス利用の手続きを簡単にする」（ともに17.3%）と続いています。



14) 介助をしていて困っていること

- 介助をして困っていることは、「将来に対して不安がある」が20.1%で最も多くなっています。
- 次いで、「医療費や交通費などの経済的負担が大きい」(15.2%)、「精神的に疲れる」(14.5%)と続いています。



(3) 自由記述 (抜粋)

- 心優しく穏やかに生活していくためには、保健師や民生委員、その他福祉関係者の「特別用事はないけど寄ってみたよ。元気かい？」というようなきめ細かい巡回が必要かと思います。
- 見た目より重症者の人もいれば実際は軽症に見える人もいるが、医療費は思ったより掛かっている。
- 若い人に対しても趣味を作れるような施策をつくって見たらどうでしょうか。若い人は自分の病気を隠そうとする人もいますが、何かきっかけをつくればある程度オープンになると思います。同じ病気の人が集まって、改めて病気を認識して、周りにも知ってもらいたいです。
- 精神障がい者の方々への理解が難しいとは思いますが、それぞれの症状に合わせた情報の提供が充実していると良いと思います。
- すぐ相談できる所があること。定期的に見回ってほしい。そして介助者の話を聞いてほしいです。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

平成23年8月に一部が改正された障害者基本法では、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」という理念が掲げられています。

この考え方は、障がいのある人もない人もともに地域で生活する仲間としてお互いの違いを認め合い、個人として人権を尊重し、自己決定と自己選択を行うことができるよう、対等な関係の下で協働によるまちづくりを進めていく、という考え方に繋がっています。

本町の最上位計画である「第10次愛別町振興計画」では、「ふれ愛と活力豊かな、夢のある愛別^{まち}づくり」を基本テーマとしたまちづくりをめざしており、方向性は一致していることから、本計画の基本理念を、前期計画の「障がい者基本計画」の基本理念を継承し、次の通り定めます。

【基本理念】

温もりとやさしさが築く だれもが輝くまち あいべつ

- 障がいのある人一人ひとりが輝くためには、一人の人間として尊厳と人権を尊重され、住み慣れた地域で健やかに安心して暮らしていけるような共生社会の構築が求められます。
- このため、住民の参加と協働を重視し、行政のみならず、障がいのある人もない人もともに支え合うことができるまちをめざし、「温もりとやさしさ」の精神のもと、障がいの有無にかかわらず安心して暮らせる地域ケア体制[※]の確立を図ります。

※地域ケア体制：障がい者などが地域社会の中で自立した生活を継続して営めるようにサービスの提供を行う体制のこと。

- また、障がいのある人が多様な福祉サービスやインフォーマル[※]な支援を活用しながら、主体性をもって自分が望む暮らしが営めるよう支援するとともに、ハード・ソフト両面からバリアフリーを実現して、障がいのある人がいきいきと社会参加できる体制を整備します。

※インフォーマル：公的機関や専門職による制度に基づくサービスや支援（フォーマルサービス）以外の支援のことです。
具体的には、家族、近隣、友人、民生委員、ボランティア、非営利団体（NPO）などの制度に基づかない援助などが挙げられます。

2. 施策の基本目標

基本目標1 地域で健やかに安心して暮らすために

障がいのある人が健やかに安心して暮らすためには、障がい福祉サービスをはじめ、障がいの原因となる疾病の予防、治療、リハビリテーション、発達の遅れや障がいのある子どもの早期療育、特別支援教育の充実や相談体制の充実化など、地域生活の基盤を整備することが必要となります。

人生のいずれの時期に障がいがある状況になっても安心して生活できるよう、必要な時期に適切な相談支援や情報提供等が受けられる体制をつくるとともに、障がいの種類や程度にかかわらず必要な支援が提供できるよう、障がい福祉サービスの利便性を高め、インフォーマルな支援体制の育成等、地域基盤の充実を進めます。

基本目標2 いきいきとした暮らしのために

障がいのある人が地域で働くことは、経済的な自立を図るとともに、就労を通じた自己実現の場として社会に参加し、社会のなかでの役割や生きがいを見出す上で重要な意義を持っており、地域社会の活性化にもつながります。

また、生涯学習・スポーツ活動、まちづくり活動など、地域で行われる幅広い活動に参加することで、一人ひとりの個性や能力をまちづくりに最大限に活かしていくことができます。

障がいのある人や発達に不安のある子どもが、地域でその個性や能力を発揮していきいきと暮らし、ともに生きる喜びを享受できる社会の実現に向け、それぞれのライフステージ※に応じた支援体制をつくります。

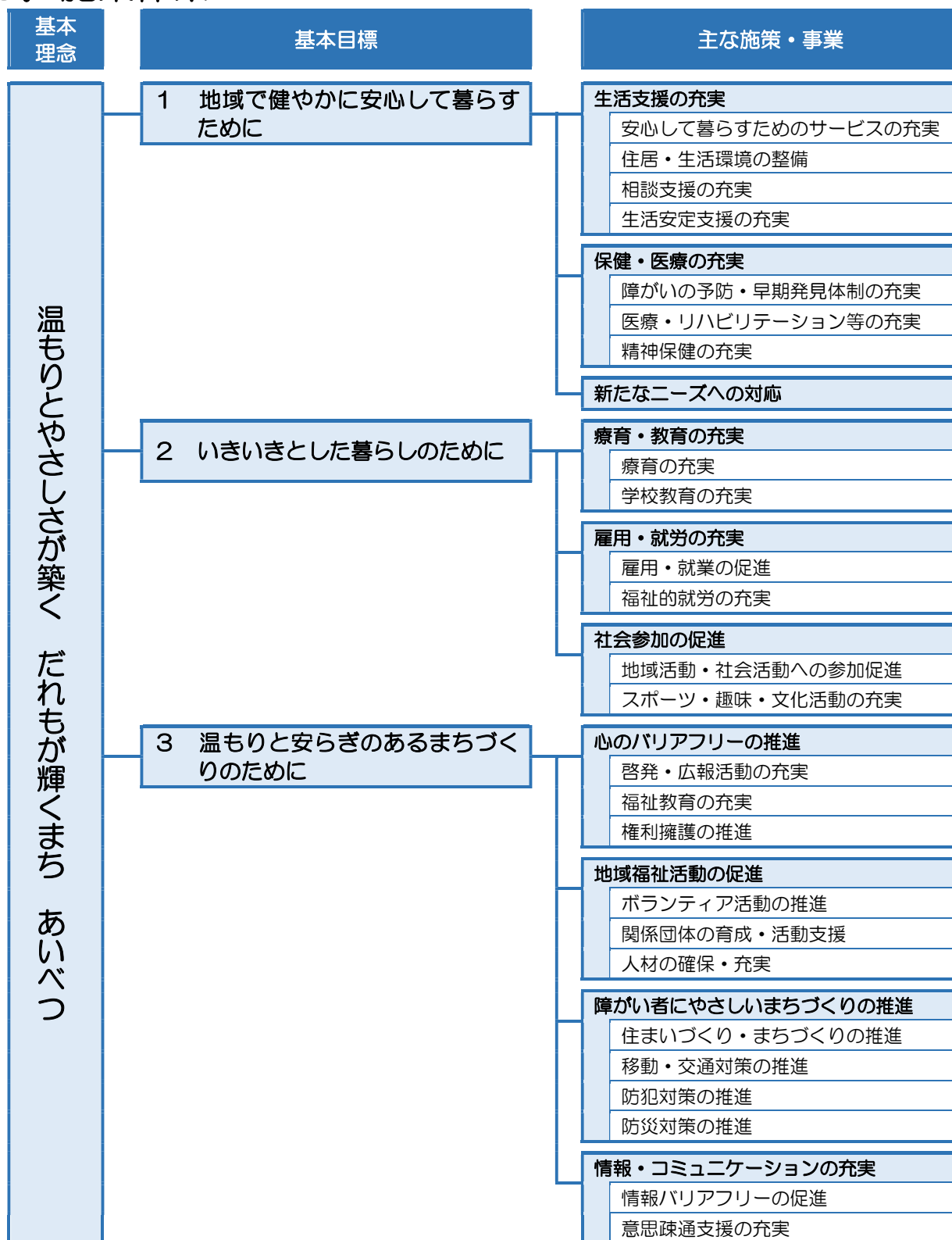
※ライフステージ：幼児期、児童期、青年期、老年期等、人間の一生を段階的に区分したもの。

基本目標3 温もりと安らぎのあるまちづくりのために

「障害者権利条約」では、障がいに基づくあらゆる差別の禁止や、障がい者が社会に参加し包容されることの推進について定められており、地域で生活している一人ひとりが、障がいの有無にかかわらず、お互いを支え合う共生社会の実現が求められています。

このような共生社会を実現するため、生活基盤や安全対策などのハード面と、障がいに関する理解ある地域づくりなどのソフト面の両面から、暮らしの中に残されているさまざまな障壁（バリア）を取り除く取り組みを継続して推進します。また、障がいのある人の状況を踏まえながら、防犯や防災活動など地域ぐるみで安心安全なまちづくりを推進するとともに、緊急時の支援体制の充実に取り組みます。

3. 施策体系



II. 各 論

第1章 地域で健やかに安心して暮らすために

第2章 いきいきとした暮らしのために

第3章 温もりと安らぎのあるまちづくりのために

第1章 地域で健やかに安心して暮らすために

1. 生活支援の充実

(1) 安心して暮らすためのサービスの充実

現状と課題

- 障がいのある人が、地域で安心して暮らしを営むためには、必要なサービスを受けられる仕組みとともに、その人自身が必要なサービスを選択し、決定することが重要です。障がいのある人のニーズや地域の資源や実状を踏まえ、身近なところで相談支援や情報提供を行う体制、必要なサービスの調整や提供体制の充実を図る必要があります。

＊アンケート調査結果の『生活での困りごと』の上位が、自分の健康や体力、介護者の健康、将来の生活などへの「不安」が示されており、それに対応する相談支援は重要です。

- 本町ではこれまで、町内でのサービスに加えて地元を整備されていないものについては、広域的連携等により障がいのある人の在宅支援を支える各種サービスを提供してきました。今後も広く近隣市町や関係機関と連携して、必要な支援体制を充実させていくことが重要です。
- 居宅介護など訪問系のサービスは、利用人数及び利用量ともに増加傾向で推移していますが、平成26年度に「あいねっと」の居宅介護事業所の休止もあり、現状では町内にサービス提供事業者が不足している状況です。人材の確保が急務となっています。

＊現在の居宅介護の利用者は2.0%ですが、アンケート調査結果では将来利用を希望する人は14.5%おり、ヘルパーなど人材の確保が課題です。

- 日中活動系サービスは、平成23年度に就労継続支援事業所が開設され、町内の福祉的就労環境の充実化が図られてきました。しかし、地域企業等の理解促進や職業スキルの習得など一般就労につなげる体制整備については課題です。また、日中の介護支援のため、平成26年度から「あいねっと」が生活介護事業を開始していますが、家族・本人の体力や介護力に不安を感じている人は多く、需要が増えることが予想されます。併せて、地域交流や創作活動の場、余暇を過ごすための環境、学齢時の放課後支援等の整備など、幅広い日中活動の場、機会についても充実が求められています。また、外出時の交通手段や移動先での支援の充実も課題です。

＊アンケート調査結果では、『今後利用したいサービス』として、児童発達支援や放課後等デイサービス、生活介護など通所事業全般に利用希望があるほか、活動範囲を広めるための条件である、『外出時に困ること』として、公共交通機関が利用しにくい（24.6％）、介護者がいないと外出できない（17.0％）、交通費の負担が大きい（16.3％）など、日中活動を支える条件の整備が必要です。

- ひとり暮らしの重度身体障がい者や高齢者等には、緊急通報装置を貸与して、不測の事態の通報に対応できるようにしています。しかし、災害などの際の情報提供や安全の確保、自ら発信できない人の保護など、検討を要する課題の取り組みが急がれます。

＊アンケート調査結果で、『災害時に困ること』の設問では、自力での避難が難しい（32.2％）、避難先での医療的ケアが不安（23.9％）、緊急時に自力での判断が難しい（22.5％）など、いずれも高い比率で回答がされています。

今後の方向性

- 障がいのある人自身が必要なサービスを選択し、決定することができるよう、「障害者総合支援法」によるサービスだけでなく、町が実施する地域生活支援事業等のサービス充実を図ります。具体的には、計画相談や一般相談から明らかになった課題の解決に向け、地域づくり協議会で検討を進め、多様なニーズに質的・量的に応えます。
- 困りごとへの対応やサービス利用の利便性向上のため、窓口における事務処理の簡素化に努め、利用手続の簡素化・スピード化を図るとともに、上川中部基幹相談支援センターにおけるワンストップ※の相談支援体制を充実して総合的・専門的な相談に対応します。
※ワンストップ：ひとつの場所でさまざまなサービスが受けられる環境、場所のこと。
- 地域の支援体制充実のため、必要な人材の育成や確保に取り組みます。
- 地域づくり協議会の機能を活かし、障がいのある人の相談支援や就労支援、余暇活動や社会参加の効果的な取り組み、子どもの育つ環境の充実などに取り組みます。
- 緊急時や災害時に加えて、日常の見守りや声掛けなど、普段からの地域交流を進めていきます。

基本的な施策

施 策	取り組み内容
居宅生活支援の充実	各種障がい特性を理解した適切な介護を提供するため、研修機会を確保し、従事者の資質の向上や人員の確保に努めます。
日中活動の充実	人との交流や創作活動、機能訓練、就労訓練等を行う場を提供するため、本人ニーズに合わせた事業所や交流機会の確保に努めます。また、子どもの放課後活動等の機会確保に努めます。 市町村事業である移動支援や日中一時支援事業など、個別ニーズに合わせた柔軟な活用がされるように地域づくり協議会で検討を行います。

施 策	取り組み内容
日常生活支援の充実	地域のバリアフリー（段差の解消や意識啓発など）を推進するとともに、日常生活の利便性を高めるために不可欠な補装具の給付・修理、日常生活用具の給付について充実を図ります。また、補装具や日常生活用具の啓発に努め、利用を促進します。
緊急時対策の充実	ひとり暮らしの重度身体障がい者や高齢者等が安心して在宅生活を送るため、簡単な操作で外部に通報できる緊急通報装置を貸与します。また、非常時には要援護者台帳の整備により迅速に対応します。
冬期間対策の充実	ひとり暮らし世帯等が冬期間においても安心して快適に生活できるよう、除排雪サービスを実施します。
地域による見守り体制づくり	地域の活動により、地域ぐるみで障がい者世帯等を見守る体制づくりに努めます。
サービス利用者の利便性向上	上川中部基幹相談支援センターにおけるワンストップの相談支援体制を推進するとともに、事務処理の簡素化に努め、利用手の簡素化・スピード化を図ります。

（２）住居・生活環境の整備

現状と課題

- 障がいのある人が地域生活を安心して送る上で基盤となる住まいの確保が重要です。特に、長期の施設入所者や医療機関の入院者（退院可能な人）が地域で生活を始めるためには常時の見守りや支援が不可欠なことから、計画的にグループホーム等の整備を図る必要があります。また、公営住宅等の地域資源の活用など実情合わせた柔軟な対応が求められます。

＊アンケート調査結果における入院又は施設に入所している人の回答では、半数近くの人が「今のまま暮らしたい」と答えているが、「家族と暮らしたい」と希望する人（30.2%）も多く、地域の支援体制が課題です。

- 本町では平成23年度に共生型事業の活用により「グループハウス四季」が開設・運営されていますが、在宅生活を送られている人の中には家族の高齢化や単身生活に不安のある人も多く、また、現在入所・入院されている人が暮らしなれた地域に戻るためにもグループホームの整備は喫緊の課題となっています。反面、より専門的な支援や配慮された生活環境を希望される人のため、質のよい施設サービスが求められています。

＊アンケート調査結果では、現在、在宅生活をしている人で「将来的に生活する住まいや施設があるか不安」と答えた人が 13.8%いました。また、入所又は入院している人に『地域で生活するために必要な支援』の質問をした結果は、必要な医療的ケア（53.5%）や障がい者に適した住居（39.5%）、経済的安定（30.2%）、地域の理解（30.2%）が上位となっています。

今後の方向性

- 地域生活への移行促進や在宅生活をされている人の自立生活を維持するため、グループホーム等居住系サービスの整備・充実に努めます。
- 専門的な支援や環境を求めて施設入所を希望する人のため、必要な支援を行います。

基本的な施策

施 策	取り組み内容
生活の場の確保	障がいのある人の地域生活を支援するため、グループホーム等の運営を支援するとともに、設置を促進します。また、公営住宅の利用なども検討します。相談機能を持ち合わせた地域生活拠点の整備については、広域で検討を進めます。
地域生活への移行促進	入所している人の障害支援区分認定調査時にご本人の意向を確認します。障がいのある人の意向を尊重しながら、安心して地域生活への移行が実現できるよう地域相談等を活用して支援します。
施設サービスの確保	重症心身障がい者（児）※など、専門的な支援等を必要とする人のため、広域的連携により施設情報の収集に努めます。
施設サービスの質の向上	障害支援区分認定調査時にご本人の意向や支援状況の確認を行い、サービス等利用計画を検証することで、質の確保に努めます。

※重症心身障がい者（児）：重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複した障がい者（児）

（３）相談支援の充実

現状と課題

- 障がいのある人の悩みや問題は、その障がいの種類や障がい程度、年齢、家族や社会の状況などさまざまな要因によって異なります。障がいのある人が地域で安心して暮らしていくためには、日常生活で抱えるさまざまな問題を身近に相談でき、必要な助言や支援を受けられる相談支援体制の整備が必要であり、また、それらの相談に適切に対応できる専門的な知識を持った人材の育成、確保も重要となります。

*アンケート調査結果では、『悩みや困りごとの相談相手』は 75.4%の人が「家族・親戚」と答えており、将来、家族等の高齢化などにより孤立することも予想されるため、それにかわる相談先として「上川中部基幹相談支援センター」を定着させていくことが課題です。また、『よりよく生活するためのサービス』として、「町から福祉に関する情報をもっと多く、わかりやすくする」が 27.7%と最も多くなっており、改善していく必要があります。

- 本町では、障がい福祉の中核的な役割を担う機関として、平成26年度に当麻町、比布町、上川町と共同で「上川中部基幹相談支援センター」を設置しました。ワンストップの総合的相談支援と計画相談（ご本人の望む生活を実現するために専門の職員が生活全般の支援計画を作成してサービス利用の利便性を高めるもの）の導入のため、行政が直営で公平中立の相談支援体制をつくることを目的にしており、今後は活動の周知と定着が課題になります。
- 愛別町誰もが暮らしやすい地域づくり協議会の活動を核として、相談支援の質の向上やネットワーク強化を図るとともに、障がいのある人やその家族の多様なニーズにきめ細かい対応を図るため、当事者活動の育成やピアカウンセリング※の導入検討が課題となっています。

※ピアカウンセリング：障がいのある人が、自らの体験に基づいて、同じ立場にある障がいのある人の相談に応じ、助言を行うこと。

今後の方向性

- 上川中部基幹相談支援センターを中心に、障がいのある人のライフステージのすべての段階に対応したきめ細かな相談体制を充実させます。また、家族や支援関係者の相談にも応じていきます。
- 「愛別町誰もが暮らしやすい地域づくり協議会」を通じて、関係機関の連携強化と情報や課題の共有を図るとともに、当事者団体の育成やピアカウンセリングの実現に向けて検討を行っていきます。

基本的な施策

施 策	取り組み内容
相談支援事業の充実	上川中部基幹相談支援センターに相談支援専門員を配置し、障がいのある人や家族の相談に応じ、福祉サービスの利用援助や権利擁護のために必要な援助、専門機関の紹介等を行う相談支援事業を充実させます。
愛別町誰もが暮らしやすい地域づくり協議会の推進	「愛別町誰もが暮らしやすい地域づくり協議会」にて、個々の相談支援に関する課題共有や問題解決、啓発活動、関係機関の連携強化などについて定期的に協議を実施するとともに、相談支援事業者の運営強化等を図ります。
障害者相談員活動の充実	身体や知的に障がいのある人やその家族から相談を受け、必要な支援を行う身体障害者相談員と知的障害者相談員の周知に努め、相談の利用を促進します。
当事者活動の育成、充実	障がいのある人やその家族の多様なニーズにきめ細かく対応するため、当事者のエンパワーメント※（力をつけていく）に配慮し、自主的活動を育てます。当事者同士が支えあうピアカウンセリングの導入に向け、広域で体制整備を進めます。

※エンパワーメント：夢や希望を与え、勇気づけ、人が本来持っている生きる力を湧き出させること。

(4) 生活安定支援の充実

現状と課題

- 障がいのある人が地域社会の中で安定した生活を営んでいくためには、就労の機会を広げ収入の増加を図るとともに、生活の基盤となる所得保障の充実が必要となります。この所得保障の基本となるのが年金・手当制度であり、障害基礎年金等の年金や特別障害者手当等の各手当は、障がいのある人やその家族の生活を保障する上で大きな役割を果たしています。

＊アンケート調査結果では、『地域で生活するために必要な支援』として「経済的な安定を得られること」が 30.2%となっており、『生活での困りごと』でも 10.0%が「生活に必要なお金が足りない」と回答しており、経済的な支援の必要性が伺えます。

- 本町では、各種年金・手当・減免措置等について、相談窓口における情報提供を行うとともに、広報等を通じて制度の周知を行っています。今後より広く情報が届けられるよう、周知・広報の手段や相談支援を充実させる必要があります。

今後の方向性

- 法改正や障がいのある人のニーズを的確にとらえ、障がいのある人の経済的自立を支援する手当・年金など各種制度の周知を徹底し、利用の促進を図ります。
- 日常生活の金銭管理や経済的虐待の防止、悪徳事業者の被害に合わないよう相談支援体制を強化します。

基本的な施策

施 策	取り組み内容
経済的支援に関する情報の発信	各種年金・手当・減免措置等について、町のホームページへの掲載、「福祉便利帳」をはじめとする冊子・パンフレット類の配布等多様な手段により周知を図り、利用を促進します。 また、各種制度の利用援助を行う相談支援事業を充実させるとともに、事業の広報に努めます。
日常生活における金銭管理の支援	上川中部基幹相談支援センターにおいて、経済的虐待や被害防止の相談に対応するほか、日常生活の金銭管理や身上監護*等の相談に応じます。また、日常生活自立支援事業の充実に努めます。

※身上監護：生活・医療・介護などに関する契約や手続きなどの支援を行うこと。施設入所契約やサービス利用契約などの業務を行う「法律行為としての身上監護」と、本人の意思確認や生活上の困りごとへの支援を行う「事実行為としての身上監護」の2つに大きく分けることができます。

2. 保健・医療の充実

(1) 障がいの予防・早期発見体制の充実

現状と課題

- 本町では、妊婦に対する健康診査から高齢者の介護予防まで、あらゆるライフステージにおける取り組みを推進し、障がいの原因となる疾病の予防とともに、障がいを早期に発見し対応できる体制の構築に努めています。乳幼児に関しては、核家族化が進み、出生数の減少もあいまって保護者同士の交流機会も減っていることから、身近に育児の悩みや不安を相談できる人がいないことが予想され、健診や訪問での保健師の関わりは、安心して養育を行う上でも重要です。

*アンケート調査結果で児童（0～17 歳）の保護者の自由記述では、保健師の訪問や民生委員の見守りなど地域のサポートを求める声があり、子どもの成長を支える環境の整備が求められています。

- 今後は、疾病の発症や進行を予防する「一次予防」により重点を置いた取り組みを進めるとともに、近年増加しているうつ病やひきこもりなど心の健康問題などへの適切な対応を図っていくことが大切です。

今後の方向性

- 妊娠、出産に関わる危険性を減らすため、妊婦健診の勧奨を行い、障がいの早期発見や早期療育、育児支援のため、新生児や乳幼児の健康診査を確実に実施します。支援が必要な人には保健師の訪問や専門機関への紹介など適切に対応します。生活習慣病*などの疾患による障がいを予防するため、今後も成人を対象とした健康診査や健康教育等を実施します。

※生活習慣病：がん、高脂血症、高血圧症、歯周病など、食習慣や運動習慣、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣がその発症・進行に関与する疾患のこと。従来、成人病と呼ばれていた疾病を、生活習慣という因子に着目してとらえ直されました。

- 保健事業のさらなる充実を図るとともに、適切な治療や療育につなげるため、関係機関との連携を強化していきます。

基本的な施策

施策	取り組み内容
妊婦支援の充実	妊産婦の不安を軽減し、出産のリスク要因を減らし安全な出産となるため、相談や訪問などで情報提供を行い、妊婦支援の充実を図ります。

施 策	取り組み内容
乳幼児健診事業の充実	乳児健診、1歳6ヶ月児健診、3歳児健診により、月齢に応じた乳児期の健全な発育・発達状態、養育状況を確認し、疾病や異常の早期発見とともに、養育上の助言や支援に努めます。
生活習慣病の予防対策の充実	健康診査の受診率向上に努め、健診後の保健指導を確実にを行い疾病の予防に努めるとともに、脳卒中や虚血性心疾患等障がいの原因となる生活習慣病の早期受診勧奨を行います。
介護予防の充実	健診結果や生活習慣から介護が必要となりやすい人の実態を把握し、いつまでもいきいきとした生活を送ることができるよう、各種教室活動の実施体制を整備します。また、老人クラブ、ほうらい大学等で介護予防に関する情報提供を行い、意識啓発を図ります。

(2) 医療・リハビリテーション等の充実

現状と課題

- 障がいのある人が地域で安全に安心して暮らしていくためには、医療及び機能訓練等が重要な役割を果たしており、その一層の充実を図る必要があります。

＊アンケート調査結果では、現在入院又は入所している人への設問で、『地域で生活するために必要な支援』の回答では、「必要な医療ケアが適切に受けられること」と答えた人が53.5%を占めました。

- 本町ではこれまで、緊急時に入院・治療に応えることのできる医療機関の情報提供や緊急搬送体制を整えてきました。また、障がいのある人が安心して診療を受けられるよう町立診療所のバリアフリー化を徐々に進めてきましたが、すべての段差解消には至っていません。
- 生活機能の向上や機能訓練などのリハビリテーションに関しては、町内、近郊とも体制整備はまだ十分とは言えず、地域で生活することを阻む事態も起きています。

今後の方向性

- 安心して医療を受けられるよう、広域で整備されている医療情報の提供を図るとともに、緊急時対応の強化や身近なかかりつけ医として利用しやすい医療機関をめざし、町立診療所のバリアフリー化を引き続き検討します。また、通院に関わる支援や経済的支援に継続して取り組みます。
- 訪問看護や訪問リハビリの導入など、地域リハビリテーション体制の充実に取り組むとともに、広域的なサービス基盤の整備や医療機関との連携を推進していきます。

基本的な施策

施 策	取り組み内容
かかりつけ医の推進	障がいのある人が自分の健康状態を把握し、適切な医療が受けられるよう、「かかりつけ医」「かかりつけ歯科医」の意義と役割について周知に努めます。
地域リハビリテーション体制の整備	機能の維持や機能障がいの軽減を図る上で重要なリハビリテーションが継続して受けられる体制を整備します。 また、閉じこもりや孤立を防ぐことを目的とした各種教室事業や、医療機関等との連携による訪問リハビリ指導の実施について検討します。
医療費や受診に係る負担軽減	障がいのある人等の医療費の負担を軽減するため、自立支援医療費、重度心身障害者（児）医療費助成など各種医療費公費負担制度を周知し、その適切な運用に努めます。受診に支援が必要な人の通院介助や移動支援の充実を図ります。

（３）精神保健の充実

現状と課題

- 精神障がいのある人は全国的に増加傾向がみられ、近年の社会構造の変化は人々にストレスを増大させ、うつ病を訴える人やひきこもりの増加といった新たな心の健康問題を生じさせています。本町において、精神障害者手帳の所持者は横ばいですが、潜在的に医療や支援が必要な人がいると思われます。
- 精神疾患の予防及び軽減には、家族をはじめ周囲の理解が必要ですが、精神疾患に対する理解はまだ十分とは言えず、偏見などもあり、早期対応、早期治療にむすびつきにくい状況にあります。

＊アンケート調査結果の自由記述では、それぞれの症状にあわせた情報提供を求める声、同じ病気の人が集まる機会や病気について周りの人に知ってもらいたいとの意見がありました。

- 精神疾患は、早い段階での発見・治療が重要であることから、気軽に相談できる体制の充実とメンタルヘルス※についての普及・啓発が必要です。また、治療継続のため経済的負担の軽減も必要です。

＊アンケート調査結果の自由記述では、医療費負担の軽減について求める記載がありました。

※メンタルヘルス：精神面における健康のこと。精神的健康、心の健康、精神保健、精神衛生などと称されます。

今後の方向性

- 町民の心の健康づくりに配慮し、対策を充実させるとともに、精神に障がいのある人やその家族への支援を推進します。
- 地域の理解を深めるための啓発に努めるとともに、治療の中断を防ぎ再発を防止するために公的制度の利用を促進します。

基本的な施策

施 策	取り組み内容
精神障がいに関する理解促進と心の健康づくりの充実	障がいのある人やその家族、一般町民等を参加対象として、疾病への理解や社会参加について学ぶ機会を設け、地域社会の理解を深めます。保健師による健康教育、老人クラブやほうらい大学等の機会を活用して、心の健康づくりに関する意識啓発を図ります。
心の健康相談の充実	精神障がいのある人やその家族の相談に対応するため、保健師や上川中部基幹相談支援センターが連携して、専門的な相談支援を行います。また、地域、学校、職域等における心の健康に関する相談、カウンセリング等の提供機会の充実に努めます。
治療継続のための支援	自立支援医療（精神通院）の利用をすすめ、経済的負担の軽減により治療継続を促します。また、交通費負担の軽減について、関係機関との協議に参加します。
回復者活動等の充実	上川中部基幹相談支援センターと連携し、回復者同士で集まる機会の確保やピアサポート※事業などに取り組みます。

※ピアサポート：同じ立場にある当事者同士が、問題の解決に向けて協同的にサポートを行う相互支援の取り組みのこと。

3. 新たなニーズへの対応

現状と課題

- 平成23年7月に成立した「障害者基本法の一部を改正する法律」では、障がいのある人が日常生活等において受ける制限は、心身の機能の障がいのみに起因するものではなく、社会におけるさまざまな障壁と相対することによって生じるとする考え方にに基づき、障がい者の定義が見直されました。
- また、平成25年4月に成立した障害者総合支援法では、従来の身体障がい、知的障がい、精神障がいに加え、発達障がい、難病患者、高次脳機能障害※についても障がい福祉サービスの提供対象として定めています。本町では、これらの障がいのある人やその家族、支援に関わる人等の相談に専門的・総合的に対応するため、広域で上川中部基幹相談支援センターを設置しました。設置1年目で周知が不十分な状況があるため、その利用について積極的に周知して行く必要があります。

※高次脳機能障害：交通事故や脳血管性疾患などにより、脳に生じた後遺症のこと。記憶障がいや注意障がいといった認知障がいや、社会的な行動障がいなどをきたす。

今後の方向性

- 上川中部基幹相談支援センターを中心として、保健・医療・福祉・教育などの関係機関との連携を強め、必要な支援の充実を図ります。
- 症状が理解されにくく、本人の自覚も持ちにくい高次脳機能障害や発達障がい、治療方法が確立せず心身の負担が大きい難病等について、その障がい特性への理解を深める機会をふやし、共生社会の実現に努めます。

基本的な施策

施策	取り組み内容
相談支援体制の整備	上川中部基幹相談支援センターにおいて、発達障がい、難病、高次脳機能障害等に関する専門的な相談支援体制を充実します。
発達障がいに対する支援	発達障がいのある子どもや保護者への支援の充実を図るため、「愛別町だれもが暮らしやすい地域づくり協議会」子ども支援部会や愛別町特別支援教育連絡協議会との連携を密にして育つ環境を整えます。成人の発達障がいへの理解啓発に努め、その能力が発揮できる就労環境や生活環境づくりに努めます。
在宅難病患者の療養への支援	難病患者に対して、身体状況等に応じた適切な福祉サービスの提供に努めるとともに、本人や家族の相談に応じ、難病に対する不安解消など精神的負担の軽減を図ります。
高次脳機能障害のある人への支援	事故や脳卒中等の後遺症などによる高次脳機能障害について、町民の理解を深めるため、啓発活動に努めます。

第2章 いきいきとした暮らしのために

1. 療育・教育の充実

(1) 療育の充実

現状と課題

- 乳幼児期などのできるだけ早期に、発育・発達の遅れや育児上の不安のある子どもに対して、必要な治療や指導訓練、環境の調整を行うことによって、障がいの軽減や基本的な生活能力の向上が図られることから、出生児期からの支援が重要です。
- 本町では、母子保健事業において、乳幼児の発育・発達の遅れや養育環境の課題、疾患や障がいの早期発見に努め、支援が必要な子どものいる家族等を対象とした相談や助言を実施しています。
- また、発達の遅れや障がいのある乳幼児に対して、幼児センターでは個々の状態に配慮した保育・教育を推進しています。療育の必要がある場合は、当麻町母子通園センターにおいて個別療育や保護者への助言を行っています。学齢期に達した場合には、教育支援委員会等で教育や支援の体制を確認していきますが、保護者の意向と地域社会資源のギャップを埋めていくことが大きな課題となっています。
- 今後は、発達の遅れや障がいのある子どもの発達段階に応じて、一人ひとりのニーズに応えるため、保健、医療、福祉、教育の密接な連携の下、切れ目のない支援を充実させていくことが必要です。

今後の方向性

- 母子保健事業において乳幼児における疾病や障がいの早期発見に努め、発達の遅れや障がいのある子どものいる家族等に相談や助言を積極的に行います。
- 保育士の研修を拡充するなど、幼児センターにおいて障がいのある子どもの受け入れ体制を整備するとともに、当麻町母子通園センターと連携して療育環境を整えます。
- 成長に合わせて切れ目のない支援を継続するために、関係機関が連携して子どもが育つ環境を総合的に整えていきます。

基本的な施策

施 策	取り組み内容
環境づくりへの取り組み	「愛別町だれもが暮らしやすい地域づくり協議会」子ども支援部会で子どもの育つ環境づくりや虐待の防止、支援事例の検討などを行います。
訪問指導や療育機会の充実	発達の遅れや障がいのある子どもがいる家庭や幼児センターを保健師や当麻町母子通園センター指導員が訪問して、発達発育の確認や相談・助言を行います。関係機関との連携を密にし、専門性の高い相談や適切な関係機関の紹介に努めます。
相談支援体制の充実	発達の遅れや障がいのある子どもを持つ親の不安解消を図るため、上川中部基幹相談支援センターと保健師が連携し、より専門性の高い相談支援に努めます。
子育て支援センターの活用	幼児センター通所前の親子を対象にレクリエーションや育児講座等を実施している「のびっこ教室」等を活用し、子育ての不安解消に努めます。
幼児センターにおける受け入れ体制の整備	幼児センターにおいて、個々の状態に配慮した保育・教育を実践するため、保育士・教職員の研修機会を確保し、関係機関との連携に努めます。また、子どもの発達に配慮した施設の整備に努めます。

(2) 学校教育の充実

現状と課題

- 国では、インクルーシブ教育※システム（包容する教育制度）構築の理念を踏まえながら、すべての子どもに最も適した指導を提供できる、多様で柔軟な連続性のある仕組みの整備が検討されています。中央教育審議会の意見等に基づく国の動向を踏まえながら、インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育のあり方について、引き続き検討する必要があります。

※インクルーシブ教育：人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みのこと。

- 本町では、幼児センター、小・中学校に特別支援教育支援員を配置し、子どもに必要な支援を行っていますが、一人ひとりのニーズに応じた教育を推進するため、教職員の研修機会の確保や関係機関との連携が必要です。
- 小学校入学時に全員に「すくらむ」を配付し、支援が必要な子どもに対しては積極的に活用を勧め、就学や進学、卒業後など切れ目のない支援を充実させていくことが必要です。

今後の方向性

- 障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育を行うため、学校教育の充実や指導体制の整備を推進します。
- 幼児期から学齢期、進学や卒業後の就労支援などの節目において、継続した支援が展開できるように、保健、医療、福祉、教育等関係機関の連携を進めます。
- 美深高等養護学校あいべつ校の生徒の教育環境の充実に向けて協力し、卒業後の就労支援等の体制整備に努めます。

基本的な施策

施 策	取り組み内容
障がいの状態に応じた適切な学校教育の充実	障がいの状態や発達段階に応じた指導体制の整備や専門性のある人材の確保等により、発達の遅れや障がいのある児童・生徒に対する学校教育の充実を図ります。保護者や本人の意向を尊重したインクルーシブ教育の体制整備にも取り組みます。 また、美深高等養護学校あいべつ校と連携し、特別支援教育への理解を深めるとともに、必要な環境整備（就労移行支援等）に取り組みます。
発達障がいへの適切な対応	発達障がいに関する共通理解を深めるため、教育機関等との連携、障がい特性に応じた教育環境の整備に努めます。 また、発達障がいに関する地域の理解を得るため、保護者や町民に対する啓発に取り組みます。
教育支援の充実	児童・生徒の就学については、教育支援委員会における事例検討や連携のもと、本人や家族の意向を尊重した教育支援体制づくりに努めます。
学校における受け入れ体制の整備	学校において、個々の状態に配慮した教育を実践するため、教職員の研修機会を確保し、関係機関との連携に努めます。また、子どもの発達に配慮した施設の整備に努めます。

2. 雇用・就労の充実

(1) 雇用・就業の促進

現状と課題

- 障がいのある人が地域で安心した生活を送るためには、経済的基盤の確保が不可欠であり、所得保障の充実とともに、就労の機会を確保することが重要な課題となっています。
- 就労を促進するためには、ハローワーク、障害者職業センター※、障害者就業・生活支援センター※等の関係機関と連携し、訓練や就労のための総合的な支援を今まで以上に充実させる必要があります。

※アンケート調査結果では、『仕事をするために必要なこと』として「事業主や職場の仲間の理解があること」「障がいのある人に配慮した職場の施設・設備が整っていること」「生活できる給料がもらえること」が上位回答となっており、これらへの対応が求められています。

※障害者職業センター：就職や職場復帰を目指す障がいのある人、障がい者雇用を検討しているあるいは雇用している事業主、障がいのある人の就労を支援する関係機関に対して、支援・サービスを提供する機関。

※障害者就業・生活支援センター：障がいのある人の身近な地域において、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点として、就業面及び生活面における一体的な相談支援を実施する機関。

今後の方向性

- 就労関係機関との連携により、地元及び近郊の雇用に関わる情報提供や適切な支援機関の紹介を行います。
- 障がいがあっても安心して仕事を続けられる環境の整備や、また企業等も安心して障がいのある人を雇用できるよう、受け入れ時から就労後まで継続した支援や相談体制をつくります。

基本的な施策

施策	取り組み内容
就労支援の推進	「愛別町だれもが暮らしやすい地域づくり協議会」就労支援部会において、就労支援の推進、地場産業への貢献、事業主啓発などの課題を検討します。
就労支援機関との連携	上川中部基幹相談支援センターを核として、ハローワーク、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所などの就労支援機関との連携を図り、就労に向けての支援体制をつくります。

施 策	取り組み内容
雇用者支援の充実	町内で障がい者雇用に取り組む事業主に対して、障がい特性の理解を深める機会の提供や相談に応じ、雇用者をバックアップする仕組みづくりを検討します。
就労者支援の充実	仕事に適応するためのスキルや職場でのコミュニケーション技術を習得するための機会などの情報提供や相談支援を行います。 また、就労している人が気軽に相談できる窓口の確保や、働く仲間の会などの当事者活動、余暇活動の情報提供に努めます。

(2) 福祉的就労の充実

現状と課題

- 福祉的就労の場は、一般就労に向けた作業訓練や一般就労が困難な障がい者に働く機会を提供するとともに、相談支援や仲間づくりの場として社会参加を支援する役割も果たしています。働く意欲のある障がい者がその能力を十分に発揮できるよう、福祉的就労の場の確保に努める必要があります。
- 本町では、障がい福祉サービス事業所「あいねっと」が就労継続支援（Ｂ型）のサービスを提供しており、「愛別町だれもが暮らしやすい地域づくり協議会」において、今後の充実に向けて検討が進められています。
- 美深高等養護学校あいべつ校が平成２６年度に開校し、学校卒業後の就労支援体制として、就労移行支援事業所の確保が課題となっています。

今後の方向性

- 高等養護学校生の就労スキルを的確に査定できる就労移行支援事業所の確保に努め、学齢期から社会人になるサポート体制を強化します。
- 職場の設備、通勤事情、対人関係、健康管理などの理由により一般就労が困難な障がいのある人が多様な働き方ができるよう支援します。

基本的な施策

施 策	取り組み内容
福祉的就労環境の充実	町内及び広域的対応により、将来一般企業等での就労を希望する人や一般就労が困難な人に就労機会や訓練機会を提供します。 ご本人の障がい特性に配慮した就労支援が提供されるよう、計画相談を充実させます。

施 策	取り組み内容
就労支援事業所等からの物品等調達の推進	「障害者優先調達推進法」に基づき調達方針を定め、就労支援事業所等からの調達の推進に努めます。また、北海道障がい者就労支援プログラム「アクション」に登録し、働く障がい者を応援します。



3. 社会参加の促進

(1) 地域活動・社会活動への参加促進

現状と課題

- 障がいのある人が地域で充実感のある生活を送るためには、日々の生活の中に喜びや生きがいを見いだしていくことが重要です。
- 地域活動・社会活動に参加することは、障がいのある人の生活を充実させ、自己啓発や生きがいづくりにもつながります。また、こうした活動をとおして、仲間同士や地域の人々との交流が生まれ、地域で孤立するのを防ぐ大きな役割も持っています。
- 本町では、平成26年に既存の地域活動を拡張する形で「愛の架け橋スタンプラリー」を開催し、今後も積極的な取り組みが期待されています。

今後の方向性

- 障がいのある人が生涯にわたって地域や社会の活動に参加できるよう環境調整に努め、活動を支援する福祉サービスやボランティアを確保するなどの支援体制づくりに努めます。

基本的な施策

施 策	取り組み内容
地域活動・社会活動の 機会の充実	「愛別町だれもが暮らしやすい地域づくり協議会」地域づくり部会において、障がいのある人も一緒に安心して参加できる地域活動や社会活動の充実について検討を行います。
地域活動への参加促進	地域社会の一員として地域で行われるさまざまな行事や住民活動に参加しやすいよう、主催者等に協力や配慮を促し、条件整備を進めます。また、当事者団体等が実施する行事について広報紙等を通じてPRに努め、地域住民との参加交流を促進します。
地域資源を活用した交 流の場の整備	だれもが集える「サロン」、子どもや保護者の集まる場、仲間同士の交流など、幅広いニーズに対応できる楽しい交流の場として、共生型交流館「ぼんて」などを有効活用します。 障がい者団体、ボランティア団体、地域住民等の協働により、活動場所やボランティアの確保に努めます。

(2) スポーツ・趣味・文化活動の充実

現状と課題

- 障がいのある人のスポーツ・文化活動への参加は、社会参加を促進するだけでなく、生活の質の向上を図り、生きがいのある豊かな生活を送るために重要なものです。また、ともに参加する機会を持つことは、地域の人々の障がいのある人に対する理解を深める上でも重要です。
- 町内における障がいのある人のスポーツ・文化活動については取り組みが遅れており、学校教育や社会教育との連携を進め、行政の枠を越えた取り組みも重要です。

今後の方向性

- 生涯にわたってスポーツや趣味・文化活動に親しみ、社会参加と仲間づくりができるよう、学校教育や社会教育と連携して身近な地域の取り組みを進めます。また、多様なニーズに応えられるよう広域での実施も検討していきます。
- 指導者や活動を支えるボランティアの確保などさまざまな支援に努めます。

基本的な施策

施 策	取り組み内容
各種イベント・教室の充実	だれもが参加しやすいスポーツ大会やスポーツ教室など、楽しく運動習慣を身につけ、交流が図られる企画を「愛別町だれもが暮らしやすい地域づくり協議会」地域づくり部会で検討・実施に取り組みます。 また、各種生涯学習活動に障がいのある人が参加できる条件整備を進め、ともに学び、活動できる機会を確保します。
サークルの育成	各種イベント・教室等の参加後も継続的に交流できる場として、サークル等の育成に努めます。 既存の各種サークルとの交流を行い、地域ぐるみの活動となるような取り組みを検討します。
活動を支援する指導者・ボランティアの確保・養成	障がいに理解のあるスポーツ指導者、文化・趣味教室の講師等の確保に努めます。 また、ボランティア講座等を通じ、障がいのある人の活動を支援するボランティアの確保・養成を図ります。
施設利用時の利便性向上	町営施設のバリアフリー化を推進するとともに、町営施設を利用しやすいよう、施設利用の利便性向上を検討します。 また、障がいのある人が町営施設を利用する場合の使用料減免も検討します。

第3章 温もりと安らぎのあるまちづくりのために

1. 心のバリアフリーの推進

(1) 啓発・広報活動の充実

現状と課題

- ノーマライゼーション※の理念に基づき、障がいのある人もない人も、それぞれかけがえない個性を持った一人の人間として尊重されなければいけません。

※アンケート調査結果によると、『障がいがあることで差別やいやな思いをしたことがあるか』という問いに対して、13.5%が「ある」と回答し、15.6%が「少しある」と回答しており、依然として障がいのある人を特別視したり、偏見を持って接したりするというような「意識上の障壁（心の壁）」が存在していることがわかります。

※ノーマライゼーション：障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそあたりまえ（ノーマル）な社会であるとの考え方。

- また、精神障がい、発達障がい、難病患者、高次脳機能障害などについて、その特性や必要な配慮等に関し、町民の理解が進んでいるとは言えない現状があります。

今後の方向性

- 障がいや障がいのある人への正しい理解を深め、「ノーマライゼーション」の理念を浸透させるため、広報紙の積極的な活用はもちろんのこと、啓発イベントの実施やポスター、パンフレット、ビデオの作成・配布等、あらゆる機会と媒体を活用した啓発・広報活動を推進します。
- 地域づくり協議会の検討内容を踏まえ、上川中部基幹相談支援センターを核として積極的に啓発活動を展開します。

基本的な施策

施策	取り組み内容
多様な広報媒体の活用	「広報あいべつ」をはじめとする町や関係団体が発行する各種広報紙、パンフレット、ポスター、ホームページ等の積極的活用により、啓発・広報活動の充実を図ります。

施 策	取り組み内容
啓発活動の実施	障がいのある人の文化活動等を発表、紹介する場や、住民との交流の場となるイベントなどについて広域での取り組みを含めて、検討・実施します。また、各種研修会や会合などの場を活用して、理解啓発に取り組みます。具体的には、「愛別町だれもが暮らしやすい地域づくり協議会」地域づくり部会で効果的な取り組み内容を検討します。

(2) 福祉教育の充実

現状と課題

- 町民が、障がいや障がいのある人に対して正しく理解し、共生のまちづくりを進めていくためには、子どもの頃からのふれあいや、理解を深める福祉教育の推進が必要です。
- 本町では、上川中部基幹相談支援センターにおいて障がいをテーマとした研修を実施し、合理的な配慮について考える機会をもちました。しかし、障がいのある人の困り事や思いに直接触れる機会を提供するには至っておらず、これからの課題となります。

今後の方向性

- 町民一人ひとりが、障がいや障がいのある人への正しい理解を深め、思いやりの心を育むため、ふれあいや交流の機会を充実させます。
- 生涯学習の場などを活用し、幅広い年代の町民が、心のバリアフリーについて考える機会をつくります。

基本的な施策

施 策	取り組み内容
交流体験の充実	社会福祉協議会や障がい者団体との連携を進め、地域で行われる福祉関連の行事への参加やボランティア体験等の機会の拡充を図ります。
障がいをテーマとした研修・講座の充実	障がいや障がいのある人について理解を深めるための研修・講座を上川中部基幹相談支援センターが中心となって開催します。 また、生涯学習の一環として、町民を対象に障がいや介護について体験的に学習できる機会づくりを検討します。
障がいへの理解を深めるための教育の推進	社会見学や交流学習を通じて、子どもの頃からのふれあいや理解を深めるための教育を推進します。

(3) 権利擁護の推進

現状と課題

- 平成24年10月に「障害者虐待防止法」が施行され、障がい者に対する虐待の防止のため、虐待の早期発見と迅速・的確な対応や養護者への支援に取り組んでいく必要があります。また、北海道では平成21年に「北海道障がい者条例」を制定し、圏域ごとに配置された地域づくり推進員を中心に権利擁護に取り組んでいます。
- 障がいのある人の地域生活移行や家族の高齢化が進む中で、判断能力が十分でない人等には、福祉サービスの利用をはじめとする契約手続きの援助など、安心して生活を送るための支援が必要です。日常生活自立支援事業や成年後見制度*の利用が必要な方々に対して、分かりやすい説明やていねいな利用支援が不可欠となります。また、身近なところで支援ができる体制整備も課題です。

※成年後見制度：知的障がい、精神障がい、認知症などにより、判断能力が不十分な成年者の財産や権利を保護するための制度。

- 当事者や家族に対して、権利擁護に関するわかりやすい情報提供を行い、自らの主張や相談、虐待通報などを行う力をつける取り組みも重要です。

*アンケート調査結果の『権利擁護のために必要な支援』の質問では、22.8%が「権利擁護について詳しく知りたい」と回答しており、権利擁護についての情報提供が求められています。また、「権利擁護の相談先を知りたい」と回答した人も10.7%みられます。

今後の方向性

- あらゆる機会・場を活用して町民の人権意識の高揚を図るとともに、障がいのある人の権利擁護のための各種制度を普及させ、利用を促進します。
- 当事者や家族に対して、権利擁護、権利行使について分かりやすい説明や情報提供を行います。また、行政、社会福祉協議会、地域住民、事業者等が一体となって障がいのある人の権利擁護に努めます。

基本的な施策

施策	取り組み内容
人権意識の高揚	町民の人権意識を高め、差別のない社会の実現を図るため、人権擁護に関する啓発活動に取り組みます。 また、民生委員児童委員、ボランティア、事業所等を対象とした研修会を開催し、地域において障がいのある人の生活を支える福祉関係者の意識向上に努めます。

施 策	取り組み内容
人権相談等の実施	愛別町人権擁護委員や旭川法務局職員が行う人権相談や啓発活動について、広報紙やホームページにより積極的に周知します。また、日常の権利擁護について連携して取り組みます。
成年後見制度等の利用促進	生活上の判断に支援が必要な人の財産管理や契約時における権利保護、虐待の防止等を目的とした成年後見制度の利用を促進するため、分かりやすい制度の周知を行い、計画相談においても積極的に取り組みます。 また、福祉サービスの利用手続の援助や代行、日常の金銭管理などを行う「日常生活自立支援事業」の利用を促進します。

2. 地域福祉活動の促進

(1) ボランティア活動の推進

現状と課題

- 障がいのある人が、家庭や地域で安心した生活を送るためには、在宅生活を支援するサービスの充実はもとより、障がいのある人やその家族を地域ぐるみで暖かく見守り、人間的なふれあいを深める中で支援するといった互助と連帯の精神に支えられた地域社会を築くことが重要です。
- 本町では、赤十字奉仕団をはじめとするボランティア団体による活動が行われていますが、活動を支える人材等の確保に課題を抱えており、人材育成のための知識や技術を習得する研修会等の充実を図るなど、社会福祉協議会と連携しながら活動を担うボランティアの育成にも力を入れて行く必要があります。

今後の方向性

- 地域福祉活動の活性化を図るため、社会福祉協議会と連携してボランティア活動に対する町民の意識醸成を図るとともに、ボランティア団体やNPO等への支援を充実させます。
- 活発に活動している赤十字奉仕団などと連携して、啓発活動に取り組みます。また、手話奉仕員[※]の育成やサークル活動を支援します。

※手話奉仕員：手話を用いて通訳を行う者のうち、所定の講習を受けて技術を習得した者のこと。

基本的な施策

施 策	取り組み内容
ボランティアの育成	町民を対象としてボランティア活動に関する意識啓発や情報提供を充実させます。 また、ボランティア活動参加のきっかけづくりとして、各種講習会（介護や手話等）の開催をします。受講者にはボランティア登録を呼びかけ、活動への参加を促進します。
ボランティア団体に対する活動支援の充実	社会福祉協議会を中心として、参加者の創意を生かした自主的な活動を支えるため、活動費助成、情報発信等の支援を充実させます。

（２）関係団体の育成・活動支援

現状と課題

- 障がいのある人が主体的に活動していくためには、個人活動だけでなく、目的をともにした団体に所属し、その活動を通じて社会参加していくことのできる環境づくりも必要です。
- 障がいのある人やその家族が自主的に結成し運営している団体、あるいは障がいのある人を支える各種団体が、交流活動や研修会等を実施し、各種イベントでの奉仕活動など自主的な活動を行っていますが、活動を支える人材の確保や、会員数の減少といった課題があげられ、幅広い活動がしにくい状況にあります。
- また、積極的に地域で活動している障がいのある人やその家族がいる反面、社会参加できずに、地域の社会資源や支援サービスに適切に結びつかない障がいのある人や家族がいることも憂慮されています。

今後の方向性

- 障がいのある人やその家族が、障がい福祉の充実や親睦を深めるために活動を行う場として、障がい者団体等の育成や活動強化に取り組みます。

基本的な施策

施 策	取り組み内容
障がい者団体の育成・支援	上川中部基幹相談支援センターを核として、当事者同士や家族が話し合いや交流を行うことを目的とした団体の育成や活性化に努め、自主的な活動を支援します。

施 策	取り組み内容
障がい者団体への加入促進	障がいのある人とその家族が地域で孤立しないよう、障がい者団体等の活動を周知し、団体への加入を促進します。

(3) 人材の確保・充実

現状と課題

- 障がいのある人が持つ悩みや問題は、その障がいの種類や障がい程度、年齢、家族や社会の状況などいろいろな要因によって異なります。また、障がいのある人を支援する制度は目まぐるしく変化しており、適切な支援を行うためには、専門知識と技術を備えた人材の育成が必要とされています。
- 増大する介護ニーズに対応する介護職員（ヘルパー等）の不足は深刻で、居宅介護事業所の休止もあり、在宅障がい者の希望に十分応じられない状況にあります。障がい福祉分野で働く人材の育成が急務です。

今後の方向性

- 障がいのある人やその家族の多様なニーズに応えるため、各分野での人材の確保と資質の向上に取り組みます。

基本的な施策

施 策	取り組み内容
人材の確保	専門的相談、支援などに従事する社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等の専門職を上川中部基幹相談支援センターに配置し、相談体制の充実に努めます。また、町内の障がい福祉サービス事業所の人材確保に努めます。町民が介護資格を取得しやすいように助成等を実施します。
研修の充実	新たな課題に対応できる専門的知識や技能習得、障がいのある人に配慮した適切な接遇方法など、町職員や事業所職員等の研修を充実させます。 また、地域に密着した相談活動を行う身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員児童委員、福祉委員を対象に、障がいに関する最新の知識や障がいのある人の権利擁護等に関する研修会を開催します。

3. 障がい者にやさしいまちづくりの推進

(1) 住まいづくり・まちづくりの推進

現状と課題

- 障がいのある人が生活の質の向上を図り、充実した生きがいのある生活を実現するには、日常生活環境、及びあらゆる活動空間において、快適性と安全性が十分に保証され、不安を抱くことなく常に安心して過ごせることが重要となります。
- 本町では、障がいのある人や高齢者が安心して快適な生活を送れるよう安全性・利便性・快適性が確保されたまちづくりを推進してきましたが、さらにバリアフリー化を進めていく必要があります。
- また、障がいのある人が地域で生活をしてくためには、住まいの場の確保が大切ですが、施設入所者や入院患者が今後地域生活への円滑な移行を進めていく上ではグループホームの役割は特に重要と考えられ、近隣町村の協力のもと充実させていくことが必要です。

今後の方向性

- 障がいのある人が快適に安心して生活できるように、「北海道福祉のまちづくり条例」等に基づいて住まいづくりやまちづくりにおけるバリアフリー化等に努めます。

基本的な施策

施策	取り組み内容
住居の確保	グループホームなど、地域での暮らすための基盤となる住居の確保について、広域での対応を含めて推進していきます。
住宅改造への支援	身体障がいのある人の日常生活の利便性を高め、かつ介護に適した住宅改造について、専門家による適切な指導、助言を行えるよう調整します。
障がいのある人に配慮した公営住宅の整備促進	平成 22 年度に策定した公営住宅等ストック総合活用計画に基づく公営住宅の改修・建て替えに当たって、バリアフリー化を図るとともに、ユニバーサルデザイン※を導入します。
公共施設等のバリアフリー化	障がいのある人の安全や生活の利便性、快適性の向上を図り、社会参加を促進するため、まち全体のバリアフリー化を推進します。 また、行政内部から民間事業者まで、すべての町民に対し、あらゆる媒体や機会を通じて「北海道福祉のまちづくり条例」等の普及・啓発に努め、必要な指導を行います。

※ユニバーサルデザイン：年齢や性別、障がいのあるなしにかかわらず、最初からバリアのない、だれにとっても快適な環境をつくろうという考え方。

(2) 移動・交通対策の推進

現状と課題

- 障がいのある人が地域で主体的に社会参加していくためには、移動手段が確保されているとともに、安心して歩くことができる歩行空間の整備が必要です。

＊アンケート調査結果によると、『外出時に困ること』として、24.6%の人が「交通手段が利用しにくい」と回答しており、「交通手段がない」と回答した人も 5.5%みられます。また、「歩道に問題が多い」と回答した人も 2.8%いる状況です。

- 障がいのある人が安全かつ身体的・精神的負担の少ない方法で移動できるようにするためには、障がい種別にあった個別の対応など移動支援の充実の他、歩道の段差、傾斜の改善など交通対策の充実が必要となっています。

今後の方向性

- 障がいのある人等が快適に安心して歩くことができる歩行空間を確保するため、歩道の整備や段差解消に努めます。
- 障がいのある人の社会参加を促進するため、通院介助や移動支援などの利用や、事業所の送迎体制など、移動手段や外出先での支援を充実させます。

基本的な施策

施策	取り組み内容
歩行空間の整備	障がいのある人等が快適かつ安全に移動できるよう主要な道路における歩道の確保に努めるとともに、段差解消、路上障害物の除去等を進めます。 冬期においては、快適かつ安全に移動できるよう、鉄道駅周辺、中心市街地、公共施設周辺の歩道について除排雪を徹底します。
公共交通機関の整備	低床車両※の導入をバス会社に働きかける等、障がいのある人等が利用しやすい公共交通機関の整備に努めます。 また、障がいのある人が町営バスを利用する場合の利用料金の減免をします。
送迎サービス等の充実	身体に障がいがあり公共交通機関の利用が困難な人を対象として、専用設備のある車で自宅から病院等までの送迎を行う福祉有償運送事業のほか、外出先で支援が必要な人のため移動支援、医療機関受診時の通院介助など、対象となるサービスの利用を促進します。 また、サービスの利用に当たって助成を継続します。 日中系サービス利用や通学などの送迎体制整備に努めます。

※低床車両：床面を低く作り、入り口の段差を小さくして乗降しやすくした車両のこと。

(3) 防犯対策の推進

現状と課題

- 最近、障がいのある人や高齢者を狙った犯罪が多発しており、防犯知識の周知徹底や悪質商法等の消費者被害防止に向けて、関係機関や地域との密接な連携を図りながら、情報提供など犯罪被害の発生を未然に防ぐ防犯対策が必要となります。
- 障がいのある人や高齢者などが詐欺などの犯罪被害に遭うことを防止するためには、地域住民による見守り、声かけを行うなど、地域ぐるみで防犯対策を推進し、他団体等とのさらなる連携強化が必要です。

今後の方向性

- 地域ぐるみで障がいのある人を犯罪から守り、地域の安全、安心を確保するための総合的な取り組みを検討します。

基本的な施策

施 策	取り組み内容
見守り運動の推進	町職員が外勤時に公用車で防犯パトロールを実施するとともに、小地域ネットワーク・防犯協会等の協働により、障がいがある人の世帯等の見守り運動を推進します。
「振り込め詐欺」事件等の未然防止	「振り込め詐欺」や悪徳商法などの被害に遭わないよう、広報活動を推進します。また、障がいのある人にもわかりやすく防犯情報を提供します。

(4) 防災対策の推進

現状と課題

- 障がいのある人が安心して地域で生活するためには、火災や地震等の災害が発生した時に、情報の伝達や避難誘導等を迅速かつ的確に行い、被災の影響を最小限にとどめるとともに、避難先での生活についても個々の状態に応じた配慮が必要です。

＊アンケート調査結果では、『災害時に困ること』として 32.2%の人が「身体的に自力での避難がむずかしい」と回答しています。また「避難場所で必要な薬の確保や医療ケアなどがうけられるか不安」と回答した人も 23.9%いる状況です。

- 本町では、「愛別町地域防災計画」に基づき、障がいのある人や高齢者といった「避難行動要支援者」への情報伝達や避難方法を定めています。また、「避難行動要支援者」の把握に努めています。
- 災害時には、公的な支援体制だけでは十分な対応を行うことが難しいため、障がいのある人を地域で支える自主防災組織や町内会等自治組織による防災活動もより充実させていく必要があります。

今後の方向性

- 「愛別町地域防災計画」に基づき、障がいのある人を災害から守るため、関係機関との連携を強化し、地域ぐるみで障がいのある人を支援する体制を整備するとともに、地域に根ざした日常的な防災活動を活性化させていきます。

基本的な施策

施 策	取り組み内容
在宅者援護体制の充実	個人情報保護法に配慮しながら、民生委員児童委員との連携により、平素より障がいのある人をはじめとした災害弱者の住居状況等の把握に努めます。 災害発生時には、把握した情報を基に、近隣住民との協力を得ながら災害弱者の速やかな避難を支援します。
社会福祉施設における防災体制の充実	災害発生時における社会福祉施設の安全確保を図るため、防災組織体制の整備、施設の耐震化等安全性の強化、防災教育・避難訓練の実施等について施設長に要請するとともに、啓蒙を図ります。
避難所対策の充実	障がいのある人に対し、避難所の周知徹底に努めます。 また、災害発生時、避難所において、障がいのある人等の健康状態の把握に努めます。
障がいのある人を対象にした避難訓練、防災教室の充実	障がい者団体やボランティア団体が地域住民とともに、災害発生時の避難の方法や防災に向けての日頃から備えておくべきこと等について学ぶ、避難訓練、防災教室の充実を図ります。

4. 情報・コミュニケーションの充実

(1) 情報バリアフリーの促進

現状と課題

- パソコンや携帯電話といった情報機器の急速な発達は、必要な情報の収集や多くの人々とのコミュニケーションを容易にし、社会参加の促進や職域の拡大に役立つものであると期待されていますが、その反面、障がいのある人にとって情報機器の操作がバリアとなり、情報格差が生じるという問題も指摘されています。
- 本町では、寄贈された拡大読書器を基幹相談支援センターに配置して有効活用をすすめていますが、パソコンや携帯電話といった情報機器の使い方を学ぶ講習会などへの取り組みが課題となっています。
- 障がいのある人やその家族への情報発信手段として、ホームページ作成への取り組みが必要ですが、まだ十分に対応できているとは言えない状況です。

* アンケート調査結果によると、『よりよく生活していくために必要なサービス』として、27.7%の人が「町からの福祉に関する情報をもっと多く、わかりやすくする」と回答しています。

今後の方向性

- 障がいのある人が町民生活に有益な情報を容易に入手できるよう、より利用しやすいホームページやパンフレットの作成、手話奉仕員の養成、拡大読書器などの設置など情報バリアフリーに努めます。

基本的な施策

施策	取り組み内容
ホームページの充実	上川中部基幹相談支援センターにおいて、障がいのある人等が情報を容易に見ることができるよう、文字拡大機能やわかりやすい配置等、障がいに配慮したページづくりを研究し、改良に努めます。 また、制度やサービスの改正があった場合、わかりやすくその内容を紹介するページをできるだけ迅速に作成します。
情報格差の解消	サービスの周知や緊急時の連絡等に当たって、携帯電話などの情報機器活用について検討します。また、障がいのある人が情報機器の使い方を学ぶ機会をつくれます。非常時の避難先などでの情報提供について配慮します。

(2) 意思疎通支援の充実

現状と課題

- 聴覚や視覚に障がいのある人は、その感覚機能の障がいによって社会生活上の意思疎通や情報の確保がしにくい状況に置かれています。こうした障がいのある人の日常生活の利便性の向上を図り、社会参加を促進するためには、障がいに配慮した多様なコミュニケーションの手段を確保することが重要になります。
- 本町では、地域生活支援事業の意思疎通支援事業を通じて、聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいにより、意思疎通を図ることに支障がある方のために、手話通訳者等の派遣による支援などを行っていますが、今後とも、意思疎通支援の充実を図る必要があります。

今後の方向性

- 意思疎通に関して支援が必要な障がいのある人のニーズに応えられるように、支援体制の充実に努めます。

基本的な施策

施 策	取り組み内容
手話通訳等の充実	障がいのある人のニーズを勘案し、手話通訳者等を派遣します。
人材の育成・確保	各種講習会等を開催するなどして、手話奉仕員や朗読ボランティアなどコミュニケーションを支援する人材の育成、確保に努めます。

III. 第4期障がい福祉計画

第1章 計画の策定にあたって

第2章 第3期障がい福祉計画の実施状況

第3章 数値目標とサービス必要見込量

第1章 計画の策定にあたって

1. 第4期障がい福祉計画の中心的課題

(1) 安心して地域・社会生活を送るための基盤づくり

現在、在宅で暮らしている人の将来への不安はアンケート調査結果からも明らかになっており、この解決に向けた取り組みが第4期計画の中心的課題となります。公的な障害福祉サービスのみならず、地域の全体でのサポート体制をつくっていくことが必要です。

平成26年度より「愛別町だれもが暮らしやすい地域づくり協議会（以下、愛の地域づくり協議会と表す）」が地域課題の確認や共有に取り組んでおり、ここでの協議検討内容を具現化することが重要です。

広域的に取り組むことが効果的な課題については、愛別町、当麻町、比布町、上川町で広域設置している「上川中部北4町だれもが暮らしやすい地域づくり協議会（以下、北4地域づくり協議会と表す）」で検討を進めますが、設置間もない協議体制を活性化していくことが課題となります。

また、平成26年度に相談支援体制の充実・強化のため広域で設置した「上川中部基幹相談支援センターきたよん」が地域ニーズにあった活動成果をあげていくことも重要です。

「上川中部基幹相談支援センターきたよん」は虐待防止センターとしての役割を持ち、虐待防止や養護者の支援のための取り組みを強化しているところですが、虐待防止に関する意識高揚のためには継続的な啓発活動と関係者のネットワークが不可欠となります。

(2) だれもがいきいきと暮らすために

アンケート調査結果や「愛の地域づくり協議会」の各部会での協議で、子どもたちが自由に安心して交流できる場がないことや、障がいのある人の文化やスポーツなど余暇活動の機会がないことが課題として挙がっています。これらの課題に、積極的に取り組むために「愛の地域づくり協議会」での協議を経て、具現化していくことが必要です。

町内で暮らす障がい者の交流の場として町で実施していた「つどいの場」の参加メンバーからの「日中に通う場が欲しい」という要望を実現するため、福祉的就労の場として障がい福祉サービス事業所「あいねっと」が平成23年4月から事業を始めています。平成26年度には美深高等養護学校あいべつ校が開校し、卒業後の就職を支援するための体制整備が求められます。また、福祉的就労から一般就労につなぐ支援体制の整備も必要です。

(3) だれもが暮らしやすいまちづくり

平成26年に実施した「愛の架け橋スタンプラリー」の参加者や協力者から、日常の交流の場として「ぼんて」の有効活用や交流事業の継続を求める声が出されています。

アンケート調査結果では「差別やいやな思いをしたことがある」と答えた人が3割近くおり、そのうち28.6%が「住んでいる地域で経験した」と答えています。このような思いを減らすために「愛の地域づくり協議会」の活動をもとに、あらゆる機会を活用して共生社会の基盤をつくる必要があります。

アンケート調査結果で「災害時に困ること」の設問には、身体的な問題や緊急時の判断などから自力での避難が難しいという人が多く、避難場所を知らないという人も2割にのぼりました。これらの課題を解決していくことは、高齢者や小さな子どもがいる家族などへの配慮にもつながることから、具体的な対応策の検討が急務です。

2. 障がい福祉計画の方向性

（１）障がいのある人の自己決定の尊重と自己選択の支援

「障がいのある人もない人もともに普通に暮らせる地域をつくる」という考え方のもとに、障がいの種別や程度を問わず、障がいのある人が自分の住みたい場所に住み、必要とする障がい福祉サービスやその他の支援を受けながら、望む暮らしが実現できるよう、自己決定と自己選択を尊重するとともに、意思決定の支援（判断の根拠となる情報や考え方の提供、意思決定の表明への支援）に配慮します。

（２）町が主体となって進める障がい福祉サービスの実施

障がいのある人がその種別にかかわらず、必要な障がい福祉サービスを身近なところで利用することができるよう、町が主体となってサービスの提供基盤の充実を図ります。

（３）入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいがあってもともに暮らしていける社会の実現をめざし、入院や入所から地域生活への移行や定着のための拠点の整備、一般就労も含めて働く場の確保や拡大などの就労支援といった重要な課題に対応するため、地域の社会資源を最大限に活用しながら、地域全体で支える体制の整備を進めます。

（４）発達の遅れや障がいのある子どもへの支援

発達の遅れや障がいのある子どもの成長を支援するため、それぞれの成長過程に継続性と一貫性をもった対応ができるよう、関係機関や庁内部署の連携強化を図ります。

3. 障がい福祉計画の基本目標

基本目標1 とともに暮らすための基盤の整備

家庭や日中活動のさまざまな場面において、障がいのある人のニーズや生活の困難さ、障がいの状況に応じたきめ細かなサービス提供や合理的な配慮ができるよう、質の高い障がい福祉サービスの確保に努めます。また、地域の理解や協力を得るための取り組みを行います。「愛の地域づくり協議会」の地域づくり部会で地域の課題を共有し、共生社会の実現をめざします。

基本目標2 障がいのある人の就労の促進

障がいのある人が、障がいの軽重にかかわらずその能力を発揮して収入を得、自信や生きがいを持って生活ができるように、一人ひとりのニーズや個々の障がいの特性に配慮した就労機会が得られるように取り組みます。「愛の地域づくり協議会」の就労支援部会で地域の課題を共有し、働き続けられる環境を整備します。

基本目標3 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備

施設入所や入院から地域生活への円滑な移行を推進するため、地域での居住の場となるグループホームの整備を図るとともに、移行後の生活において必要な訪問系・日中活動系サービスその他の必要な支援を行います。

さらに、地域生活支援の機能をさらに強化するため、圏域内で地域生活支援拠点の整備を図ります。

基本目標4 相談支援体制の整備

障がいのある人が地域において安心して日常生活又は社会生活を営むためには、障がい福祉サービスの提供とともに、これらのサービスの適切な利用や各種ニーズに対応する相談支援体制が不可欠です。

このため、上川中部基幹相談支援センターきたよんを核として、ケアマネジメント※の視点から適切な相談支援を実施します。さらに、相談支援事業を効果的に実施するため、「愛の地域づくり協議会」の相談支援部会において、関係機関との連携強化と情報共有を図ります。

※ケアマネジメント：介護の必要な障がいのある人・高齢者に適切な介護計画を立て、それに従って十分なサービスを提供すること。

基本目標5 発達の遅れや障がいのある子どもの支援体制の確保

発達の遅れや障がいのある子ども及びその家族に対する支援は、乳幼児期から学校卒業まで身近な場所で、成長に合わせた一貫した関わりが重要です。

そのため、乳幼児健診や子育て支援センター、幼児センター、学校など、子どもの成長の過程で出会う関係者の連携が重要になります。「愛の地域づくり協議会」の子ども支援部会で地域の課題を共有し、育つ環境を整備します。

また、専門的な支援を行う児童発達支援や放課後等デイサービスなど通所支援サービスの整備とともに、サービスを利用する際の情報提供や利用計画作成を行う相談支援が重要です。上川中部基幹相談支援センターで障がい児等相談支援（発達支援サービス等利用計画の作成）や一般的な相談に応じるとともに、愛別町、当麻町、比布町、上川町で広域的に設置した当麻町母子通園センターを核として、保健師や子育て支援センター、幼児センターが連携して、子どもの発達に関わる相談支援を充実します。

基本目標６ 権利擁護の推進

虐待防止センターを中心に、障がい者への虐待の防止や早期発見、早期対応、再発防止の支援体制の強化に努めます。また、一時保護の体制についても広域で整備を進めます。

成年後見制度の利用や日常生活支援事業など、障がいのある人が生活に困窮したり被害にあったりしないための支援体制の充実や、「障害者差別解消法」の周知などの住民や支援関係者の啓発活動に努めます。

基本目標７ 災害に備えた地域づくりの推進

災害時における情報の入手や自力での避難が困難である障がいのある人等に対して、その特性に配慮した支援を行うため、愛別町地域防災計画に基づき、個人情報の保護に配慮しつつ、安全確保のための支援体制を整備します。

第2章 第3期障がい福祉計画の実施状況

1. 障がい福祉施設入所者の地域生活への移行

項 目	目標	実績	国の基本指針
平成 17 年度末の施設入所者数（A）	—	15 人	目標設定の基準値
平成 26 年度末地域生活移行者数	5 人 (33.3%)	3 人 (20.0%)	（A）のうち地域生活に移行する人の目標数（30%以上）
平成 26 年度末の施設入所者数の削減	3 人 (20.0%)	3 人 (20.0%)	（A）のうち施設入所者の削減数（30%以上）

2. 障がい福祉施設から一般就労への移行目標

①障がい福祉施設から一般就労への移行者数

項 目	目標	実績	国の基本指針
平成 17 年度中の年間一般就労移行者数（A）	—	0 人	目標設定の基準値
平成 26 年度中の年間一般就労移行者数	1 人	0 人	基準値（A）の 4 倍以上

②就労移行支援事業の利用者数

項 目	目標	実績	国の基本指針
平成 26 年度末の障がい福祉施設利用者数（A）	—	49 人	目標設定の基準値
平成 26 年度末までの就労移行支援事業利用者数	1 人 (2.0%)	1 人 (2.0%)	基準値（A）の 2 割以上

③就労継続（A 型）支援の利用者数

項 目	目標	実績	国の基本指針
平成 26 年度末までの就労継続支援事業利用者数（A）	—	34 人	目標設定の基準値
平成 26 年度末までの就労継続支援（A 型）事業利用者数	6 人 (17.6%)	1 人 (2.9%)	基準値（A）の 3 割以上

3. 障がい福祉サービス

(1) 訪問系サービス

	単位	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
居宅介護 (ホームヘルプ)	時間/月	231	110	291	117	291	55
	実人数	10	11	12	12	12	6
重度訪問介護	時間/月	0	0	0	0	0	0
	実人数	0	0	0	0	0	0
行動援護	時間/月	18	0	0	0	0	0
	実人数	1	0	0	0	0	0
同行援護	時間/月	10	0	20	0	20	0
	実人数	1	0	2	0	2	0
重度障がい者等 包括支援	時間/月	0	0	0	0	0	0
	実人数	0	0	0	0	0	0

居宅介護の利用実人員が減となっているのは、平成26年度より「あいねっと」が居宅介護事業所を休止したことが背景にあります。対象者が減となっているにも関わらず、時間数の実績に変化がない状況から、居宅介護のニーズは大きいと考えられます。

同行援護の対象となる人（視覚障がいのある人）が町内に在住しており、計画に挙げましたが実績はありませんでした。今後も必要時に利用できる体制を整備しておく必要があります。

(2) 日中活動系サービス

	単位	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
生活介護	人日/月	308	337	308	343	308	572
	実人数	14	16	14	16	14	26
自立訓練（機能訓練）	人日/月	0	0	0	0	0	0
	実人数	0	0	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人日/月	22	0	0	0	0	0
	実人数	1	0	0	0	0	0
就労移行支援	人日/月	22	30	22	29	22	22
	実人数	1	2	1	2	1	1
就労継続支援（A型）	人日/月	0	0	88	0	132	22
	実人数	0	0	4	0	6	1
就労継続支援（B型）	人日/月	528	429	572	453	616	286
	実人数	24	26	26	28	28	13
療養介護	実人数	1	1	1	1	1	2
短期入所 (ショートステイ)	人日/月	28	6	28	29	28	0
	実人数	4	3	4	1	0	0

生活介護の実績が大きく伸び、就労継続支援（Ｂ型）が減少しているのは、平成２６年度に「あいねっと」が就労継続支援（Ｂ型）の定数を減らし、生活介護事業を開始したことが背景にあります。障がいのある人の高齢化、重度化と町内の受け皿（サービス提供）の充実に伴い、生活支援を中心とした利用者の増加が見込まれます。

（３）居住系サービス

	単位	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
共同生活援助 （グループホーム）	人	11	8	16	8	16	10
施設入所支援	人	14	15	14	15	14	15

町内にグループホームはありませんが、共生型（高齢者と障がい者の入居が可能）のグループハウス四季（介護支援サービス付の住居）があります。障がいのある人でグループハウスを利用していた人も、介護保険に移行したり、病状の悪化により入院したりで、現在は障がい者の利用は０になっています。現在、グループホームや施設入所は、他市町を利用しています。

（４）相談支援

	単位	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
計画相談支援	人／月	0	0	6	4	9	6
地域移行支援	人／月	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	人／月	0	0	0	0	0	0

広域で設置した上川中部基幹相談支援センターにおいて、順次計画相談を導入し、平成26年度末には全員実施の見込みです。

4. 地域生活支援事業

	単位	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
相談支援事業							
相談支援事業							
障がい者相談支援事業	実施箇所	3	3	3	3	3	2
地域自立支援協議会	実施有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
市町村相談支援機能強化事業	実施有無	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	実施
住宅入居等支援事業	実施有無	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施
成年後見制度利用支援事業	実施有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
コミュニケーション支援事業	利用者数	1	2	1	1	1	1
	設置者数	0	0	0	0	0	0
移動支援事業	人	20	19	20	23	20	21
	時間／年	1,000	937	1,000	1,637	1,000	1,500
日常生活用具給付事業							
介護・訓練支援用具	件	1	0	1	0	1	0
自立生活支援用具	件	1	0	1	0	1	2
在宅療養等支援用具	件	3	0	3	2	3	0
情報・意思疎通支援用具	件	1	1	1	2	1	2
排せつ管理支援用具	件	84	73	84	78	84	81
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件	0	0	0	0	0	0
地域活動支援センター事業（基礎的事業）	実施箇所	広域実施	広域実施	広域実施	広域実施	広域実施	広域実施
	人	0	1	0	1	0	0
生活支援事業	人	2	2	2	0	2	0
日中一時支援事業	人	2	5	2	16	2	17

相談支援事業は役場窓口を中心に、平成24年度は「あいねっと」、「あそーと」（旭川市）、平成25年度は「ねっと」（旭川市）、「あそーと」（旭川市）に委託、平成26年度からは広域で上川中部基幹相談支援センターを設置して充実を図ってきました。移動支援事業のニーズは高く、障がいのある人の社会活動を支える上で重要なサービスになっていますが、教育を受ける権利の保障のため、通学についての利用を検討します。

5. 児童福祉等のサービス

(1) 発達の遅れや障がいのある子どもの通所支援

	単位	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
児童発達支援	人／月	0	6	0	6	0	5
医療型児童発達支援	人／月	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人／月	0	1	0	1	0	1

発達の遅れや障がいのある子どもの通所支援については、広域（愛別町、当麻町、比布町、上川町）で当麻町母子通園センターの運営に参加しています。放課後等デイサービスは当麻町と旭川市にあります。

(2) 発達の遅れや障がいのある子どもの相談支援

	単位	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
障がい児等相談支援	人	0	0	0	6	0	5

発達の遅れや障がいのある子どもが、児童福祉のサービスを利用する際の支援計画の導入に平成25年度から取り組み、平成26年度末には全員実施の見込みです。

第3章 数値目標とサービス必要見込量

1. 平成 29 年度における数値目標

国は、「第4期障害福祉計画に係る国の基本指針」において、平成29年度までの成果目標の設定について、以下の考え方を示しています。

成果目標を設定する事項	目標値の設定内容
福祉施設から地域生活への移行促進	- 平成 25 年度時点の施設入所者数の 12%以上を地域生活へ移行。 - 施設入所者数を平成 25 年度末時点から 4%以上削減。
精神科病院から地域生活への移行促進	- 入院後 3 ヶ月時点の退院率を 64%以上とする。 - 入院後 1 年時点の退院率を 91%以上とする。 1 年以上の在院者数を平成 24 年 6 月時点から 18%以上減少。
福祉から一般就労への移行促進	- 福祉施設から一般就労への移行者数を平成 24 年度実績の 2 倍以上とする。 - 就労移行支援事業の利用者数を平成 25 年度末の利用者から 6 割以上増加。 - 就労移行支援事業所のうち就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とする。
地域生活支援拠点等の整備	障がい者の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を、各市町村又は各圏域に少なくとも 1 つ整備。

本町では、第3期計画までのサービス実施状況を把握し、計画や今後実施すべき事項等を検討しながら、平成29年度までの見込み等について見直しと目標値の設定を行いました。なお、成果目標のうち、「精神科病院から地域生活への移行促進」については、本町としては成果目標を設定しないものとします。

（１）障がい福祉施設入所者の地域生活への移行

項 目	数値	国の基本指針
平成 25 年度末の施設入所者数（Ａ）	15 人	目標設定の基準値
平成 29 年度末の施設入所者数（Ｂ）	14 人	地域生活への移行者数（Ｄ）と新規入居者数を勘案
平成 29 年度までの削減見込（Ｃ）	1 人 (6.7%)	【目標値】 平成 25 年入所者数からの削減見込み数（Ａ）－（Ｂ）
平成 29 年度の地域生活移行者数（Ｄ）	2 人 (13.3%)	【目標値】 （Ａ）のうち地域生活に移行する人の目標数

（２）障がい福祉施設から一般就労への移行目標

①障がい福祉施設から一般就労への移行者数

項 目	数値	国の基本指針
平成 24 年度中の年間一般就労移行者数（Ａ）	1 人	目標設定の基準値
平成 29 年度中の年間一般就労移行者数（Ｂ）	2 人 (2 倍)	【目標値】 基準値（Ａ）の2倍以上

②就労移行支援事業の利用者数

項 目	数値	国の基本指針
平成 25 年度末までの就労移行支援事業利用者数（Ａ）	1 人	目標設定の基準値
平成 29 年度末までの就労移行支援事業利用者数（Ｂ）	2 人 (100.0%)	【目標値】 基準値（Ａ）の6割以上増加

（３）地域生活支援拠点等の整備

項 目	本町の目標
障がいのある人の地域生活を支援する機能を集約しグループホームや障害者支援施設に付加した「地域生活支援拠点」又は複数の機関が分担してこれらの機能を担う「面的な体制※」を、平成 29 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備する	平成 29 年度末までに、上川中部基幹相談支援センターを中心として圏域（愛別町、当麻町、比布町、上川町）による面的体制を整備する。

※面的な体制：複数の取り組みや資源をつなぐことで効果的な展開が期待できることから、点から線、線から面へとつながるよう、取り組みを単発的なものとせず、複合的に整備を進めること。

2. サービス見込み量及び確保のための方策

(1) 障がい福祉サービス

1) 訪問系サービス

①サービスの概要

名 称	サービスの概要
居宅介護 (ホームヘルプ)	障がい者の自宅で、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行います。
重度訪問介護	障がい者の自宅で入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。
行動援護	障がい者が行動する際に生じる可能性のある危険を回避するために、必要な援護や外出時の移動介護等を行います。
同行援護	外出時に同行し、移動時及びそれに伴う外出先の援護（視覚的情報の支援、排泄・食事などの介護）を行います。
重度障がい者等 包括支援	対象者の心身の状態や介護者の状況、居住の状況等を踏まえて作成された個別支援計画に基づき、必要な障がい福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活介護等）を包括的に提供します。

②サービス見込量と確保の方策

	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
居宅介護、同行援護	時間/月	55	19	19	29
重度訪問介護、行動援護					
重度障害者等包括支援	人	6	3	3	3

【確保の方策】

町内のサービス事業者「愛別町ホームヘルプサービスセンター」「フォーシーズン」の活用を促進し、近隣市町村のサービス事業者と連携を図りながら各事業の必要サービス量を確保していきます。また、町内におけるホームヘルパー※等の人材育成のため、養成費用の補助などを実施します。

※ホームヘルパー：障がい者や高齢者のいる家庭を訪問して、介護や家事、外出時の付添いなど介助を行う者。

2) 日中活動系サービス

①サービスの概要

名 称	サービスの概要
療養介護	医療機関への長期入院による医学的管理のもとに、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。
生活介護	地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練)	地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援等を行います。(利用者ごとに18か月以内の利用期間が設定されます)
自立訓練 (生活訓練)	地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を行います。(利用者ごとに24か月以内、長期入所者の場合は36か月以内の利用期間が設定されます)
宿泊型自立訓練	居室その他の設備を利用させ、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談支援等を行います。
就労移行支援	一般企業等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。(利用者ごとに24か月以内の利用期間が設定されます)
就労継続支援 (A型)	通所により、雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。
就労継続支援 (B型)	通所により、就労や生産活動の機会を提供(雇用契約は結ばない)するとともに、一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。
短期入所	障がい者支援施設やその他の施設で、短期間、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を行います。

②サービス見込量と確保の方策

平成 24 年から 26 年までの利用実績と障がい者数の推移に基づいて見込んでいます。

	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
療養介護	人	2	2	2	3
生活介護	人	26	25	25	25
	人日／月	572	550	550	550
自立訓練（機能訓練）	人	0	0	0	0
	人日／月	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人	0	0	0	0
	人日／月	0	0	0	0
宿泊型自立訓練	人	—	0	0	0
	人日／月	—	0	0	0
就労移行支援	人	1	1	1	1
	人日／月	22	22	22	22
就労継続支援（A 型）	人	1	1	1	1
	人日／月	22	22	22	22
就労継続支援（B 型）	人	13	12	12	12
	人日／月	286	264	264	264
短期入所（福祉型）	人	0	0	0	0
	人日／月	0	0	0	0
短期入所（医療型）	人	0	0	0	0
	人日／月	0	0	0	0

【確保の方策】

町内のサービス事業者「あいねっと」による生活介護、就労継続支援（B 型）の活用を促進するとともに、町内に事業者がないサービスについては、近隣市町村のサービス事業者と連携を図りながら各事業の必要サービス量を確保していきます。適切なサービス利用のため、計画相談により日中活動の充実を図ります。

3) 居住系サービス

①サービスの概要

名 称	サービスの概要
共同生活援助 (グループホーム)	主に夜間に相談、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、就労先その他関係機関との連絡、その他の必要な日常生活上の世話をを行います。 ※平成26年4月から共同生活介護(ケアホーム)は共同生活援助(グループホーム)に一元化されました。
施設入所支援	夜間に介護が必要な人、通所が困難な自立訓練、就労移行支援の利用者に対し、夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。

②サービス見込量と確保の方策

平成24年から26年までの利用実績と障がい者数の推移に基づく利用見込をもとに見込んでいます。

	単位	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
共同生活援助 (グループホーム)	人	10	11	13	14
施設入所支援	人	15	15	15	14

【確保の方策】

近隣の市町村と連携を図りながら各事業の必要サービス量を確保していきます。養護者の高齢化や障がいの重度化に伴い、利用希望者が増加することが予想されるため、地域生活拠点の整備と併せて「愛の地域づくり協議会」において、確保の方策を検討します。

③整備見込量

共同生活援助(グループホーム)は平成28年度に4人を定員として施設整備を行う見込みです。

	単位	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
共同生活援助 (グループホーム)	定員数	0	0	4	4

4) 相談支援

①サービスの概要

名 称	サービスの概要
計画相談支援	支給決定を行う際にサービス等利用計画を作成するとともに、一定期間後において、サービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。
地域移行支援	住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。
地域定着支援	常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等に対する相談や緊急訪問、緊急対応等の支援を行います。

②サービス見込量と確保の方策

平成 24 年から 26 年までの利用実績と障がい者数の推移に基づく利用見込をもとに見込んでいます。

	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画相談支援	人／月	6	6	6	6
地域移行支援	人／月	0	0	1	1
地域定着支援	人／月	0	0	1	1

【確保の方策】

上川中部基幹相談支援センターにおいて、各事業の必要サービス量を確保します。本人中心の支援計画を実行するため、支援者の資質の向上やサービス提供体制の充実に努めます。

(2) 地域生活支援事業

1) 必須事業

①サービスの概要

名 称	サービスの概要
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。
自発的活動支援事業	障がいのある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。
相談支援事業	障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。
成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービスを利用し又は利用しようとする知的障がいのある人又は精神障がいのある人に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべて又は一部について補助を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣、点訳、代筆、代読、音声訳による支援などを行います。
日常生活用具給付等事業	重度障がいのある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付又は貸与を行います。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある人との交流活動の促進、市区町村の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター	障がいのある人に対し、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

②サービス見込量と確保の方策

	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
理解促進研修・啓発事業	実施有無	—	実施	実施	実施
自発的活動支援事業	実施有無	—	実施	実施	実施
相談支援事業					
障害者相談支援事業	箇所	2	2	2	2
基幹相談支援センター	設置有無	設置	設置	設置	設置
市町村相談支援事業機能強化事業	実施有無	実施	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	実施有無	未実施	実施	実施	実施
成年後見制度利用支援事業	人	0	0	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	—	実施	実施	実施
意思疎通支援事業					
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用者数 (人)	1	1	1	1
手話通訳者設置事業	設置者数 (人)	0	0	0	0
日常生活用具給付等事業					
介護・訓練支援用具	件	0	1	1	1
自立生活支援用具	件	2	2	2	2
在宅療養等支援用具	件	0	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	件	2	2	2	2
排泄管理支援用具	件	81	72	72	72
居宅生活動作補助用具 (住宅改修)	件	0	0	0	0
手話奉仕員養成研修事業	人	—	2	2	2
移動支援事業	人	21	25	25	25
	時間/年	1,500	1,700	1,700	1,700
地域活動支援センター (基礎的事業)	箇所	0	0	0	0
	人	0	0	0	0

【確保の方策】

理解促進研修・啓発事業及び自発的活動支援事業については、「愛の地域づくり協議会」を核として、上川中部基幹相談支援センターを中心に具体的な事業を展開します。相談支援事業は役場及び上川中部基幹相談支援センターで充実を図ります。権利擁護の推進のため、啓発活動の他、成年後見制度などの活用について高齢者部門と連携して体制整備を進めます。また、聴覚障がい者との意思疎通、交流拡大のため、手話奉仕員養成研修を実施します。

2) 任意事業

①サービスの概要

名 称	サービスの概要
生活支援事業	日常生活に必要な訓練、本人活動の支援として通所入浴を行います。
日中一時支援事業	日中における活動の場として、また障がいのある人の介護者が、病気等の理由により家庭において介護ができない場合に、一時的に事業所で見守り・活動の場を提供し、その他必要な日常生活の支援を行います。

②サービス見込量と確保の方策

	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
生活支援事業	人	0	0	0	0
日中一時支援事業	人	17	17	17	17

【確保の方策】

現在、生活支援事業の利用者はありませんが、今後も必要時に利用できる体制を整備します。また、日中一時支援事業は引き続きサービス事業者との連携のもと、サービス見込量の確保に努めます。

(3) 児童福祉法等によるサービス

1) 発達の遅れや障がいのある子どもの通所支援

①サービスの概要

名 称	サービスの概要
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の取得、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の取得、集団生活への適応訓練などの支援・治療を行います。
放課後等デイサービス	放課後や、土日祝日などの学校休業日、夏休み、冬休みなどの長期休暇中に生活能力向上のための訓練等を行うことにより、障がい児の自立促進、放課後等の居場所づくりを行います。
保育所等訪問支援	保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を行います。

②サービス見込量と確保の方策

平成 24 年から 26 年までの利用実績と対象者数の推移に基づく利用見込をもとに見込んでいます。

	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
児童発達支援	人	4	4	4	4
	人日／月	5	28	28	28
医療型児童発達支援	人	0	0	0	0
	人日／月	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人	1	1	1	1
	人日／月	1	7	7	7
保育所等訪問支援	人	—	0	0	0
	人日／月	—	0	0	0

【確保の方策】

児童発達支援及び保育所等訪問支援については当麻町母子通園センターの利用をすすめ、その他については近隣の市町村と連携を図りながら各事業の必要サービス量を確保していきます。

また、併せて子どもの育つ環境を整備するため、本町及び上川中部北4町の「地域づくり協議会」子ども支援部会において、母子保健事業や教育支援との連携も含めて協議します。

2) 発達の遅れや障がいのある子どもの相談支援

①サービスの概要

名 称	サービスの概要
障がい児等相談支援	発達の遅れや障がいのある子どもが児童発達支援・放課後等デイサービスなどを利用する前に発達支援サービス等利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとに発達や利用状況の確認、相談を行います。
障がい児等支援体制整備事業	子どもの成長発達に関する身近な相談機関として、発達の遅れや障がいのある子どもとその家族に適切な相談支援及び療育を提供します。
乳幼児健診・相談	子どもの成長、発達を確認し、必要な助言や相談に応じます
一般相談	養護者の養育上の悩みに応じます

②サービス見込量と確保の方策

通所支援の利用見込みを基に障がい児等相談支援の利用者数を見込んでいます。

	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
障がい児等相談支援	人	5	5	5	5
障がい児等支援体制整備事業	人	0	1	1	1
乳幼児健診・相談	%	100.0	100.0	100.0	100.0

【確保の方策】

上川中部基幹相談支援センターに相談支援専門員を設置し、発達支援サービス等利用計画の作成を行います。障がい児等支援体制整備事業（道単独事業）については、乳幼児健診のフォローとして当麻町母子通園センターで実施します。一般相談は保健師及び上川中部基幹相談支援センターで随時実施します。また、子どもの発達や育児上の悩みについて、子育て支援センターや幼児センター、学校など身近な機関が連携して、気軽に相談できる体制をつくります。

（４）その他の事業

１）身体障がい者補装具費給付

身体障がい者の職業その他の日常生活の能率の向上や、身体障がい児について将来社会人として独立自活するための素地を育成・助長することを目的に使用する補装具に係る費用について給付します。

２）高齢者等交通費助成事業

重度身体障がい者等に対し、タクシーを利用する交通費を助成します。

３）じん臓機能障がい者通院交通費補助事業

じん臓の機能障がいがある人に、症状の軽減や除去するために人工透析療法による医療機関への通院に要した交通費を助成します。

４）冬の生活支援事業

冬期間の経済的負担の軽減のために障がい者や障がい児がいる世帯に対し、助成します。

5) 児童発達支援等通所交通費助成事業

生活習慣の確立、知的発達及び運動発達等を促進するために母子通園センター等に通園する交通費を助成します。

6) 除雪サービス事業

除雪が困難なひとり暮らしや重度身体障がい者等を対象として、玄関から道路までの除雪を行います。

7) 緊急通報装置の貸与

ひとり暮らしの重度身体障がい者や高齢者等が安心して在宅生活を送るため、簡単な操作で消防に通報できる緊急通報装置を貸与します。

IV. 計画の推進体制

- 1 計画の周知
- 2 計画の推進体制
- 3 計画の点検・評価
- 4 計画進捗状況の公表

1. 計画の周知

障がいのある人が安心して生活できるまちづくりを実現させるためには、地域住民の理解及び協力を得ることが不可欠であり、また、計画の実施にあたっては、障がい者支援に関わるすべての人々への周知徹底を図り、意識を啓発し、共通理解を得ながら推進していくことが重要となります。

本計画の周知へ向け、広報紙やホームページに計画の概要を掲載することはもちろん、あらゆる媒体・機会を活用して広報活動を積極的に展開します。

2. 計画の推進体制の確立

本計画で推進する各種施策は、福祉・保健の分野にとどまらず、医療・教育・雇用・生活環境・情報通信・防災など全庁的な取り組みが要されることから、庁内においては、担当課が中心となり総合的な視点から調整を図ることができる計画推進体制の整備に努めます。

また、住民と関係団体、行政、社会福祉協議会等が一致協力して取り組みを進める協働体制を確立します。

さらに、地域における障がいのある人を支えるネットワークの中核組織である「愛別町だれもが暮らしやすい地域づくり協議会」によって地域の関係機関の連携を図り、計画の推進に関する必要な事項の検討及び協議を行います。

3. 計画の点検・評価

「愛別町障がい者基本計画」「障がい福祉計画」の円滑な推進を図るため、各年度において、サービス見込量のほか、地域生活への移行が進んでいるか、一般就労への移行が進んでいるかなどの達成状況を「愛別町だれもが暮らしやすい地域づくり協議会」において点検、評価します。

4. 計画進捗状況の公表

本計画で示した事業の実施状況、目標達成状況、あるいは「愛別町だれもが暮らしやすい地域づくり協議会」における点検・評価内容や提言等を、広報紙やホームページ等を活用して年度ごとに公表し、町民にわかりやすく周知を図ります。

資料編

愛別町だれもが暮らしやすい地域づくり協議会設置要綱

愛別町だれもが暮らしやすい地域づくり協議会部会設置要領

愛別町だれもが暮らしやすい地域づくり協議会委員名簿

愛別町だれもが暮らしやすい地域づくり協議会部会委員名簿

愛別町だれもが暮らしやすい地域づくり協議会体制図

上川中部北4町だれもが暮らしやすい地域づくり協議会設置要綱

上川中部北4町だれもが暮らしやすい地域づくり協議会部会設置要領

上川中部北4町だれもが暮らしやすい地域づくり協議会体制図

関連する法律・条約

愛別町だれもが暮らしやすい地域づくり協議会設置要綱

(略称：愛の地域づくり協議会)

(設置)

第1条 愛別町地域生活支援事業規則（平成18年規則第28号。以下「規則」という。）第2条第1項第1号の規定により、愛別町だれもが暮らしやすい地域づくり協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(業務事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 障害福祉計画の策定及び評価に関すること。
- (2) 地域生活支援事業の実施及び評価に関すること。
- (3) 障がい児・者の権利擁護、虐待防止に関すること
- (4) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (5) 地域の社会資源の開発、改善に関すること。
- (6) 障がい児・者の総合的支援に資するネットワークの構築に関すること。
- (7) 障害福祉サービスの利用に関する苦情に関すること。
- (8) その他、障害福祉の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会の全体会議の委員は、15名以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 保健・医療関係者
- (2) 教育・学校関係者
- (3) 障害福祉サービス事業所
- (4) 障害当事者団体の代表者等（当事者）
- (5) 福祉関係機関、団体の代表者
- (6) 産業・企業関係者
- (7) 公募により応募した町民
- (8) 基幹相談支援センター
- (9) 広域相談支援センター
- (10) その他学識経験者等、町長が必要と認める者

2 協議会に会長及び副会長を置き、委員互選によってこれを定める。

3 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

5 協議会の事務局は、保健福祉課とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じ、その補充のために町長が委嘱した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(全体会議)

第5条 全体会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、全体会議に委員以外の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第6条 協議会に専門の事項を審査協議するため、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

(運営会議)

第7条 協議会の運営に資するため、毎月1回運営会議を開催し情報収集や課題整理を実施する。

2 運営会議の召集は、保健福祉課長(事務局)が行うものとする。

3 運営会議の構成員は事務局及び各部長、基幹相談支援センター職員とする。

(報償金)

第8条 協議会委員及び部会委員が全体会議及び部会に出席した場合は、交通費として2,000円を支給するものとする。

(守秘義務)

第9条 協議会の構成員及び協議会出席者等は、協議会で知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年3月1日から施行する。

(委員の任期経過措置)

2 施行の日から平成18年度内に委嘱する委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

3 愛別町障害者計画策定委員会設置要綱(平成18年要綱第17号)は廃止する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は公布の日から施行し、改正後の愛別町だれもが暮らしやすい地域づくり協議会設置要綱の規定は、平成26年4月1日から適用する。

愛別町だれもが暮らしやすい地域づくり協議会部会設置要領

（設置）

第1 愛別町だれもが暮らしやすい地域づくり協議会設置要綱（平成19年愛別町要綱第1号。以下「要綱」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり部会を設置する。

- （1）地域づくり部会
- （2）相談支援部会
- （3）就労支援部会
- （4）子ども支援部会

（協議事項）

第2 部会は、次の事項について協議検討、調査研究を行う。

- （1）地域づくり部会は、障害福祉計画の進捗・評価及び権利擁護や障がい者への理解促進のための各種の取り組みについて、他の部会と連携しながら推進する。
- （2）相談支援部会は、相談体制の強化や支援事例の検討を行う。
- （3）就労支援部会は、就労支援の推進、地場産業への貢献、事業主啓発などの課題を検討する。
- （4）子ども支援部会は、子どもの育つ環境づくりや虐待の防止、支援事例の検討を行う。

2 支援事例の協議、検討にあたっては、秘密保持に留意する。

（部会の構成）

第3 部会は、愛別町だれもが暮らしやすい地域づくり協議会委員及び関係機関の実務者で構成する。

2 部会長は部会委員のうちから愛別町だれもが暮らしやすい地域づくり協議会会長が指名する。

3 部会長は運営会議に出席し、部会活動の報告、提言などを行う。

4 副部会長は部会委員のうちから部会長が指名し、部会長に事故があるときにはその職務を代理する。

（部会委員の任期）

第4 部会委員の任期は指名してから年度末までとし、再任は妨げない。

（部会の開催）

第5 部会長は、必要に応じて部会を招集する。

（その他）

第6 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

愛別町だれもが暮らしやすい地域づくり協議会委員名簿

任期 自 平成 26 年 4 月 1 日

至 平成 29 年 3 月 31 日

区 分	氏 名	役 職 等	備考
教育・学校関係者	丸山 純一	教育委員会 次長	
	櫻田 拓也	美深高等養護学校あいべつ校 教頭	
障害福祉サービス 事業所	鈴木 彰	特定非営利活動法人あいねっと 理事長	
	工藤 雅美	株式会社ケアシステム 「グループハウス四季」 施設長	
障害当事者団体の 代表者等	山口 正栄	愛別町身体障害者福祉協会 会長 身体障害者相談員	会 長
	太田 慶一	愛別町手をつなぐ育成会 会長 知的障害者相談員	
福祉関係機関、 団体の代表者	金谷 信夫	社会福祉協議会 会長	
	前佛 明美	愛別町赤十字奉仕団 委員長	
	菊地 勝博	愛別町民生委員協議会 会長	
産業・企業関係者	長屋 修二	愛別商工会 会長	
	野口 昇	上川中央農業協同組合 代表理事専務	
公募町民	藤原 幸子	町民	副会長
	藤村 正勝	町民	
広域相談支援センター	岸 美佳	かみかわ相談支援センターねっと 地域づくりコーディネーター	
基幹相談支援センター	山形 千都子	上川中部基幹相談支援センターきたよん チーフコーディネーター	
事務局	金子 公保	保健福祉課長	
	阪口 貴彦	保健福祉課長補佐	
	上北 泰志	保健福祉課福祉係長	
	井上 雄太	保健福祉課福祉係	
	飛島 亜希	保健福祉課福祉係	
	横山 教	上川中部基幹相談支援センターきたよん 主任	
	水島 あゆみ	上川中部基幹相談支援センターきたよん コーディネーター	

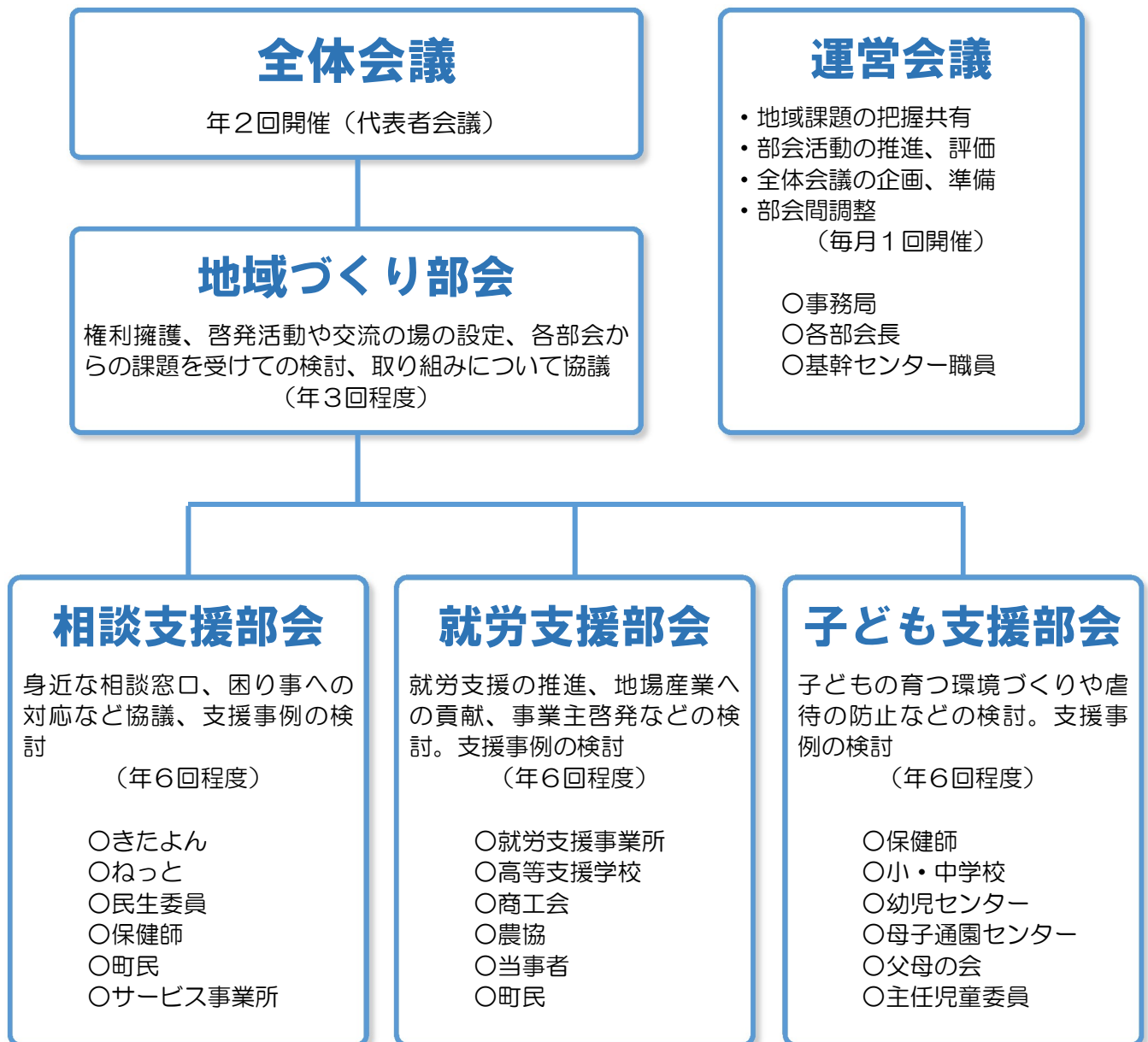
愛別町だれもが暮らしやすい地域づくり協議会部会委員名簿

任期 自 平成 26 年 6 月 1 日

至 平成 27 年 3 月 31 日

区 分	氏 名	役 職 等	備考
地域づくり部会	鈴木よし子	愛別町赤十字奉仕団 副委員長	
	白鳥 俊樹	教育委員会 社会教育係長	
	三島 章	愛別町民生委員協議会 副会長	部会長
	川崎 進	愛別町社会福祉協議会 事務局長	副部会長
	藤原 幸子	(相談支援部会長)	
	須藤 正志	(就労支援部会長)	
	日野友美枝	(子ども支援部会長)	
相談支援部会	水島あゆみ	上川中部基幹相談支援センターきたよん コーディネーター	
	岸 美佳	かみかわ相談支援センターねっと 地域づくりコーディネーター	副部会長
	阿木 和子	愛別町民生委員協議会 副会長	
	西部 紘子	保健福祉課保健師	
	藤原 幸子	町民	部会長
	遠藤千恵子	愛別町社会福祉協議会 サービス提供責任者	
	工藤 雅美	株式会社ケアシステム 「グループハウス四季」 施設長	
就労支援部会	西田久仁子	特定非営利活動法人あいねっと 施設長	副部会長
	須藤 正志 (宮田 樹哉)	美深高等養護学校あいべつ校 進路担当	部会長
	薦原 典幸	愛別商工会 事務局長	
	木村 悦明	上川中央農業協同組合 参事	
	船橋 修嗣	当事者	
	藤村 正勝	町民	
	加藤 浩二	上川中南部障害者就業・生活支援センター きたのまち	
子ども支援部会	荒井美千子	保健福祉課保健師	
	工藤 幸恵	愛別中学校 特別支援コーディネーター	
	落合 敏人	愛別小学校 教諭	
	日野友美枝	愛別町幼児センター 特別支援員	部会長
	安藤 千幸	当麻町母子通園センター	
	佐橋 美和	特別支援教育を支援する会じょいふる	
	野瀬 礼子 (丸山智代子)	主任児童委員	副部会長

愛別町だれもが暮らしやすい地域づくり協議会体制図



上川中部北4町だれもが暮らしやすい地域づくり協議会設置要綱

(略称：北4町地域づくり協議会)

(設置)

第1条 当麻町、比布町、愛別町及び上川町における上川中部基幹相談支援センターの共同設置に関する規約（平成25年告示第23号。以下「規約」という。）第4条第6号の規定により、上川中部北4町だれもが暮らしやすい地域づくり協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(業務事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 障がい者・児が暮らしやすい地域づくりの実現に関すること。
- (2) 障がい者・児の相談支援体制の充実及び支援内容の検証に関すること。
- (3) 障がい者の就労支援の推進及び支援内容の検証に関すること。
- (4) 発達に不安のある子どもの育つ環境づくり及び支援内容の検証に関すること。
- (5) 障がい者・児の権利擁護に関すること。
- (6) 障がい者等虐待防止の推進及びネットワークの強化に関すること。
- (7) 地域の社会資源の開発、改善に関すること。
- (8) その他、障がい福祉の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会の全体会議の委員は、当麻町、比布町、愛別町及び上川町の障がい福祉担当課長及び地域づくり（自立支援）協議会長をもって組織し、当麻町長が委嘱する。

- 2 協議会に会長及び副会長を置き、委員互選によってこれを定める。
- 3 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 5 協議会の事務局は、上川中部基幹相談支援センター内に置くものとする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じ、その補充のために町長が委嘱した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(全体会議)

第5条 全体会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、全体会議に委員以外の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第6条 協議会に専門の事項を審査協議するため、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

(運営会議)

第7条 協議会の運営に資するため、毎月1回運営会議を開催し情報収集や課題整理を実施する。

- 2 運営会議の召集は、事務局が行うものとする。
- 3 運営会議の構成員は事務局職員及び各町障がい福祉担当者とする。

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員がその職務を行うため全体会議に出席したときは、当麻町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和38年条例第4号）に規定するところにより支給する。

(守秘義務)

第9条 協議会の構成員及び協議会出席者等は、協議会で知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成26年6月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

上川中部北4町だれもが暮らしやすい地域づくり協議会部会設置要領

(略称：北4町地域づくり協議会)

(設置)

第1条 上川中部北4町だれもが暮らしやすい地域づくり協議会設置要綱第6条第1項の規定により、次のとおり部会を設置する。

- (1) 地域づくり部会
- (2) 相談支援部会
- (3) 就労支援部会
- (4) 子ども支援部会

(協議事項)

第2条 部会は、次の事項について協議検討、調査研究を行う。

- (1) 地域づくり部会は、権利擁護、啓発活動や各部会からの課題を受けての検討や取り組みの協議を行う。また、障がい者虐待防止推進のネットワークを強化する。
- (2) 相談支援部会は、相談支援体制の充実及び支援内容の検証を行う。
- (3) 就労支援部会は、就労支援の推進及び支援内容の検証を行う。
- (4) 子ども支援部会は、子どもの育つ環境づくりや虐待の防止、支援事例の検討を行う。

2 支援事例の協議、検討にあたっては、秘密保持に留意する。

(部会の構成)

第3条 部会は、各町の地域づくり（自立支援）協議会の部会長及び当麻町、比布町、愛別町、上川町に所在する事業所・関係機関で実務を担当する者、当事者・団体等並びに上川中部圏域を所管する専門支援機関の担当者と構成する。

- 2 部会長は、部会委員のうちから上川中部北4町だれもが暮らしやすい地域づくり協議会会長が指名する。
- 3 部会長は、運営会議に部会活動の報告、提言などを行う。
- 4 副部会長は、部会委員のうちから部会長が指名し、部会長に事故があるときにはその職務を代理する。

(部会委員の任期)

第4条 部会委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(部会の開催)

第5条 部会長は、必要に応じて部会を招集する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は平成26年6月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

上川中部北4町だれもが暮らしやすい地域づくり協議会体制図



関連する法律・条約

○障害者基本法

（目的）

第一条 この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）

（目的）

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百三十三号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

○障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）

（目的）

第一条 この法律は、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による障害者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

○障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）

第1条 目的

この条約は、全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。

障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な機能障害であって、さまざまな障壁との相互作用により他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げ得るものを有する者を含む。

○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）

（目的）

第1条 この法律は、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人による障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進等に関し、国等の責務を明らかにするとともに、基本方針及び調達方針の策定その他障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品及び役務に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資することを目的とする。

愛別町
第2次障がい者基本計画
第4期障がい福祉計画

発行日 平成 27 年 3 月
編集・発行 愛別町役場保健福祉課

〒078-1492 北海道上川郡愛別町字本町 179 番地
電話 01658-6-5111 Fax 01658-9-3933